

令和5年9月第6回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和5年9月12日(火)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主監 上村 有美

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 澤田 直弘
病院事務長 佐古田 敦子 農業委員会会長 山下 文一

8. 議事日程

日程第1. 一般質問

1番 川村 太志 議員

- ①商工業について
- ②人手・担い手不足対策について
- ③早明浦ダム再生事業関連について
- ④備品等購入の際の地元調達について

2番 上地 信男 議員

- ①町長の政治姿勢と将来を見据えた行政運営について
- ②今後の農業支援施策について
- ③地域文化の振興について

3番 永野 栄一 議員

- ①まちなかの活性化について
- ②行川流域の砂防堰堤工事用道路の活用について
- ③30年災害対応工事について
- ④花粉症対策の促進について

4番 白石 伸一 議員

- ①町政の現状について
- ②地域おこし協力隊の現状について
- ③令和5年度の町民プールの運営について

5番 澤田 康雄 議員

- ①農業委員会の活動等について
- ②町道の改良舗装について
- ③国土調査について
- ④本山梅慶を売り出し本町の知名度アップを
- ⑤本山町の遺跡文化財について

6番 松繁 美和 議員

- ①特定地域づくり事業協同組合について
- ②国民健康保険について
- ③男女共同参画の推進について
- ④公共交通政策及び福祉タクシー・バス料金助成事業の拡充に関連して
- ⑤平和行政の推進について

開会 9:00

○議長（岩本誠生君）おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開

きます。

本日の議事日程はお手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1．一般質問

○議長（岩本誠生君）日程第1、一般質問を行います。

通告のありました順番に発言を許します。

2番、川村太志君の一般質問を許します。

2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、2番、川村太志、一般質問をさせていただきます。

今回は、商工業について、人手・担い手不足対策について、早明浦ダム再生事業関連について、備品等購入の際の地元調達について、以上4項目、事前に通告いたしております。よろしく申し上げます。

まず、先日、本町商工会青年部が鳥取県の三朝町商工会青年部と災害協定を結びました。全国的にも有名な温泉地である鳥取県三朝町は、さきの大雨により大変な被害に遭われた地域でもあります。

三朝町の商工業者の若手経営者と本町商工会青年部は、災害時に互いの事業が地域で一日も早く再開し、町の復旧につながるよう協力し合うように協定を結びました。その協定式は、役場3階の町民ホールを活用させていただきました。この場をお借りし、改めてお礼を申し上げます。

現在、商工会青年部は部員数が13名です。45歳以下の商工業の経営者、後継者が所属しています。商工会青年部は地域を基盤に商工業を営む経営者として、社会的責任を自覚し、地域商工業の発展と地域福祉の増進を目指し、かけがえのないすばらしい地域社会を創造していくことを使命としています。そして、若き後継者として、経営者としての質を磨き、未来に向けた活力ある地域振興の再生を目指し活動しています。本山町の商工業者数は168事業所、商工会の会員は122事業所、組織率は70%を超え、県下でもトップクラスの組織率になっております。

本山町の重要課題の一つに産業振興がありますが、本町は林業や農業を中心とする一次産業が基幹産業として栄え、二次、三次産業が発展する中で地域住民の豊かな暮らしが今につながっています。

本山町で地域住民が豊かに暮らしていくためにも、最も重要なことの一つとして商工業の振興について、まず1項目め、質問させていただきます。

まず、3月定例会の一般質問で、小規模企業の振興に関する条例の制定に向けた取組について提案をさせていただきました。その答弁で、令和5年度より町商工会と連携して、先行

事例等から学ぶ調査、研究から始めていきたいと考えており、その後、町と商工会を中心に検討会を立ち上げて慎重に検討、議論を諮っていきたいと考えていると答弁いただきました。制定に向けての取組状況についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。答弁を求めます。

○町長（澤田和廣君）改めまして、おはようございます。

2番、川村議員の一般質問にお答えします。小規模事業振興に関する条例のご質問について、3月議会において質問をいただきました。

本町のような中山間地域におきましては、地域経済を支えている企業はその多くが小規模事業者になります。この小規模事業者によりまして、地域の消費活動や雇用を支えていただいております。

ご指摘の条例は、小規模企業の持続的発展に向けた基本理念や国、地方自治体、小規模事業者、各種団体等の役割や連携などを規定するものになるものだというふうに考えております。担当課で調査、検討をしてきておりますので、その経過などについて担当課より答弁をさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）それでは、川村議員のご質問に対しまして、町長の補足答弁をさせていただきます。

先ほど町長がおっしゃりましたとおり、令和3年4月に高知県の中小企業・小規模企業振興条例が施行されたことを受けまして、その後、県下の各市町村のほうでも条例制定の作業が順次進んでおります。全国的には高知県の進捗具合がちょっと低迷しておるということで、現在県下では4市町村が制定済みということになっております。

本町の現在の取組状況であります。先ほど言いました県条例でありますとか、先行して条例化しておる他市町村を参考としまして、条例案のたたき台のほうを現在作成をいたしまして、商工会事務局のほうと情報共有をしております。

今後、役場内や商工課内等で協議を諮りながら、それぞれの果たすべき役割や責務はどのように分担し、小規模事業者を支援していくかのポイントにつきまして協議を諮っていく計画となっております。

現在、事業の進捗については、策定作業に向けて、現在たたき台をもって事業検討しておるという段階であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）ありがとうございます。引き続き制定に向けてよろしくお伺いいたします。

また、商工業者の支援メニューの拡充についても質問をいたしました。

令和5年度に新たに拡充された支援メニュー、また加えて令和6年度に拡充予定の支援メニューがありましたら、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）川村議員のご質問に対しまして、答弁をさせていただきます。

まず、令和5年に拡充しました商工関係の支援メニューにつきましては、まず起業・創業補助事業、これは以前から実施をしておる事業でございますが、本年度よりその補助の対象者に事業承継のほうも補助対象に加えております。

これにつきましては、昨年令和4年に商工会と連名で行いました小規模事業者向けの実態調査におきまして、事業承継に当たって円滑的に進める必要があるというところのアンケートのご意見がございましたので、その声を受けまして、事業承継の部分もこの事業で拡充して取り組むということにしております。

続いて、2点目としましては、現在進行しておりますチャレンジショップ事業であります。お試し開業を支援する2店舗を現在建設工事中でありまして、既に第1期目のチャレンジャー2名は決定をさせていただいております。今後10月のオープンに向けて、事業を進めていくという計画となっております。

それに関連して、商工会と連携した空き家台帳の作成事業も本年度実施をさせていただいております。

こちらは先ほど言いましたチャレンジャーが1年から1年半後に卒退をして、自立して起業していくという部分で、やはり空き家店舗を貸せるかどうかの情報が必要ということで、本年度はその実態調査をして、空き家のストックを幾つか構えて、卒業した後そちらへ入っていただくというようなことを考えております。

続いて、物価高騰支援事業としまして、今月9月より行っております地域振興券事業、こちらも今月から使用開始ということで順次事業が進んでおります。これは地域の商店街への底上げにつながることを期待されております。

関連しまして、10月よりはスタンプラリー事業、昨年大変好評でありました。これも昨年に続いて実施をするということをしておりますし、しそキャンペーンのほうも継続して開催する予定となっております。

続きまして、来年令和6年度の拡充メニューということですが、これはちょっとまだ事業計画のほうが未定ということですが、昨今の商工事業者のほうからの非常に声が高い部分はやはり事業支援が必要ではないかということで、現在担当課のほうで協議、検討を諮っている事業で検討事項であります。

まず1点目としましては、電子決済サービスへの対応ということで、昨今非常に電子決済サービスというものが進んできておりまして、特に若者でありますとか本山町を訪れます観光客等はこのサービスを受けたいというような需要が増えておりますけれども、やはり初期コストの問題でありますとかランニングコスト等々、非常に導入の関係では資金が必要ということで、このあたりをやはり支える仕組みが必要でないかということで検討を図っておるところであります。

そして、先ほども言いましたけれども、空き家の情報を今年は調査をして、来年度空き家に入っていただく際にはやはり改修等が必要となると想定しておりまして、新しいチャレンジャーが卒業した後、空き店舗に入る際の初期投資の改装の部分を何とか行政が支援する必要があるのではないかと、この点も今後の課題としてちょっと制度設計をしておるところであります。

大きくはその2点を今後の課題として取り組んでいきたいという方向性であります。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）ありがとうございます。

前回の質問のほうでも創業向け支援メニューは創業にかかる補助金に加えて、チャレンジショップもできるということで充実してきていると申しました。

ただ一方で、既存事業者向けの支援が弱いと感じると前回も言わせていただきました。既存事業者向けの支援メニューの拡充について、具体的には売上げを拡大しようとする事業者の取組に対して、例えば新規顧客を獲得するためのチラシ作成やホームページ作成、生産性を高める機械設備の購入、店舗の改装などに使える補助金メニュー、大きな設備投資をする場合は国や県の補助金がありますが、やはり小規模な事業者がチャレンジしやすい比較的少額の取組に使える補助金をつくっていただきたいなど。

補助金申請に当たって、また経営計画書の作成を事業者に求めることで本山町の事業者の経営力向上につながると思います。新たな取組をしようとするきっかけづくりを商工業者支援メニューとして拡充するのはどうかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

先ほどご指摘がありました幾つかの支援メニューにつきましては、大変重要な課題であると受け止めております。

前段で説明しました条例化の作業も進めておりますので、そういう協議の中でもいろいろご意見をいただいて、条例化プラス支援メニューの拡充ということも一つ取組の課題となっておりますので、そういう中でも検討を図ってまいりたいと思います。またよろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君）2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）よろしくお願ひいたします。

次の項目に移らせていただきます。

○議長（岩本誠生君）どうぞ。

○2番（川村太志君）2項目め、人手・担い手不足対策についてでございます。

産業振興をしていく上でどの業種でも大きな問題となっているのが人手不足・担い手不足でございます。6月議会の町長の行政報告で、この課題に対して町として特定地域づくり事業協同組合設立の検討をしているとの報告がありました。

これは季節ごとの労働需要等に応じ、複数の事業者の事業に従事する労働者を派遣する事業で、人口減少が進む中山間地域において農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため有効な制度として、県内では東洋町と馬路村が取り組んでいると聞きます。

本山町では、町内事業者に対してアンケート調査を行い、この調査結果を踏まえ、事業化の可能性を探るため検討を進めていくとのことでありました。

そこでまず、アンケートについてお伺いいたします。

アンケートの送付は何社に対してか、そしてどんな項目があったのか、またアンケートを踏まえ本山町で実現の可能性はあるのか、具体的にイメージできている仕事の組合せ等があるようでしたらお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部の答弁を求めます。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）2番、川村議員のご質問にお答えします。

先ほどご説明がありましたとおり、特定地域づくり協同組合の検討を行うため、アンケート調査を実施しております。なお、アンケート調査に当たりましては、追加で事業者のほうに追加して調査も行っております。

産業別にはなるんですが、合計で21社に対してまずアンケートを行っております。産業別でいきますと、農業関係で6社、林業関係で4社、福祉関係で4社、観光関係で2社、販売業者で1社、加工販売で3社、畜産が1社となっております。21事業者に対してのアンケート調査を行っております。

アンケートの具体的な中身のほうをお答えさせていただきます。

まず、この制度の趣旨というか制度のことについて知っていたか知っていなかったかというところです。主立っての意見としては、知らなかったが13社ありました。

この制度を利用したいかというような質問をさせていただきました。利用したい、興味があるというのが19社ありまして、約9割の方が望んで希望があったというところです。

その上で制度を利用したい理由としてという質問をさせていただきました、回答としては繁忙期の人手が少ないからというのが9社ありました。そして、担い手の育成というところで3社、またその会社が求人の募集をしても来ないからというような意見が4社ありました。

この上で実際にもし事業をする上で、時給というかお給料を払うというところでの話で利用者負担というところの金額の質問をさせていただきました、時給でいきますと900円から1,500円の幅がありました。1,000円以上につきましては、その資格、能力などに関するようなものでそういった設定となっているようです。また、日給でいきますと8,000円から1万7,000円というような答えで、特殊な作業においては1万円以上というような回答でした。

そして、月別、1年間を通じての雇用となるところで派遣をどこにしていきたいかというところの問いかけをさせていただきました、6月以外は全部希望されていたというの

が状況です。

全体的な意見としてあったのを少しご紹介させていただきますと、季節を通してのバランスが難しいと、年間を通しての雇用という意味だと思います。それから、今まで派遣を受け入れてきましたが、派遣事業者自体が人手不足の状況が続いている。特にこの山間地域で働く場合において、人材の確保ができるかが心配であるといった意見、それから若者や移住者、定住の促進を考える上では雇用面は非常に大きい要素である。この事業についてのすごい要素であるという意見をいただいておりますが、その反面、地域の居住面や居住するところに問題があるのではないかと感じている。こういったことを同時に進行していく考えは必要ではないかというようなご意見もいただいております。

この意見を踏まえまして、現在主に農業関係の年間通じての雇用ということ、派遣ということを考えておきまして、繁忙期の手手が少ないという意見がありました9社からの事業化と組合が成立するかどうかというところを現在検証、検討しているところです。

今、組合せが主に農業関係で組合せをしながら収支のバランス、収支の見通しを検証しているところです。

今後の予定として、この見通しを立てつつ、内容につきまして9月に再度検討会というものを実施したいと考えておきまして、その中には県の推薦するアドバイザーの方と、高知県、そして中小企業団体中央会の方にこのプロジェクトという形で参画していただきまして、伴走支援という形で一緒に検討を進めていきたいと考えているところです。

現状としてそういった状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）ありがとうございます。

実際に、アンケートに回答した事業者からは、この組合が本山町にできることで自社で解決が難しい人手不足を解消する手段となり得ると期待の声を聞いております。

アンケートを踏まえた現状の取組状況について、設立に向けての課題、またその課題に対してどう対策を取っていくのかお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）お答えします。

課題を幾つか今挙げられているところは、業種が2種、二つ以上の組合せというところがやはり課題と考えております。

県下で名前を言いますと東洋町、全国的に言うと海に近いような形の、海辺のほうでやっているようなことが多いんですが、やはりそこで考えてみると、観光という派遣方法というのが多くて、農業同士、中山間で山の中で農業、農業というのはなかなか課題というか、どうやっていくかというような組合せが課題にはなっています。

本町におきましては、比較的大きな規模の農業団体というか、事業者があるので、その組合せとしては今一つ成立しているものがあるんですが、そこから一つの組合せとして今



検討を進めているところです。

それから、いわゆるマルチワーカーというものにはなるんですが、この仕事。なかなか若者にとって、これは魅力があるものかというところがあります。ここの点は、しっかり仕立てというかマルチワーカーという仕事を理解いただきながら、やっていただけるのかどうかというのを検討しなければならないところです。

それとあと、今特に思っていたのが、この組合ができた後にやはりその方が無期雇用になって、ずっと永住するまで雇用するということがありますので、その点を考えていくと、やはり最終的に卒業するというか、そこの組合でとどまらずに派遣先なりのそういうところで仕事もしくは起業というような流れにやはりつくっていかないと、この事業だけですぐ永久に支援しつつというのはなかなか厳しいのではないかと考えています。やはり出口戦略的な、そこで組合員が卒業するようなイメージが大事かと考えております。

それと、最初にこの組合の話をいただいたときに、やはり事務的なところの話の職員と、それとは別にリーダーというか事務局長的な人が存在がすごく大事になってくると考えております。

というのが、そこで働く方が仕事もこれから慣れていくためにも、その事業所との調整なんかを含めて、そういったリーダー的な役割の方が連絡調整や仕事を回すというようなこともしていかなければならないというようなことにはなるのではないかと。やはり、そういう方が1名は絶対要るんじゃないかと考えております。

あと、もう一つ最後にですが、派遣先の事業者から見たら、本制度を利用して、安価には言いませんが、単価を安くして賃金の削減のような形で雇用、派遣をいただく、派遣をしてもらうような仕組みではちょっと困るところがあります。

地域単価というか、単価的なところ、地域の単価があるものを、しっかりした組合ができた後には、そこに対価というか、お支払いいただかないと組合として成り立たないと考えております。

以上、そういったところが課題で、対策のところはこれから具体的に考えていく段なので、何かというところはありません。ただ、この事業、質問の中にあつたかもしれませんが、山間地域と過疎地域と呼ばれる地域で高齢化が進む中で仕事と雇用とを何とか維持をする、継続するという意味では人口減少に立ち向かっていく一つの方法になる事業だと考えております。いわゆる持続可能なまちづくりを進める上でも必要な事業とは認識しておりますので、引き続きこの可能性について検討していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）ありがとうございます。

9割の方が利用したいとアンケートを書いているように、今現在、人材不足・担い手不足が明確に出てきている課題であります。町としても、ぜひ前向きにご検討をいただけたらというふうに思います。

次の項目に移らせていただきます。

○議長（岩本誠生君）次へ進んでください。

○2番（川村太志君）次に、3項目め、早明浦ダム再生事業関連についてでございます。

早明浦ダム再生工事が令和10年まで実施されます。これに伴い、飲食、宿泊、生活関連の小売・サービス業等、大きな経済効果が見込めますが、本山町としてどのように捉えているのか。また、数年前からこれは分かっていることではあった中、この工事を地域経済の好循環化へつなげる取組について、具体的にこれまでやってきたこと、これから取り組むことについてお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）2番、川村議員の早明浦ダム再生事業に伴う地域経済の影響等による、この地域の活性、好循環につなげる取組について答弁させていただきます。

現在、水資源機構様のほうから現時点でのピーク時に約230人の工事関係者が就業されると聞いております。嶺北地域においても、それに伴う生活関連の支出による経済効果が見込まれるとともに、受注者の敷材等の調達の需要もあると考えております。こういったところで、本山町の商工業者も含めて経済効果があるのではないかとということなのです。

町としましては、好機として捉えまして、工事受注者の事務所、宿泊施設、宿泊等の用地のあっせんを積極的に取り組んできております。

現在決まっておりますのが、旧吉野中学校跡地への本体工事関連の工事業者の方が事務所等のところ誘致をいただくということ、誘致をしていただくということで聞いておるところです。

あとそのほか、この工事期間が長期間にわたるというところで、水資源機構様からの話をいただいております。工事関係者に渡せる町内の業種別の一覧表みたいなものがあれば助かるという話を聞いております。この点におきましては、本山の商工会のほうに情報共有させていただいたところなのです。

現在、そういった取組を進めてきているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）インフラツーリズムとして早明浦ダムの左岸展望台周辺の施設改修等を進め、早明浦ダム再生事業に伴うダム湖の眺望や堰堤工事の移り変わりを楽しむ交流人口の拡大が町内全域に波及するよう推進していくと令和5年3月定例会施政方針の中でおっしゃっていましたが、現状の取組についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）答弁させていただきます。

早明浦ダム再生事業に伴う工事の本格化に伴いまして、早明浦ダムを核としましたインフラツーリズムの取組についてだと思えます。

現在、水資源機構と嶺北4か町村、土佐れいほく観光協議会において検討されておると聞

いております。

町としましても、このツアー誘客による経済効果を期待しておりますので、インフラツーリズムの中でルートに本山町の例えばアウトドアヴィレッジ本山を観光拠点とさせていただきまして、川のラフティングやカヌーなどの体験または集落活動センターと連携した体験イベントなどを連動させる、あるいは現在取り組んでおります町なかの活性化の取組など、町なかへ誘致する仕掛けなどを仕掛けながら、宿泊等につなげるなどを行いまして、インフラツーリズムのツアーに組み込んでもらえるように積極的に働きかけをしていきたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）早明浦ダムの左岸の展望台の整備のほうはどんな状況になっているのでしょうか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただきます。

左岸側の展望台の周辺整備の中で、ちょっと課題となっておりました水道の管の破裂の状態が長く続いておまして、その関係でトイレのほうの使用も一時中止ということとなっておりましたが、このたび工事の関連で水資源機構のほうで配水管の修繕工事のほうを実施をしていただきましたので、あそこのトイレのほうまで水がまた来るようになっております。その状況も受けまして、本年度トイレの改修工事にこの秋入る計画となっております。

また、関連して、先ほどインフラツーリズムというような取組が検討されておるとということが報告されましたが、あそこの設置場所は非常に眺望がいいというところ、また工事の状況も観察できるという利点を生かしまして周辺整備も計画しておるところであります。

これについては、国のかわまち事業の計画の中でも取り上げていただきたいという要望もしておるようでありますので、そのあたりもちょっと状況を見ながら関連の整備も検討を図っていききたいと考えております。

○議長（岩本誠生君） 2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）ありがとうございます。

このような大きな経済効果を生む可能性のあることについては、担当レベルだけでなく、ぜひ町長のトップセールスを強ちに推し進めていただきたいと思います。

民間は競合との競争に日々大変な思いをしながら努力しています。市町村間での競争においても、本山町がリードできるようにぜひ町長のトップセールスに大きな期待をしております。町長、どうでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

この再生事業につきましては、先ほど担当課長からも話がありましたけれども、事務所や

宿泊所の誘致については、本山町内の可能な場所なんかを検討して、まだ入札が始まる前から水資源機構に対してこういうところがあるので、そういう業者に対して紹介してもらいたいということで、住民の方にも協力もいただきながら取組を進めてきたところでございます。

あわせて、左岸の件ですけれども、先ほど課長からありましたけれども、かわまちづくりということで、その計画の見直し等も控えておりますので、国交省のほうに対して、町の考え方とか要望とかということは、今月も予定しておりますけれども、そういう要望もするというのを予定しておるところでございます。積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）力強いお言葉、ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

最後に、4項目めのほうに移りたいと思います。

○議長（岩本誠生君） どうぞ。

○2番（川村太志君） 備品購入の際の地元調達についてでございます。

役場の物品購入等における地元調達状況について、お伺いをいたします。

少額の購入であっても、役場全体として、また年間となれば非常に大きな金額となります。本山町が年間に物品等の購入に対して支出している額は総額で幾らか、そのうち地元業者で調達している割合はどれくらいか、この数値を把握し、その上で目標を設定し、毎年少しでも地元調達率が上がるよう努力すべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 2番、川村議員のご質問にお答えいたします。

物品等の調達につきましては、基本地元調達ということで進めておるところであります。年間の割合ということでご紹介申し上げますと、令和4年度の消耗品総額は2,637万3,000円。物品購入金額については7,906万円でありました。

そのうち、地元業者で調達している金額の割合について申し上げますと、消耗品総額の約45%、1,181万円を地元で調達しております。残りの55%、1,456万3,000円につきましては、町外から調達した消耗品になりますけれども、主なものとしたしましては、コピー機のカウンター料、コピー用紙は地元調達でありますけれども、この新庁舎には約6台のコピー機がありますけれども、それを使用するごとにカウンターで計算していきます。そのカウンター料としてのコピーカウンター料、そして感染症対策の消毒液やペーパー類、この間コロナ対策でありました。加えて、去年は衆議院選挙と町議選挙がありました関係で、選挙の看板でありますとかポスターなどの消耗品が発生をしておるところでございます。

物品の総額については、80%の6,297万6,000円を地元で調達をいたしておりまして、残りの1,608万4,000円が町外調達となっております。

令和4年度は、新庁舎を整備した関係で例年より備品が増となっております。新庁舎関係の備品を除いた金額で申し上げますと、町内の調達が1,154万2,000円、町外調達が1,303万2,000円となっております。

消耗品と同じような割合になりますけれども、感染症対策の備品の購入、選挙関連の備品が4年度には含まれておるとい状況でございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）ありがとうございました。

安いからといって町外で購入しても、目先のコスト削減のみで終わります。少しずつのコスト削減も積もれば大きな額とはなりますが、地域でお金を循環させる意識を持つことが地域経済活性化には重要であると考えます。地域の商工業を利用することで、地域でいろいろな業種の事業所が存在しやすい環境を側面的に支援することにもなります。

本山町で豊かな暮らしができる大きな要素として、地域の事業者の存在はとても大きい。そのことを行政として、全職員が意識するように町長のリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

そのような職員が役場にいることは町民にとっても非常に心強く思います。まずは、地元の調達率向上の機運をつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）以上で、2番、川村太志君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）それでは続いて、6番、上地信男君の一般質問を許します。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）皆さん、おはようございます。

ただいま議長からのお許しをいただきましたので、6番、上地信男、ただいまより一般質問を行わせていただきます。

一般質問につきましては、いつもどおり3項目でございます。

1項目、町長の政治姿勢と将来を見据えた行政運営、そして2項目が今後の農業支援対策について、そして3項目めが地域文化の振興という3項目で、順次通告書に従いましてご質問をさせていただきます。

ご承知のように、9月となりました。

令和5年度も6か月が過ぎようとしておりますので、それぞれの事業の点検、そして来年度に向けた事業計画等をする時期となっておりますので、その辺はいろいろなことで精査して、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、若干ご質問させていただきます。

さきの議会で、地産地消の推進ということで、環境負荷軽減ということで、フードマイレージの議論をさせていただきました。

今回は、地球温暖化対策の推進に関する法律というのがございます。これは、第21条に、都道府県及び市町村は、単独または共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとする、というふうに21条に明記されております。

さて、この法に基づいた本山町第2次地球温暖化対策の実行計画、これは事務事業編で作成されたと思いますが、これは平成28年3月に作成していますが、現在までの検証、前段でお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）6番、上地議員の一般質問にお答えいたします。

平成22年度に町内公共施設の温室効果ガス排出量削減及び省エネルギー化を目的といたしまして第1次の本山町地球温暖化対策実行計画を策定し、5年間の計画として取組を進めてまいりました。

平成28年度からは、先ほどご指摘のとおり、第1次計画を継続的に実施するため、5か年計画として第2次の本山町地球温暖化対策実行計画として取組を継続してまいっております。

しかし、この間、庁舎の改築などがございまして、公共施設の状況も大きく変わってまいりましたので、現在、その次期計画などにつきまして検討をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）この計画を立てた時点からいって、当然庁舎ができました。それと、それぞれの町が関わっている施設の環境も変わってきているかと思えます。

こういうことをやはりきちんと捉えて、本来の姿に即したもので計画を立てていただきたいと強く要望しておきます。というのが、国を挙げてこれを最初に立てたときには、まだ国も2050年、二酸化炭素の排出ゼロというようなことの基本的な宣言をしていなかったと思えます。その頃からいってかなり綿密な計画が必要ではないかなと思っております。

それで、少しこの資料を見させていただきますと、たしか全体的に平成26年、このときには大体目標値1,523に対して、4.9%の削減とかというようなことがございました。当然目標値を定めて今後そういうふうな計画を策定するのであろうと思えますが、その辺をしっかりと捉えてお願いしたいと思えます。

それと、もう一点。ちょうど本山町も2021年9月、ゼロカーボンシティ宣言をいたしました。これは町長も何かの折に発言もなさっておりましたのですが、ご承知かと思えます。

町長、以前、フードマイレージのお話をしたときに、たしか吸収率が排出量の3倍というようなお話を、確かに地産地消というのは重要ではあるが、排出量の方は、私はその

ときに少し感じたんですが、フードマイレージで食品などを地元で調達すればこのぐらい削減されるよといったときに、開きが3倍ほどあるのでそんなに綿密にそういうものは立てなくてもいいような雰囲気私に伝わったんですが、私の聞き方がまずかったのかもしれませんが、確かに町長がおっしゃいますように、大体吸収率が7万6,000トンぐらいあるかと思います。それと、排出量で言ったら2万6,000ぐらいあるんじゃないかなと記憶しています。

そういうお話が、数値があつて町長がそういうふうにおっしゃったのかと思いますが、ここ1点確認なんですが、先ほどと重複しますが、しっかりとした地球温暖化対策の推進法というような法律もごございます。類似の法律もごございます。

今後はそれぞれの場面で必要なものをきちんと目標値を掲げ、計画する必要があるんじゃないかなと思っております。再度、町長の認識をご確認させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

3倍というお話は多分この話だと思います。森林を活用したいいわゆるカーボン・オフセットの問題で、高知県民有林収穫表を用いて、本町の民有林の二酸化炭素の吸収量を推計すると年間7万6,508.3トンの吸収量となり、環境省が発表した2018年の部門別二酸化炭素排出量の現況推計では、本町の二酸化炭素排出量は年間2万6,000トンとされていることから、排出量の約3倍の吸収量があるということで、森林の二酸化炭素の吸収量について発言をしたような記憶がごございます。それはそういう実態としてあるということでごございます。

あわせて、フードマイレージの話がありましたけれども、やはり地産地消、輸送コストなんかにかかる環境負荷ということを見ると、より近くの食材をとという地産地消なんかを進めることで、二酸化炭素の削減に努めていくという取組も必要じゃないかということは同感でございます。

あと、今回その地球温暖化対策の実施計画は、やはり今後まだ公共施設でもLED化もできておりませんし、公用車なんかのEV化とかといういろんな課題もあると思っておりますけれども、そういったことにもやはり積極的に取り組んで、経費節減にもなりますし、二酸化炭素節減というような取組にもつながるものと考えておりますので、そういったことについても積極的に検討、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）いろいろな環境面というのは、非常にこれから重要視されます。今までは少しハード面の脇に置かれておりました自然保護とかそういうふうなものにかなりお金を割く時代になってまいりました。

予算の枠組みの中にもかなり今後占めてくるんじゃないかなと思っておりますので、今後それぞれの法を遵守してしっかりとした計画の策定を強く要望しておきます。

次に、②でございます。

令和4年度まちなか活性化計画です。これの策定をなされまして、さきの議会で私も一部いただきました。

さて、この策定にかかった費用的なものがお分かりになれば、お願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁を求めます。

誰、答弁。

（「休憩を取ってもらえますか」の声あり）休憩はいいけれども、これは通告してある内容がもう分かっておるわけだから、すぐ答弁できるように準備をしてもらわないといかんですよ。

暫時休憩します。

休憩 9：55

再開 9：55

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

資料が整うまで次の質問をしてください。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）費用については、またお分かりになった時点で議論したいと思います。当然、今年ですか、いろいろな様々な計画書を策定するようになっております。

私、以前、費用のお話をしました。それは作成費用を問わず、いろいろな少ない人数で成果を短時間で上げるためには、委託とかという部分というのは、そういうふうな制度を積極的に利用しなければ当初の目的が達成できませんよというお話はこの場でお話ししました。

あと、費用が分かった時点でまた少し本題に移りたいと思います。

次、この内容で、費用にかかわらず若干お話をお伺いさせていただきたいんですが、さて、この計画の中で少し見させていただきまして、ちょうど開会日にございました街路灯のお話、若干出ていました。

当然、この街路灯をどういうふうに整備するのかと。28年前にたしか建設し、かなり経っております。そういう現状は担当課長のほうから懇切丁寧にご説明もありましたが、さて、九百数万円ですか、今度予算化しているとは思いますが、若干その内容、議案質疑もございますので、そんな詳しくはやりません。

恐らく、商工会への委託とか、まだ事業主が商工会であって補助金か、そういうような内容を若干お聞かせいただけたらありがたいです。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）町なかの街路灯の整備についてというご質問でありました。私が分かっている範囲で答弁をさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、約28年前に商工会のほうで整備されました街路灯、現在、町内に80か所ございまして、主には町なか、市街地周辺、そして国道439号線沿い、寺家、吉野地区、そして上関地区と多方面に広がって整備がされております。

これまでも台風時に風の影響で倒れかかったとかということもありまして、この街路灯を何とかしなければならぬという問題意識は持っておりましたが、このたび高知県のほうで、エネルギー価格高騰の交付金のほうで、一定、商店街の街路灯整備に充当できる補助事業が7月に補助要綱が示されましたので、その事業を活用して整備を計画しておるところであります。

この事業、商工会のほうで事業主体になりますので、県のほうにも補助申請を商工会のほうからしていただきまして、これが3分の2の上限の補助が予定されております。残りの3分の1の部分は本山町のほうで負担金を予定しておるところであります。

現在、80か所を整備するに当たっては、既存の電柱のほうにも転嫁する形で整備を考えておりまして、新たなポールを設置等は考えておりませんので、頑丈な、そして電気を取りやすい、電柱のほうから設置する方向、既に隣の土佐町のほうで事業がやられておりますので、それを本山町のほうでも考えておるところであります。

現在、各地域との協議、事業の説明でありますとか、先ほど言いました電柱の場所が変わることによって受益される方もちょっと場所が離れたりして、その調整も必要となりますので、そのような調整等を地元の区長を中心に地元のほうでも話し合いをしていただいて、現在、事業に向けて今動いておるところであります。

以上、簡単であります、答弁させていただきます。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君、なお、この問題は初日の議案審議で大分内容を説明してもらっていますので、重複しないような形で質問を続けてください。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）私の問いかけが少しまずくて申し訳なかったです。

街路灯の話、当然、まちなか活性化計画の中にも街路灯の整備なんかもございましたので、引用させていただいてお話をお伺いしました。

それでは、端的に申し上げます。

防犯灯も兼ねておるといようなことで、この計画書の中に若干そういう記載もございします。

要は、これから料金が発生するわけでございます。受益者負担ということで、今それぞれの地域では、地域の特性で料金を個人負担でいろいろやっている部分がございますので、できましたら今後は自己負担があまり高額にならない程度での行政側の助成等、今後検討していただきたいというのが1点でございます。

この街路灯、公衆街路灯Aという区分でございます。今まではワット数でいっていましたが、今度の新機種になれば多分表示がVA規格ということになって、恐らくボルトとアンペアの関係で料金は若干変わってくるかもしれません。

そういうところをしっかりと研究なさって、受益者に負担のかからない方法というのは、あまり大きくかからない方法を講じていただきたいということ強く要望しておきます。

それと、当然日割り計算になるのか、そういうようなことで、そういった受益者、住民の方が混乱を招くようなことにならないように電力等をしっかりと話ししてやっていただきたい、これは要望でございます。

それでは、費用のことについてお話を、この計画の作成のことについての費用について伺います。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）大変失礼しました。

令和4年度のまちなか活性化委員会の費用面の報告をさせていただきます。

委託料として276万8,480円、研修会、視察費用として使用料というところで7万6,422円、そして委員報酬として33万となっております。

経費としては以上ですが、これまで令和4年度、視察を含めて6回の委員会で今回の基本計画というものを作成しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）ありがとうございました。

確かに、大きな基本法があつて計画をつくるいろんなものがございます。介護保険計画とか、そういうようなものについては委託とかというお話もしました。

どうでしょう、この二百七十数万、町なかといったら身近なところでございます。今後、計画をいろいろなものを策定するには、全てこういうふうな方法を取るのか。

やはり、いろいろな計画というのは職員のスキルアップにもなります。基本的には、やはり身近なまちづくりのことを今後論じてつくり上げていくわけでございます。全て委託がいいのかとは私は思いませんが、町長はどういうふうに捉えるか。この辺の所見を若干お話ができたかと思しますので、よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

今、職員数も少ない中で、限られた人数の中で事業をやっておりまして、こういった委員会の運営等なんかにつきましては、そういうコーディネート役ということで委託をして、このまちなか活性化計画、これは議員の皆様にもお配りさせてもらっておりますけれども、取りまとめをしたところでございます。

確かに、こういった委員会なんかを通じて職員のスキルアップとかということは私も同感でございますけれども、今回のまちなか活性化の委員会での論議の整理や計画の策定の資料作成とかということについては、委託をしてきたところでございます。

今後につきましても、例えば町の振興計画なんかにつきましては今までも手作りでやってきておりますけれども、やはり各職場で論議をし、そういった大きな計画のときはプロジ

ェクトチームを立ち上げて、そこでも論議をし、また職場に戻すという、それを繰り返しながらブラッシュアップと申しますか、計画を策定していくという作業を取ってまいりましたけれども、やはりそういう作業で力をつけていくということにもつながりますので、それぞれの取組についてはその都度判断をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 6番、上地信男君。

○6番（上地信男君） いろいろな例があろうかと思えます。

全て委託とか、そういうふうにせずに、ひとつ身近な計画は職員の手作りをお願いをしたい、そういうふうに強く要望しておきます。

さて、このすばらしい計画ができました。具体的に詳細を全て把握しておりませんが、これは一体いつまでにここに書かれたすばらしいものをつくり上げるのか。何か記述的なものがあるのか。5年なら5年、10年なら10年、そういうふうなものがあるのかの確認でございます。

一つ確認をしたいと思えます。お願いします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） この計画の実行期限を定めたものは、ものとしてはございません。

ただ、将来的なことを考えて、これは町なかだけではなくて町全体のこういったまちづくりの活動を将来展望していく上で、そういうことをコーディネートしていく組織も必要じゃないかということで、今資金調達も含めて、行政が予算を組まないとな動かないというんじゃないかと、場合によっては外部資金、それは目的を持ったふるさと納税とか、それからクラウドファンディングとか、いろんな方法があると思えますけれども、そういった資金調達も含めてそういう運営組織がつかれないかと。

これは将来展望ですので、具体的にまちなか活性化委員会の中にもそういうことを論議する小委員会みたいなものもつくって検討しておりますけれども、そういう将来展望を含めた取組もございまして、今、旧役場の跡地とか、庁舎跡地の活用についても、このまちなか活性化推進委員会でも検討いたしましたし、この前は住民の皆さんのワークショップで論議もされています。

これは様々な意見が出ています。こういうふうな施設があつたらいいんじゃないか、いや、もう施設は必要ないんじゃないかというご意見もございまして。

今後、10月には町民全体を対象として、これはまちなか活性化委員会の取組について説明する会をこんだてるようにしておりますけれども、そういったところでも意見を聞きながら進めてまいると。

ただ、施設というのは、行政が造って、はい、どうぞというのは、これはもうどうもよろしくないんじゃないかということで、どういう方が使うのかとか、どういう要望があつて使うのかということも検証しておかないと、箱ができたけれども活用できないということになってはいけませんので、そういったことなんかも今後検討していかなくてはならないと思えます。

それから、まちなか活性化推進委員会の計画につきましては、当然いろんな意見が出ています。でも、これは推進委員会とか行政がやるわけじゃございませんので、プレーヤーというのはいろんな皆様に依存して行ってやっていくということですので、これに書かれたいろんな計画がございますけれども、これは住民の皆様とも一緒に取り組んでいきたいということにしておりますので、これは全ていつまでにやるのかということについては、まだそういう期限を切ってものを完成させるというようなものではございませんので、町なかでできることをみんなで取り組んでいこうという、住民の皆さんも一緒に取り組んでいこうというのがこの推進委員会での考え方ですので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 6番、上地信男君。

○6番（上地信男君） 分かりました。

この計画をいつまでというのは今のご答弁で分かりました。

ただ、先ほど町長のお話の中に旧役場のお話がありました。多分、建物として用をなさない危険な建物になりつつございます。例えば、これを具体的に来年度取り壊すとか、そういうような具体的な計画があるのかなのか、これについてご答弁をお願いします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

この旧庁舎の取壊しの問題でございますけれども、当初は次の計画がもし決まれば場合によっては有利な財源もあるということで検討しておりましたけれども、少し時間を要しそうなこともございますので、そういう意味では先行して取り壊すということも含めて今後庁内で検討していきたいと、役場内でも検討していきたいというふうに思いますし、そうすると予算等につきましても議会のほうにもご相談をさせていただくということもございますので、それも含めて今検討中です。

○議長（岩本誠生君） 6番、上地信男君。

○6番（上地信男君） 取壊しについては来年度に行うような計画が良策じゃないかと思いません。というのも、チャレンジショップができて町なかへ人をと言っても、なかなかああいうふうな建物があるということになれば、若干あまりいい雰囲気ではございません。

そういうことなので、そういうことも含めてご検討していただきたいと思います。

そして、小さいことでございますが、町なかを人と呼び込むということで、当然町長ご承知かと思いますが、町制100周年のときに、それぞれ郵便局があり、法務局、裁判所、云々のご案内の看板があったかと思えます。あれは総点検して、きちんと人に見ていただける、そういうようなものにもするののも一つの配慮じゃないかなと。

これはご答弁は要りません。強く要望しておきます。

以上でございます。

次に、③国土調査法、このほうにまいります。

国土調査法には土地分類調査、水調査、そしてこれから申し上げます地籍調査がございます。

この地籍調査は、一筆の土地所有者、それから地番、地目、そして境界等を確認する調査でございます。本山町ではこれを国土調査と称してなさっておりますが、さて、この国土調査、今まで計画して、そして今後の課題とか、そういうふうなものがあれば資料に基づいてお願いしたいと思えます。

資料についてはあらかじめ議長にお願いしておりましたので、よろしくお取り計らいをください。お願いをいたします。

○議長（岩本誠生君）資料配付のため暫時休憩します。

休憩 10 : 15

再開 10 : 16

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）それでは、6番、土地議員のご質問にお答えします。

資料としましては、高知県土木部用地対策課が本年1月に出しております高知県の国土調査を使いまして説明したいと思えます。この資料につきましては、高知県の状況が全て載っておりますので分かりやすい状況と思われまますから、この資料を使わせてもらいます。

まず、ページを開きまして36ページ、この資料によるページ数で36ですが、これまでの高知県における国土調査の事業費が出ております。令和4年度では18億2,500万となっておりますが、これを次ページの実施市町村、県の資料に間違いがありまして27となっておりますが、現在実施しているのは42ページにあります25町村が実施しております。18億2,500万を25で割ると、1町村当たり7,000万ぐらいが事業費平均になると思えます。

それから、次の資料は着工年度。本山町は昭和60年から着工しております。お隣の土佐町なんかは14年ぐらい早くて昭和46年というところで着工しておりますので、事業進捗が進んでいるようなことが分かるんじゃないでしょうか。

3年度末の進捗率は76.9%が本山町の進捗率です。これにつきまして、認証が終わりましたところが完了という表現になっております。

続きまして、38ページは、その調査方法と3年度の実施面積。全ての町村が、備考のところにあります。測量業者委託というふうなことで、一般事業の外注型というところを全ての町村が採用しています。

外部委託という、先ほどの質問にもありましたが、国土調査におきましては調査をするのは専門調査員がいる国土調査事業者のほうが有効性があるということで、その事業を採択しているところが全てとなっております。

次のページ、39ページは先ほど言いました進捗率。

それから、40ページは残事業、どれぐらい残っているかというところで、本山町の総面積が124.22平方キロです。その内、調査対象面積が96.24。これは国有地を除いたもの、それから吉野川の河川というところを除いたものの面積が96.24となっております。

本山町の平均の事業推進面積は2平方キロになっています。

令和4年度は、寺家・吉野の一部をやりまして、測量方法の精度の違いから事業費が伸びますことから0.43平方キロということで、単純にその残り面積を、22.24をその0.43で割れば52年ということになります。平均でいきますと2平方キロですから11年。

しかし、先ほど言いましたように、市街地につきましては測量精度を上げることが必要ですから、山林地域、今年の七戸につきましては縮尺2,500での精度で測量していますが、市街地はその精度ですと、境界点を復元するとそこに戻らない可能性がありますので、測量精度を上げるというところで事業所なんかは事業費が載っているところです。

それから、最後になりますが、49ページをご覧ください。

本山町の地図があります。

先ほど言いましたように、本年度は七戸の一部3.3平方キロを約6,000万円ぐらいの事業費で実施しておりますが、これがきびす山とあって、七戸というところが汗見川の上流にあると思えますが、この部分を今実施して、あと3年ぐらいはこの部分がかかるとは思いません。

近年、国土調査事業は、社会的な、経済的な側面よりは、防災復興事業の準備といった効果にシフトされておまして、その採択につきましては、七戸地区でいきますと土石流の危険箇所とか、急傾とか、地滑りの地区があるところ、防災的観点がある地区への優先配分が行われるというふうな事業費配分が県のほうで行われております。そのため、今後におきましても防災対策事業と連携した戦略的な調査というのが求められると思えます。

以上、前段の説明といたします。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）親切な資料、ありがとうございました。

これで見ると、かなり長い年月の中で調査なさっております。そして今、担当課長のほうからお話がありました公共事業的なものがあって、土石流とかそういうようなもの関連づけたもので調査場所もお決めになっているのかなというようなニュアンス的なものもございました。

さて、これはどうなんでしょう、まだ少し時間を要する、年数を要するようなことがございますが、あと3年ほどして七戸が終われば、次はどういうスタイルで次の調査場所を決めるのか。何か一つの目安があれば、お考えをお教えいただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）先ほど言いましたように、配分につきましては今のところ県が災害を防除する地域からの優先配分ということに努めております。

七戸が終わりましても、その意味では本山町の急傾とかそういうところがありますので、どこに行くかということここではすぐ返答はできませんが、そういうところが優先して事業配分が行われる必要があると思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）一つ今、担当課長にお聞きしたのは、だんだんと高齢化になっていきます。それぞれの境界が分からず、苦慮しているというようなのも現実がございます。特に山間部です。林地ですね、山林。

できたら、多分お話も若干あつとるんかもしれませんが、3年後には特にうちの調査をお願いしたいと。十分地域を挙げて協力体制は整えるのというようなお話で、そういう話ではなかなか順番を要望してもすぐに来ないだろうかというようなお話も私はお聞きしました。

ただ、地元の体制なくしてこの調査は恐らくできないと思います。それぞれのところをご案内していただかないといけないので、かなり時間を要する調査ではございますが、繰り返しになります。そういうふうな地域からの要望があれば、次に七戸が終わればそこを調査の対象地区に加えていただけるような可能性があるのかないのか、お願いします。

○議長（岩本誠生君）住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）議員のほうからは、要望があればというところでありましてけれども、残事業が七戸が終わりますと80%を切ってくるようになります。

効率のいい調査ということも必要になります。例えば、それにつきましては、ただ、地元の調査協力だけでは、地権者同士の協力も要りますし、近隣のところから順番にやるほうが効率がいい方法もあります。限られた事業費の中で調査を行っていくというところでは、そういうことも含めまして、地元の協力、それから残っている地区は意外と難易度が高い、新規地区でも難易度が高いところが残っています。例えば、吉延の一部とか木能津の一部は地図が混乱しちゅうとかいうことがあって、農村部ですごく吉延はやりやすいようなことがあるかと思いますが、切り図と現地が違う状況もありますので、なかなか進まなかった状況というのは残事業地区にはそれぞれの事情もありますので、それも調整しながら、事業配分を見ながら対象地区を決定していくこととなると思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）分かりました。

実施の一つの目安とかということについて、ご丁寧にお話もございました。

当然公共事業的なものもございますし、それぞれの利活用、成果の利活用、そこを合わせていくことでの計画もあろうかと思いますが、先ほど私申し上げました、地元の熱意で何か

要望が届くようなものがあれば、ひとつどうか頭の片隅へ置いていただきたい、そういうふうに思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、次に母子保健のこと、若干お話をさせていただきます。

母子保健法の一部、これが改正されました。令和3年度から施行されております。特に改正後は、市町村は出産後1年を経過しない母子の心身の状態に応じた保健指導、相談、その他の助言を行う産後ケア事業を行うよう努めなければならないと明記されております。

本町におきまして、その現状、そして今後の計画についてお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）6番、上地信男議員の質問に対し、答弁をさせていただきます。

議員のご質問のとおり、令和3年度に母子保健法に位置づけされています産後ケア事業について改正をされております。

この事業の目的としましては、先ほど議員もおっしゃっていましたが、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することが目的とされております。

この支援の内容につきましては、短期入所、いわゆるショートステイ、通所・デイサービス、居宅訪問・アウトリーチの三つの支援方法がございますけれども、本町の場合は居宅訪問、いわゆるアウトリーチで対応を行っております。

事業の現状につきましては、保健師が産後1か月以内に行っております新生児訪問などにおいて母親や家族との面談により事業の必要性を説明し、場合によっては助産師と一緒に訪問するなど相談内容により対応しておりますが、実績といたしましては、事業開始以降の希望者はちょっと少ない状況にありまして、令和3年度では4件、令和4年度では1件、令和5年度の9月1日現在では1件という状況になっております。

なお、今後につきましては、現在までの利用者、またそれ以外に関わっておる子育て世代等のニーズを踏まえまして、今後の支援の内容を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）それぞれ年度での希望者というか、最初が令和3年が4件、それから4年が1件とか、5年年度途中で1件とかというお話がございました。

例えば、令和4年1件というお話があったんですが、対象者というのは何件ぐらいおられたんでしょうか。それについてお伺いします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）対象者というのは、出産された方が何人おって、この事業を使った方が何人おったかということですか。

令和4年度の出産につきましては6名がおられまして、この事業を使った方が1名であったということになります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）出生ということについては、だんだんかなり少なくなってきております。

それで、少ないそういうお子様、きちんと社会に出すまでに育て上げるということが大きな母子保健法の狙いでございます。

それで、最近どうしてこれは変わったかという、たしか平成27年に妊婦・出産包括支援事業というのが新たに始まりました。今回、令和3年度に産後のケア事業を町村で行わなければならないと義務化したのは、さらにそれ以上に、令和27年に出した包括支援事業以上にきめ細やかな母子に対しての相談であったり、保健指導、それを望んでのことらしいです。

今後、せっぱい許される範囲で出産した該当する子ども、ご家庭があれば、やはり先ほどお話がありました6名のうち1名というのだけではなく、しっかりと手だてがいくような形で、今後この事業を進めていただきたいと強く要望しておきます。

いろいろな事情があろうかと思いますが、どうか分母と分子がイコールになるようお願いしたいと思っておりますので、今後の方針について再度担当課長にお伺いします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）できる限り子育ての環境につきましてはケアが必要だというふうに考えておりますが、一方で、この事業につきましてはその趣旨が、いわゆるお母さんの状態によって、産後鬱とか、核家族化の状況によって子育てに不安を持っている方についてのサポートのところが基本的なメインになっております。

こういう状態で子育てをすることによって、それが虐待につながっていくというような側面も持っておりますので、その辺も踏まえまして状況については気をつけて推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）ひとつ、現場を預かる部署として、きちんといろいろな制度がそれぞれのご家庭に届くようなご努力をお願いしたいと思います。

それでは、⑤でございます。

更新住宅行政について若干お伺いいたします。

たしか、これについてはかなり以前からこの場で何度かご質問をさせていただきました。確認でございます。

旧住宅の撤去を行って事業完了とすると解するんですが、その認識の再度確認でございます。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）6番、上地議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容のとおりで、撤去が完了して事業を完了するものであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）そうしたら、町長に少しお尋ねをさせていただきます。

旧住宅を撤去するまでには、今後どういう手順でやっていくのか。具体的に、例えば当然壊すためには旧のところにおられる方が新たなところに入居していただくようお願いに上がり、そして今後いろいろなことで地域とのお話も進めなければならないと思います。

全ての項目についてのお話は要りませんが、時期も要りません。時期を言えば非常に大変だと思いますので、こういう手順で最後の完了まで考えているというようなことがあれば、それぞれ区切ってお伺いできたらと思います。

お願いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

この改良住宅の取壊しにつなげていくまでにはまだまだ少し時間がかかるかなというふうには感じておりますけれども、老朽化した改良住宅を建て替えると、住み替えしていくということで事業に着手して現在に至っておりますが、戸数の問題等、まだ課題が残っております。

更新住宅として建てた住宅につきましては、老朽化した改良住宅にお住まいの方に入居をしていただきたいということで先日もお話をしたところでございます。ただ、これまでのお約束との問題があるということもございまして、なかなか入居に至っておりません。

目的を持った住宅でございまして、入居していただきたいということについては引き続き話をしていかなければならないというふうに考えております。それができますと取壊しもできますし、ただ、地区とのお約束の問題で50を40にしたということがまだ納得がいけないということもありまして、その問題についてはまた違う形での、いずれにせよ住宅政策で更新住宅もやられておりますし、今後、町の住宅政策としても住宅の確保というところでは何かの解決ができないかということで頭をひねっておるところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）ある程度のお話の経過的なものも今お伺いできました。

その中で戸数というお話もございました。そういうふうなものを含めて、当初の目的どおり速やかな完了を迎えられるように強く要望しておきます。

この5件については以上で終わります。大項目の2項目めに移ります。

○議長（岩本誠生君）どうぞ。

○6番（上地信男君）そうしたら、次に今後の農業支援策についてのお話をさせていただきます。

ます。

令和5年7月更新の令和2年度を100とした基準とした令和4年度農業物価指数は、農産物価格指数総合で、これが102.2、前年度比は1.4%の上昇。そして、お米は7.1%マイナスですね。それから野菜が9.8%の価格上昇。

そして次に、農業生産の資材、これの価格指数は総合で116.6%、前年比では9.3%の上昇でございます。肥料が27.4%、そして飼料が19.4%の価格上昇、これは前年比でございます。

先ほどご案内した農業生産資材価格指数、大きな変動値になっております。

このような状況下で、今後の農業施策で来年度に向けて考えている支援策、こういうふうなものについて具体的な例があればお伺いできたらと思います。

お願いをいたします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）6番、上地信男議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年来からのエネルギー価格上昇や農業生産資材等の価格の上昇によりまして、農業者経営は大変影響を受けております。また、厳しい状況が続いております。

この問題につきましては、全国的な課題といたしまして、物価上昇対策について国のほうよりも様々な施策を講じておりますが、いまだ抜本的な改善につながっておりません。

また、本町においても、昨年来から農業用肥料及び畜産飼料高騰対策支援事業や営農継続支援事業等、農業支援施策を進めてまいったところではありますが、今後においては単独の自治体のみでは支え続けることが非常に困難であるということで、その辺り限界も感じておるところであります。

国のほうにおきましても、現在、生産コストが上がった分については適正な価格への販売につながる仕組みづくりが進められているところでありまして、現場のほうからも大変強い意見が寄せられておるところであります。

なお、JAグループのほうでは、このたび物価上昇等を反映しまして、お米の取引価格を昨年よりも上乘せするという話が進んでおりますし、本山町が取り組んでおりますブランド米、天空の郷のほうも令和23年度産米は若干上げていくという方向で協議も進んでおるところであります。

そのようなJAグループをはじめとする農業関連団体のほうで、非常に農家の切実な声を受け止めた対応も進んでいるところでもあります。そういう運動が広がって、経営に反映していくということが求められておるところであろうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）現状については何回か詳しくご説明がありました。

先ほど一例を挙げてのご答弁もいただきました。多分、これは価格補償的なことなのかなとお話を聞いたのが、JAの関係で米価についてある程度の価格を補填するようなお話だったかなと思って聞きました。

恐らく、先ほどご案内した、私が資料を若干ご説明しましたが、農業物価指数、これは農林水産省のホームページから引用させていただいたので、そのお断りはしておかないといけないと思いますが、これはいつも公表されております。

これを見ると、繰り返しになるんですが、農産物の価格指数と、それからいわゆる農業生産資材の価格、これは均衡していればある程度いいのかもしれませんが、かなりだんだんと離れてきておるといのが昨今の状況でございます。

農業に関して全て、農業に関してだけではないんですが、かなり最近の上がりょうというか、そういうふうなものがかなり先行きが見えません。

私、お願いしておきたいのは、やはり単年度単年度でいろいろとあるかもしれませんが、農業という一つの経営基盤を考えたときに、やっぱり総合型補助金的なものを今後検討することが必要じゃないかなと思っております。肥料が高騰してきたら、その費用、そして飼料的なものが高騰したら、その飼料的なものに補填するとか、いろいろあろうかと思いますが、総合的に経営安定化支援補助金とか、何かネーミングはすぐに思い浮かびませんが、何かそういうふうなことも、今後先行きが見えないこういうふうな時代でございます。

改めて町長にお伺いするんですが、町長につきましては、農機具の補助金的なものもつけていただきまして、いろいろと農業の方も、農家の方に対しても高い評価をいただいております。

何か町長にお考えがあれば、その一部でもお伺いできたらと思います。

よろしく願いをします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

この物価高は世界情勢が絡んでおりますので、本当に不透明であると。あわせて、円安ということもありまして、この状況がどこまで進むのかということについては本当に不透明だというふうに考えております。

昨年度は臨時交付金などを活用して、いわゆる営農継続支援事業というネーミングでございますけれども、畜産や農業支援について事業を実施してまいりました。今年も、これは財源はございませんでしたので、町の単独事業として営農継続支援事業という形で事業化をして、予算化しております。

来年度についてという話もございましたけれども、今後この限られた財源の中でどういう支援ができるのかと。先ほど総合型の補助制度と、いわゆる経営安定化という話もありましたけれども、これは国策でやる所得補償とか、ヨーロッパのほうではそういう事業があるというふうに聞いたことがございますけれども、農業を守っていくということでは、そういう大きなところでの論議も必要じゃないかということも感じます。

私、全国町村会や高知県町村会等もございまして、そういった場でもそういう農業支援とか、いろんな論議が出てきておりますので、そういう場でも全国の町村会や県の町村会とも歩調を合わせて、そういう要望の機会がありましたら要望もしていきたいというふうに考えております。

町としては、今ある営農継続支援事業と、それから関係団体とも連携をしながら、農業や畜産、林業、第一次産業、先ほど商業の話もありましたけれども、先ほどの商業の話で補助助成制度が必要じゃないかという話を受けましたけれども、そういったことなんかも今後6年度予算編成に向けて検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）来年度事業の計画なども予算が伴うものでございます。近くなりました。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、一つ、②も関連がございまして、町長の所見をお伺いして次にまいりますが、農地、これは以前、町長とも議論しました。農地を守り、集落を守り、本山町を守ると、こういう構想で農業に対しての支援をお願いするという議論は、この中でかなりさせていただきます。

さて、今日は水田の果たす機能について若干ご案内させていただきます。

一部では、大雨時の保水能力等について、その役割が示されています。

水田の構造は、目で見える表面上の確認できる作土層、そして鋤床層から構成されておりますが、長年の耕作と、また農機具が大型化し、そして水田の地盤安定化が失われております。

床盤が一定でなく、一つの水田でも浅い箇所、そして深い箇所が存在し、水田の耕作にも著しく支障があります。

このような水田のメンテナンスや小規模の圃場整備への支援も営農の合理化を図る上では重要と考えますが、所見をとということで、こちらのほうへ質問するようになっておりました。

若干いろんな形で先ほど農業支援についてはお話もお伺いしましたので、特にこれはご答弁は要りません。総合的にご検討していただきたいと強く要望しておきます。

次に、③でございまして。

最近の異常気象で、露地栽培を中心に行う場合、栽培過程での病虫害対策にも非常に神経を使うわけでございまして。

農家から種々の相談も多いかと思いますが、こういうふうなご相談が来た場合の体制、そういうふうな体制はどのように取っておられるか。

例えば、例を挙げて言います。

今年、田植時期に非常にお天気が続きました。そして高温でございました。そうしたら、ガス、二酸化炭素とかメタンガスが発生して稲の生育に支障が出ると。そういうふうなことで農家からも問合せが若干あったかと思いますが、こういうふうな事例があれば対応についてはどのように取っておられるのか、具体的にお伺いできればと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）6番、上地議員のご質問に対しまして答弁を申し上げます。

本町の病害虫の発生に対しては、高知県農業技術センター内に県病害虫防除所の専門機関が設置されておりまして、専門知識を持つ県の職員が発生現場等に出向き調査を行い、本地域では嶺北改良普及所が連携して管内の病害虫発生状況等が定期的に町のほうへも情報提供がされております。

なお、嶺北管内で病害虫の発生により特に農産物への悪影響が大きいと判断された場合には、県改良普及所より住民向けの注意喚起の伝達放送が町のほうに要請がされまして、告知端末放送を通じて各農家へ情報伝達と対処方法を伝える体制となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）ありがとうございました。

いろいろな県の出先へのお問合せであったり、相談であったり、そういうふうなことだと思えます。

先ほど一つ、一例を挙げさせていただいたんですが、細かい部分で、水田、稲作なんかのご相談事、どうも役所へ言うよりは、どこへというような農家もおられるのが実態のようでございます。

今後は、さらに担当課が窓口になって、よりきめ細やかな営農指導、そういうふうなものができるいいのではないかと考えます。これは、営農指導をするためには営農指導員というのが必要になりますし、実際なかなか職員数も限られております。

私、申し上げたいのは、やはり県の機関とか、そういうふうなものを利用するのであれば、きちんとしっかりと受けたところの部署が相手にきちんとしたお言葉というか対応を返す、こういうふうなことの体制でよろしくお願ひしたいと思っております。

このことについては町長もいろいろと職員に対してのいろいろな訓示で申し上げておるということですが、さらに相談があったものについては先方方にお返りする、そういうふうなことを今後きちんと周知していただきたいと思っておりますので、長くの答弁は要りません。町長の所見をお伺ひします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）今のご質問についてお答えします。

年度始めの、いわゆる仕事始めのときにも職員にも訓示もしましたけれども、住民の相談があつて返事をするという約束をしていることについては、速やかにするようにと、時間を置かないようにとというようなことを話を職員に対してはしております。今後も同じ考え方ですので、そういった相談については、その対応について十分留意してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）庁舎も新しくなって業務も進んでおります。

どうかその辺、しっかりとした体制で今後行政運営をよろしくお願ひしたいと思います。
次に、3項目めに移ります。

○議長（岩本誠生君）どうぞ。

○6番（上地信男君）令和3年度4月に文化財保護法の一部が改正されました。

無形文化財、芸能、これは工芸技術など、そして無形の民俗文化財、風俗、習慣、民俗芸能、民族の技術等、そして登録文化財が今度いよいよ新設されました。これは、地域の祭りや郷土料理、これも文化財として評価に位置づけが示されました。

以前にも文化財保護法の一部が改正が予定されている時期で議論もしてまいりましたが、改正後の本町の文化財行政について、また取組についてのお話をお伺いできたらと思っております。

ここで少し詳しくお話ししますが、無形では今まで指定という部分しかございませんでした。無形文化財ですね。これが登録文化財というような項目ができたということでございます。町でいろいろと行っておられますお祭り、そういうふうなものも登録して文化財的なものに当然位置づけられるということの法改正でございます。

それでは、質問の趣旨に戻ります。現状をお伺いします。

よろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁は。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）6番、上地議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

地域文化財の振興、質問にありました改正があった令和3年4月以降、文化財行政の取組についてでございますが、現在、本山町内における文化財の指定状況につきましては、県指定が4件、町指定が26件の計30件となっております、うち1件が無形文化財として上関阿弥陀堂の奉納相撲が民俗文化財として指定をされているところであります。

文化財保護法の一部改正がございました。令和3年4月以降における新たな文化財の指定につきましてはございません。また、改正のときに無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度が新設されておりますが、そういった登録も町にはないところでございます。

文化財保護法で無形文化財、芸能、無形民俗文化財、民俗芸能等が幅広く文化財の裾野を広げて保存活用を図るため、登録制度が新設されております。

本町ではまだ登録制度の活用はございませんし、これまで検討していないところでございます。今後の対応に向けて、指定との違いの整理、基準について検討が必要だというふうを考えております。

高知県内ではまだ登録制度を活用されていない、事例はないというふうにお伺いしております。しかし、本年度において、文化財調査を進める市町村がございまして、その中で登録制度を検討しているといった自治体があるとお伺いしておりますので、その情報収集も

しながら参考にしていきたいというふうに考えているところでございます。

登録制度を活用して登録となれば、現在の文化財保護条例等の見直しも若干手続が出てくるというふうにも思っておりますので、いずれにしましても研究、準備を進めていくといったことが必要になろうかというふうに思っております。

登録制度については以上でございます。

今後も貴重な町の資源である文化財保護につきましては、文化財保護委員会での協議、地域の皆様から情報収集などをしまして、保護に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）現状の報告、説明、ありがとうございました。

一つ、今まではコロナといういろいろなことで、祭りであったり、いろんなイベントであったり、かなり縮小してまいりました。そして、町の中を見渡すと、ある程度ハード事業的なものもだんだんと整備されて、いよいよこれからはソフト面での本山町の見直しの時期じゃないかなと考えております。

ですから、先ほど教育長のほうからご案内がありました。改めて町長にもお伺いするんですが、県指定が4件、そして町指定が26件、計30件のこの文化財と位置するものを今後どういうふうに守っていくのか。そして、これを後の時代にどのように伝えていくのか、これは今生活しておる我々の責任でもあります。

指定されているからこの現状でよろしいかという問題と、例えば今、町指定されておる部分でも県指定に上げるものとか、そういうふうなものもございまして。こういうふうなお考えが今後必要ではないかと町長に改めてお伺いするんですが、何か町長に具体的な考えとか今後検討していくものがあればお話を伺いたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。町長にということでご質問でございますので。

今、町内では文化財の指定は様々なものがございましてけれども、やはり保全をしていくということも非常に大事だろうというふうに思います。そういった、例えば帰全山の史跡とか、それから城山もそうですし、それから紅簾石とか、枕状溶岩とか、その保全も私は大事だというふうに思っております。

それから、具体的に町の指定を県のというのはまだ教育委員会等と論議をしたところがございますけれども、無形では阿弥陀堂の、この前もテレビでも報道されておりましたけれども、そういった地域の皆さんで守っていただいておりますということでは、施設の保全と併せて、やはり地域の皆さんにどういうふうに守っていただくのかというようなことなんかも非常に重要な課題だろうというふうに思います。

町として、文化財の有形無形を含めて、保全についてしっかりとした対応もしてまいりた

いというふうを考えております。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）文化財保護につきましては、法律の改正によりまして町長部局での対応も可能というふうになっているところがございますが、現段階では今までどおり教育委員会において担当するというので町長部局とも協議をしております、しかしながら連携を図り進めていくということになっております。

教育委員会では、先ほども申し上げましたが、資料の収集に努めるとともに、文化財の委員会と共に巡視もしております。また、県の指定文化財につきましては職員が現地まで赴いてそういった巡回もしておりますので、そういった面にも努めているところがございます。

活用につきましては、町長も言いましたように、必要に応じて専門家等の評価もいただきながら、県等とも連携をして、県指定になるのかどうか、そういった作業を検討していくということになろうかと思っております。

追加の答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。あと7分時間がございます。

○6番（上地信男君）どうもご丁寧な答弁ありがとうございます。

繰り返しになりますが、当然、帰全山公園というのが県指定になっております。あの公園の中には野中兼山のお母様、秋田夫人、それから長女の方のお墓もございます。

帰全山公園全体が県の指定というような解釈かと思いますが、それぞれの中にそういう遺跡もあるというようなことで、今後さらにそこら辺も少し研究をなさって、後世に残るような文化財行政というか、そういうふうなものを持っていたきたいと強く要望しておきます。

これで私、用意しておりました一般質問が全て終わりました。

いよいよこれから秋の収穫時期にまいります。どうか、大きな台風もなく、豊作に恵まれるようなことを祈念いたしまして、これで一般質問を閉じたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）これをもって、6番、上地信男君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 11：08

再開 11：17

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君の一般質問を許します。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）議長よりお許しをいただきましたので、3番、永野栄一、一般質問を行います。

今回は4項目の一般質問とさせていただきます。

先ほど2名の方が一般質問をされていましたが、まちなか活性化とか、それから文化財のことも触れた質問がございました。

活性化というのは大きく分けて二つの面があるかなと。一つは経済面、雇用だとか、そういった面の経済面と、それから人的というか、人との交流、そういったものが活性化の対象になるのかなとふと思いました。

それで、先般、8月19日の土曜日に、上関阿弥陀堂奉納相撲が執り行われました。町長の答弁の中にも町の無形文化財に指定されているという話がありまして、今回は4年ぶりということで、NHKの「四国らしんばん」、ついにやっていただきました。ですが、本番のときはほんのちょっとしか放映されなかったんですけども、県内のほうの予告編じゃないですね、何回かやっているほうが相当詳しく、子ども相撲から始まって、例の嶺北地方ではなくなってきたようなお金をつるしたような、それから飛び入りの相撲とか、いろいろ宣伝してくれていました。来年はもっともっと活発化されるんじゃないかなと期待しているところです。

この奉納相撲についても、やはり地元の活動というのも大きいんですけども、それを支える本山町職員をはじめ、やはり無形文化財に指定していただいているとか、それから寄附金、本山町内だけではなく、町外の方も支援をしていただいている。それから嶺北相撲連盟等の人材的な派遣もありますし、それから屋台だとかいろんな人のつながり、あるいは経済効果等があって、やはり来年も楽しみにしているよというような声を聞きました。そういったところも活性化の輪がどんどん広がっていく一つの仕掛けではないかと思しますので、今後ともご支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ということで、1番目に本山町の市街地を対象としたまちなかの活性化について質問をさせていただきます。

さっきの同僚議員の一般質問の中にありましたが、まちなか活性化事業の一つとしてチャレンジショップの事業が進行しているわけですが、その中ですけども、全体的なまちなかの活性化計画というか、構想というのは、ちょっといろんな説明を聞いている中ではっきりしません。全体的なことを知るためにはどんな意見が出たかということをもとに知るところかなと思ひましたので、今回の質問といたしました。

それで、今後ともまちなか活性化事業といひますか、活性化委員会は今後とも続くということですが、それの中でどのような意見が今のところ出ているのかということについて、取りあえずお伺ひしたいと思ひます。

それで、特にその中で図書館建設とか、耐震化のされていない老朽化した大原富枝文学館の再建はこの本山町の市街地の中の活性化にとっては重要なウエートを占めると思ひます。

けれども、この件についてまちなか活性化委員会ではどのような意見が出ているのかと併せてお伺いしたいと思います。まず答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 3番、永野議員のご質問にお答えをいたします。

まず阿弥陀堂の関係、日が延びまして、ちょっと所用がありまして、残念ながら見に行くことができませんでした。残念でしたが、4年ぶりということ、地域でこれを営々と続けられているというこの歴史、非常に古い歴史もありますし、本当に敬意を表したいというふうに思います。

役場の若い者も、これは登竜門になっておりますけれども、相撲を取りに行っておりまして、けがはなかったかというふうに聞きましたら、体を痛いけれども大丈夫でしたというふうに言われていました。

いろんな方に支えられ、当然地元の力が非常に強く、団結されて、それに周りの支援もあってということだろうと思います。これからも本当に引き続きこの阿弥陀堂の奉納相撲、続いていくように、私もできることがありましたら一緒にやっていきたいというふうに思います。

まちなか活性化の取組ですけれども、今はまちなかということで、最初にちょっと話しておきたいのは、まちなかと言っていますけれども、これは町内全域に波及していくようにしていきたいというのが目的でもございますので、そういう意味では今の奉納相撲や上下関での取組、集落活動センターの取組なども含めて、委員にも入っていただいておりますけれども、それから汗見川とか棚田とか、町内全域に波及するようなことにはしていきたいというのは、これは活性化推進委員会の委員の皆さんとも合意された考え方でございます。

旧役場周辺は以前は市街地と呼ばれたエリアでございまして、かつては商店街がありまして、にぎわってございましたけれども、国道439号へ周辺の店舗が移転するなど、人通りがもう少なくなっているということ、また役場の移転により一層人の動きが少なくなっているというところでございます。

以前は、ある商店の方にお話を伺うと、日曜日にお店の前を歩いていた人はほとんどいなかったというような話をされてきました。一方で、アウトドアヴィレッジ本山には年間約7万人の方が訪れると、それから宿泊も約8,000人の宿泊者がいるという状況がございません。

そういうまちなかで歩いている人が少ない、寂しいという声について、こういった方々をまちなかへ呼び込めないかというふうに考えたのが、これまちなか活性化の最初の思いでした。ただ、まちなかを歩いてもらうには目的や魅力がなければならぬというふうに考えます。まちなかを商店街として復活させることは非常に困難でございますけれども、生活空間の中にお店があつたり、人が集うことができる仕組みができないかというふうに考えたところです。

また、東光寺さんや十二所神社や城山なども大切な私は資源だというふうに思っており

ます。こうしたことを町民の皆様と一緒に取り組みたいということで、昨年度まちなか活性化推進委員会を立ち上げて、まちなかにぎわいづくりを議論をしていただいたり、まちなかを何度か散策もして、新たな発見やまちなかについての再認識もしたこともございます。

そして、つくり上げたのがこのまちなかの活性化の計画でございます、これはもう議員の皆様にお配りをさせていただいております。そして、その中にいろんな町の捉え方を含めて、八つのプロジェクトから成る活性化計画を策定をしていただきました。

この計画のコンセプトは、この計画書の中にも書いてありますけれども、人がつながる「本山まちなか」ということで、まちなかで人がつながるといふふうになったらいいなということをコンセプトとして考えております。これは本山町を訪れた方だけではなくて、本山町民の皆様にも、まちなかへ足を向けていただくという取組にしたいというふうにご考えておるところでございます。

本年度はまちなか活性化の取組を町民の皆さんにも知っていただくということで、情報発信、いろんな会でやはりこういうことをやっていますということを伝えていこうというふうに委員の皆様とも意思統一してやっております。それとあわせて、行政や委員の皆様、そして町民の皆様と一緒にできることから実行していこうという話しを進めております。

時間的な余裕がありませんでしたので、一応、天候にもよりますけれども、9月29日には観月会を委員を中心にやってみようということで考えております。東光寺さんの境内なんかを使わせていただいて、9月29日、中秋の名月でございますけれども、観月会をやろうという、そういうことをやりながら、こういうことを町民の皆様にも呼びかけていって、どういうふうに中身をしていったらできるのかとかいうことも、そういう中から考えていきたいというふうに思っておりますし、みんなでできる、それから町民の皆様にも応援していただくということでは、このひな祭り展示というんですかね、ひな人形展示、ネーミングは、すみません、まだつけていなかったと思いますけれども、そういうことも来年の2月から3月に向けてやるということで、本年中にいろんな計画を立てて、お借りするひな人形、展示する場所、それから展示してもらう人なんか、行政とか委員だけじゃなくて、いろんな方にできる応援をしていただくということで、そういうプレーヤーを広めていこうということで、今、話し合いを今後も進めていく予定をしておるところでございます。

あと、八つのプロジェクトについては、それぞれ、先ほどの議員の質問にも答えましたが、今後これは時間がかかると思いますけれども、そういったまちなかで活性化を取り組んでいくことをコーディネートしていく組織を何とか立ち上げられないかということで、これはプロジェクトの8というところにあるんですけれども、まちづくり活動組織創設プロジェクトということで、これは行政が予算を確保しなくても、いろんな形で資金調達なんかでもできるんじゃないかと。先ほどお答えさせていただいたとおりですけれども、そういったことで、この組織を立ち上げられないかということで、これはなかなか長期的な時間がかかると思いますけれども、そういう組織なんかができたら、まちなかでの活性化の取

組について、経済活動や雇用につながるとか、それから人との交流という先ほどご質問がありましたけれども、そういうものにつながっていくということで、これは大きな課題でもございますけれども、それにチャレンジしていきたいというふうに今話をしておるところでございます。

あと、後段の質問で図書館建設や大原文学館の再建についてということで、当然資源として、それからまちなかの活性化として重要なものであるということの位置づけはされておりますけれども、これが建設とか再建の話までは、これは別の委員会がございますので、そこでも論議をされておりますので、この推進委員会のほうで再建の話、図書館の建設についてという具体的な論議はしておりません。

ただ、さくら図書室のある建物、中央公民館につきましては、昨年度耐震診断を行ってありまして、耐震性があるということも確認をしております。そういう意味では、そういうことを踏まえて図書館や民俗資料館などとして、この中央公民館の建物を活用してはどうかということについては、公共施設の委員会がございますけれども、そこへできればもう行政のほうから、こういう活用はどうでしょうかということを提案をしたいということは、今、私のほうで考えているところでございます。まだ委員会のほうに話はできておりませんが、そういうことでもう活用するんだったら早めに活用していきたいということで考えております。

あの施設、ただトイレとかいろんな問題がございまして、そういったことも踏まえて検討をしたいというふうに考えておるところでございます。

すみません、長くなりましたけれども、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君） ありがとうございます。

全町的に広げていくということで、今回のまちなかの活性化について答弁ございました。いわゆる新新新まちづくり委員会というような感じですかね。今度3回目、私がこちらに来て3回目だと思うんですけども、全体的に広げていくという中で、今回観月会とひな人形展示というのが具体的に上がっているということなんですが、やはり町長言われたように、住民の人にこういう構想でやっている、そしてこういうことをやるということをやっぱり住民に発信して、住民の協力を得ていくというやり方を今後とも続けてもらいたいというか、今まで以上に住民に知らせることが大切じゃないかなと思います。

それと図書館と大原富枝文学館、別組織で検討中ということですが、やはり先ほどこのまちづくり活性化をつくったのは、人通りが少なくなっているという趣旨で、アウトドアヴィレッジの客をと言っていましたけれども、地域住民の人通りも多くなるという点では、やはり図書館とか大原富枝文学館というのは重要なウエートを占めるんじゃないかと思えます。

特に大原富枝文学館は、先ほど言いましたように耐震化されていないと。耐震化されていないところにお客さんをお呼びするのはどうだろうか。住宅なんかでも、耐震化してい

なければ入居できないわけですので、この大原富枝文学館については早急な検討、結論が必要じゃないかと。特に大原富枝さんからは貴重なご寄附を頂いて、基金もあるわけですので、もっともっと積極的にといたしますか、今までのままずるずると結論を先延ばしにするのではなくて、やはり対応を考えていかなければと思いますので、今後の検討を促進させていただきたいと思います。これで終わります。

2問目ですけれども、行川流域の砂防堰堤の工事中の活用についてということで質問をさせていただきます。

この行川流域の砂防堰堤、30年災で5年が来ます。今、国交省の直轄ということで砂防堰堤工事が進んでいますけれども、5年目ということは、来年の3月が取りあえずの期限ですが、進行状況について取りあえずお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）答弁を求めます。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）3番、永野議員の一般質問につきまして答弁をさせていただきます。

答弁に当たりまして砂防事務所に進捗状況についてお聞きをしております。

行川の本川堰堤の工事につきましては、令和5年6月に発生した台風2号と前線性の降雨等の影響を受けて施工計画の変更について検討しておるところであるということです。引き続き安全に留意をして工事を進めてまいりたいとのことであります。

なお、本川堰堤は本堤の工事の施工中で、支川堰堤は本堤のみの完成となっております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）進捗状況、言った。進捗率とか何か言った、何%とか。

○建設課長（前田幸二君）それは言ってもらってないです。

○議長（岩本誠生君）言ってもらってない。進捗状況というのは、まずそれを言わんとね。全体が100%で、今大体何%ぐらいまで終わりましたとかいうのが進捗状況だというふうに理解するけれども、聞いてない。

○建設課長（前田幸二君）答弁に当たって聞いて、この返答をいただいているということで、何%の進捗とかそういうことについてはいただいております。

○議長（岩本誠生君）そのような答弁でありますので、質問者、どうぞ。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）延長というのはなかなか言いづらいところがあると思うんで、それ以上は言いませんけれども、その状況によって②、③の質問がちょっと変わってくるわけですが、②、③について同時に質問させていただきたいと思います。

取りあえず今のバイパスといいますか、仮設道路ができているわけですが、この工事終了後にはその仮設になっているところが、今のところ半分、上流側のほうですけれども、撤去されます。撤去されるんですが、その撤去される場所、迂回をしている市街地側にある現在の県道磯谷本山線を横切る河川、河川というか谷があつて、土管といいますか、管が

埋められているわけですが、その管が物すごく小さくて、1メートルあるかないかぐらいの小さいので、それが特にこの30年災においても畑とか床下浸水をしたわけです。通常の場合でも、ごみとか木の枝がかかると当然オーバーフローして、道路とか何かにあふれ出すというような状況のところですよ。

これを解決するためにはその土管を大きくせないかんわけですけども、今バイパスが、仮設道路があるうちに工事をさせていただいたら、県道を掘り起こして、土管が埋め直せるわけですけども、そういったことができないかとか、するべきじゃないかと思いますが、この対応についてお伺いすると、もう1件は、その撤去されない市街地の道路工事用の道路に、現在の県道から仮設といいますか、工事用の道路に行くまでの進入口、今のままだったら狭いし、鋭角になっていますので、進入ができるように曲線を引いた、大型車が通れるような進入口をつくる必要があるんですが、それをするためにはその工事が終わるまでに進入口の工事計画と、それから用地買収のことを話を進めないかんと思うんですが、現在どのようになっているのか、今後どのように進めていくかについて答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）まず、2番目の質問につきまして答弁をさせていただきます。

おっしゃるとおり、当該箇所は口径が小さいために増水時には十分水がはけずに、隣接の畑や宅地にあふれる状況が発生をしております。この工事では県道を通行止めにしての施工となりますので、迂回道路が必要となりますが、迂回道路となる町道の堤谷線などは非常に狭くて、大型車が通行ができず、すれ違いもできない、大変不便な状況となってきます。

地域からの要望として、行川流域の堰堤工事の工事用道路を迂回路として利用できないかとのお話をいただいております。砂防事務所との協議もさせていただきましたが、堰堤工事が完成し、工事用道路を撤去するまでの間に、当該工事のため工事用道路を通行することについても、一定砂防事務所にご理解をいただいたところであります。

地域や砂防事務所、あと県土木事務所と協議をしながら、工事の準備を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

3番も一緒によろしいですか。

そして、3番についての答弁をさせていただきます。

行川堰堤の工事用道路につきましては、土地の権利関係の都合によって道路を撤去する必要が、一部撤去をしなければならないという必要があります。残された道路については町道として利用させていただくように考えておりますし、道路構造物につきましては砂防事務所からの移管、用地につきましては地権者の皆様に用地買収にご協力をいただいて、お願いをさせていただくように進める予定をしております。

また、県道から工事用道路への進入路整備につきましては、県道の拡幅との兼ね合いもあ

りますので、県土木事務所とも協議をして、ご尽力いただきながら整備を進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）ぜひ県と調整してやってください。

先ほど言った砂防堰堤の工事がいつ終わるかによっても変わるとは思いますが、今もう始めていないと、もう終わる間近になって計画されてもなかなか実行ができないので、早めにやっていただきたいなと思います。

次、いいですかね。

○議長（岩本誠生君）次、進んでください。

○3番（永野栄一君）3番目は今度は30年災でも町の関係、町道等の町が担当するような工事ですけれども、これの対応についてお伺いをしたいと思います。

本年度で5年を経過、30年災対応工事の進捗状況を問うわけですけれども、特に災害認定を受けている河川工事や道路等の工事において、現在まだ対応がされていないところがあります。理由として、請負業者がないという理由でできていないという話をよく聞きますけれども、5年たちます。そういった積み残しの工事についてどのように対応されるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）永野議員の一般質問につきまして答弁をさせていただきます。

平成30年災害復旧工事につきましては、土砂撤去など簡易なものも含み46か所が復旧の対象となっております。そのうち4か所、大石麦山谷川、北山東コナンナロ谷川、大石下井水路、木能津水路が現在も復旧となっております。

これらの箇所は施工場所が狭くて機械が入らない、技術者や作業員不足など施工条件を理由に業者の応札が得られず、災害復旧事業の期間が過ぎた状態となっております。

しかしながら、2次災害の防止や地域の安全安心を確保する必要がありますので、起債や別途補助事業を活用して、順次、復旧事業を進めてまいります。

なお、入札につきましては、高知県に倣い、災害復旧工事のみを対象とした1者入札の試行や随意契約も活用しており、落札状況の改善に努めております。速やかに災害復旧ができるように取組を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）今回30年災ではない別途の事業費で実施されるということをお伺いしました。これは46か所のうちの4か所ということで出ましたけれども、ほかはないですか。

例えば、合茶地区の水路といいますか、谷が私有地のところで迂回をして、その泥、元の河川の状況に復旧をせにゃいかん事項というのは、迂回したことによって、田んぼがちょっ



と増水すると浸水をするとかいうところの査定については、30年災でたしか認められておったはずですけども、それと本当にほかの道路の路肩の復旧とかいうこともなかったですか。あと4か所だけなのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）最初のほうは、30年災の査定にかかったものについて報告をさせていただきましたが、元年災害や3年のものなどが残っております。

先ほど言われた合茶というのは多分カジャ谷川だと思いますが、ここについては業者との契約をしております、田んぼの終わる時期といいますか、水の出ない時期に施工するというので、現在は中止をかけております。

そのほかにも、例えば北山東線の路肩決壊や下関の頭首工、あと屋所谷川、古田川などが施工しなければならないところとして残っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）把握して、それから工事手はずも整っているということで安心しました。ぜひ事業がなされるように、今後とも努力していただきたいと思います。

次、最後、4番目の花粉対策の促進についてですけども、政府は今年の5月30日に国民病というんですかね、現代病というか、アレルギーの一種の花粉症対策として、30年後に杉花粉を半減させるという目標を打ち出しました。花粉症については杉だけではなくて、稲の花粉だとか、ブタクサだとか、それからいろんなのがあります。セイタカアワダチソウとか、何かいろいろあって、ほとんど1年中ぐらいかかる人もおられるようですが、その程度はいろいろ差がありますので、何とも言われませんが、決断はできませんけれども、やはりこういった国民病と言われる花粉症で生産能力が落ちてくる。いわゆるひどい人になると、なかなか仕事もできないぐらいになるというようなこともあります。

その対策として四つの柱が発表されています。一つ目は発生元の対策、それから2番目が飛散対策、それから3番目として発症等対策、いわゆるかかっても影響あるような症状にならないということですね、の3本柱から成っています。

うちには病院もありますし、それから杉についてはほとんどが人工林ということで、一番対応しやすいという事情もあります。

現在、本山町については町有地もたくさんあって、民営地より町有地のほうが計画的、特に土佐本山コンパクトフォレスト構想の中では、こういった花粉対策の促進に積極的にできやすいんじゃないかと思われま。

杉、ヒノキを植林することによって、現在、それだけではないんですけども、過疎化等もあって、有害鳥獣が人里に出てきて、いろんな被害を与えているという件もあります。

こういった意味で、やっぱり杉花粉対策をしながらといいますか、花粉が出ない杉を植えるというのは花粉対策ですが、それと同時に、やはり混合林といいますか、普通の雑木林的な植林をしていくということも杉花粉を抑えるという対策になると思いますが、この花粉

症対策についてどのように町として対応されるのかをお伺いをしたいと思います。

それと同時に、杉人工林の伐採や再生林の支援、これについては今のところ人材が少なくなっているという問題もありますが、その対応についてと、それから免疫療法、治療薬の普及をする必要があると思うんですが、そういった啓蒙活動だとか、治療費等負担など、まだこれはちょっと検討されていないと思いますけれども、現在の状況でいいですので、どのように考えているかについて質問をしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）間もなく正午を迎えますが、永野議員の質問が終わるまで続けていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）そのようにいたします。

では、答弁を求めます。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）3番、永野栄一議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

議員がご指摘されましたとおり、昨今、花粉症は多くの国民を悩ませております国民病として社会問題となっております。このたび政府を通じまして先ほど議員がご指摘ありましたとおり花粉症対策の3本柱の方向性が示されたところであります。

本町につきましては、現在のところ、まだ県を通じてこの花粉症に対する政策的なところが知らされておられませんので、現状、具体的な対応方針は持っていないところでありますが、本町におきましては、土佐本山コンパクトフォレスト構想やゾーニング部会での協議を通じまして、木造生産林、これは伐採から再生林に向けて生産重視で活用していく部分と、環境保全林、これについて効率性や災害リスク等の観点から区分をしてゾーニング計画をしております。

そのように効率性や経済性の高い木材生産につきましては、間伐や伐採を推進していくということとしておりまして、杉人工林の伐採後には、これは林野庁のほうで推奨しております花粉が少ない苗木、杉の苗木のほうへ植え替え、転換を図っていきたいというふうに考えております。

また、もう一方の環境保全林の区域につきましても、可能な場所から人工林の杉、ヒノキから広葉樹のほうに転換をしていくということも検討しておりまして、町内に広葉樹林が広まっていくことを通じまして、水源涵養や花粉症の対策にもつながっていくことを期待しておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）まだ県からの通知がないということですが、一応答弁として、花粉の少ない杉の再生林、それから広葉樹等のということをお話をいただきました。

これについては、民間の人、地主の人をお願いをせないかんわけですけども、それに先立ってやっぱり町有林のほうで積極的に実施しながら、住民の人にも要請していくという

ような形がいいんじゃないかと思います。ということで、行川山とかいろいろ大きなところがありますが、そういったところの再生林に向けて計画すべきだと思いますが、これについてどのように考えているか、というか、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。所見をお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

まず、先ほどの答弁の中で治療費用の負担の関係、これはすみません、まだ全然論議ができていないです。それこそ国民病というふうにご指摘がありましたけれども、花粉症患者さんが非常に多い中で、どういった治療費用の負担ができるのかというようなことについては論議ができていません。

今、町有林でそういったことが先行してできないかということでございますけれども、今までも牛蒡谷なんかを中心に、いろんな実験も含めて対策をしてきました。今そこは、再生林箇所というのはなかったというふうに思いますが、今後、間伐や皆伐を町有林内でしたときに、そういった苗を実験的に植えてみるということ。私は素人で非常に申し訳ないんですけども、生態系の問題とか影響はないのかとかいうことが少し危惧を私はしますけれども、そういった苗木がいいのかどうかということ、それはもう実証済みでしょうから、大丈夫だと思いますけれども、町有林でもそういうことも今後検討していければというふうに思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）ありがとうございます。いろんな計画がありますので、やはりじっくり考える必要はあると思いますけれども、現在伐採されている、今日の新聞でも大豊製材か何か、話が今シリーズで出ていて、なかなかこの伐採事業というのが滞っていると。それというのは人材不足というのはあるわけですが、そういった林業従業者を増やすと同時に、やはり伐採した後の計画書の確認だとか、いろんなやらないかんことがいっぱいあると思います。それに先立って、町として、先ほど言った町有林については比較的执行しやすいこととなりますので、率先垂範ではないですが、町有林については先行した形で実行していければ、こういった花粉症対策にもなりますし、ひいては有害鳥獣対策にもなるというようなこともあると思います。それと観光面、観光として山が活用できるということもありますので、ぜひやっていただきたいと思います。質問を終わりたいと思います。

ということで4問質問いたしました。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、3番、永野栄一君の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩します。

休憩 12:03

再開 13:00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君の一般質問を許します。
5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）お昼からの一番バッターとして質問させていただきます。

前回の選挙から、私、それから松繁議員、川村議員、3名が1年生、1年目無事終了させていただくことになりました。今回から2年目ということで、質問事項もいろいろ工夫を凝らしてやらせていただきたいと思いますと思っております。よろしくをお願いします。

まず一番最初に、町政の現状についてということでお聞きしたいと思っております。

今年度も5か月が経過し、各課の当初予算に対する執行状況並びに事業状況を教えてくださいたいと思います。

特に、私、民間企業から出てきていますので、民間企業ですと四半期ごとに決算というのがありまして、それぞれ年間に立てた計画に対して、どのような状況になっているかというのを常に自分ところの事業所、そしてうちの会社でいうと四国支社、四国支社から本社というような形で、それぞれまとめて報告をしなければいけないようになっています。行政の場合はそういうふうな仕組みはないとは思いますが、やはりそういうことをやることによって、今の現状が分かるのではないかと思いますので、教えていただけたらと思います。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）5番、白石議員の一般質問に対しまして答弁を申し上げます。

本年度が経過して5か月というところがございますけれども、私はこの4月の仕事始めに当たって、予算執行については、経常経費というのもございますので、結構経常経費というのは大きいんですけども、については別としても、国や県の補助金など特定財源が当たっている事業については、その財源を確保でき次第、予算執行をしていこうと。それから、町単独事業については、速やかに予算執行をしていこうと。そして、その事業の効果を上げるようにということで指示をしておるところでございます。

現在、主立った事業につきましては、本年度より各課で進捗管理表を作りまして、事業の進捗を管理しておりますし、その都度、担当課と打合せなどをしながら事業の進捗について確認もしておりますし、指示もしておるところでございます。

なお、予算額を把握しての執行状況でございますけれども、これは経常経費や投資的経費等、予算は非常に広範囲に及びますので、執行予算額を把握した上での執行状況という形の率とかいう形はつかんではおりません。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）5番、白石議員の予算における事業進捗状況等の質問につきまして、町長の補足答弁をさせていただきます。

町の予算は行政の設計書、また羅針盤というふうにも言われております。町長も述べられましたように、予算につきましては早期に執行し、住民生活、サービスに生かすことがやはり私たちに課せられているものだというふうに考えております。そのことを実行、実践していくためには、執行計画を立て、その執行管理をしっかりと管理していくことが重要になってくるのではないかとこのように考えております。計画に遅れが生じてきたときには、原因、課題を明らかにし、計画の遅れを少しでも取り戻すように努めていかなければならないというふうに考えております。

先ほど町長も言いましたけれども、本年度から工事費と臨時的な委託料について進捗管理表を定めて、月末締めで翌月に私のところ、副町長まで提出するという仕組みを始めております。

各課の進捗管理につきましては、担当課長を中心に行っていくものと考えておりますけれども、計画との相違や課題等を共有しながら、早期の事業完了を目指しているところであります。

一般会計に対する進捗状況でありますけれども、町長も言いましたように、経常的経費や臨時的経費、それから人件費とかいろいろな経費がある中で、なかなか金額で一言に表すのは難しいかというふうに思っておりますけれども、9月8日現在で、補正予算第2号まで、予算額43億1,200万円に対しまして、支出負担行為額、これは工事費などで契約をしたものにつきましては支出負担行為ということであげます。そういうものと、あと大きなものでいきますと人件費がありますけれども、人件費は除いております。そういう本当に単純な計算でありますけれども、その分の額が22億5,200万円、執行率でいきますと52.2%という数字になっております。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）すみません、数字のところについては、そこまで詳しくお聞きするつもりはなかったんですが、やはり各課の中でいろいろ進捗状況を見るということがやれていけば、今問題になっています令和3年度の3月での予算編成、予算の審議というものがなかったのではないかとこのように素人としては考えるんですが、やっぱり各課で予算を持っておる中で、どういうふうな状況で執行されているかということ町長、副町長にしっかりと報告することをきれいに行っていくっていただきたいと思っております。

それから、2番目のほうの質問になります。

次年度改定を予定している地域防災計画、総合福祉計画、地域公共交通関係の計画を次年度改定するというような形でお聞きしておりますが、これの準備、それから進捗状況は、ど

のようになっていますでしょうか。それから、病院のほうも経営計画をつくられておるとお聞きしておりますが、そちらの進捗状況もお聞かせください。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）地域防災計画についての進捗でありますけれども、計画の修正につきまして、専門業者に委託し作業を進めておるところでございます。先日、計画作成のポイントでありますとか意見集約の日程を調整いたしまして、来年2月末には完成するというところで進めておるところでございます。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）総合福祉計画の質問なんですけれども、総合福祉計画につきましては、8月8日に第1回目の策定委員会を開催しております。第2回の策定委員会を10月末で今予定をしております、完成の見込みとしては12月ぐらいには策定をして、パブリックコメントを踏まえて、2月ぐらいには議員の皆さんへの説明をしたいという予定で今進めております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）白石議員の質問にお答えいたします。

現在、嶺北中央病院の経営強化プラン案というのはここまで枚数的にもできております。あと、目次等も決まってきたわけなんですけれども、今後先の見通しのやはり経営状況については慎重にやらなくてはいけないところですので、今そちらのほうを算出中というところでありまして。できれば早い時期に、次の12月議会に提案できればと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）地域公共交通計画のほうについて、進捗報告をさせていただきます。

現在、住民向けのアンケート調査を実施しております。9月6日現在、1,799世帯主に発送させていただきまして、回収数が543、回収率がおよそ30%となっております。

そのほか、公共交通の意見交換会ということで、さくらバスの沿線上を中心に、地域のミニデイ、高齢者の集いなどへ出向いての意見交換会を実施していただいております。

現在まで実施済みのところが、8月で大石地区、木能津権代地区、古田地区、9月で北山東地区が済んでおります。今後実施予定として10月に寺家地区、上関地区、下関地区、そして北山西地区となっているところです。あと、吉延のほうはまだ日程は未定ですが、その地域も計画しておるところです。

それから、総務委員会のほうで冬の線の再編の話がありましたが、そちらのほうは嶺北観光自動車様と今再度協議を行うことを計画しております。その後、清流館等のヒアリングを行った後、地元へ一度意見交換の場とさせていただく予定としております。

そのほか関係者へのヒアリングとして、嶺北交通、嶺北ハイヤー様、それから観光自動車様、そして土佐れいほく観光協議会、モンベルアウトドアヴィレッジ本山などにヒアリングを行ったところで、今後町内の本山さくら市とか病院などにもこれからヒアリングを行う予定としております。

それともう一つ、バスの利用者様に対してのアンケートということで、さくらバスを利用されている方と路線バス、嶺観のバスを利用されている方に、こちらのほう、その会社に協力いただきまして、降りる際にアンケートの用紙を配布しておりまして、こちらを9月末の回収とさせていただき予定と考えております。この後、今後10月にアンケート調査などの集計を取りまして、分析等を行いまして、11月にこちらの公共交通の会を行いまして、一定計画のたたき台をつくっていきたいと考えている段階です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございました。

本当に各課の方々が地域に入ってきていただいて、地域住民の声を聞いていただく、これが本当に町全体でつくり上げる長期計画の形じゃないかなというふうに思っております。

私もこの間、大石のほうで社会福祉協議会、それから公共交通の関係の座談会のほうにも出席させていただいたんですが、議員としてというよりも、さくらバスを実際に利用する側の立場の人の話を初めて聞くことができました。机の上ではいろいろ議論するんですが、会合の中ではいろいろ話をするんですが、やはり実際にさくらバスに乗って、大石からいいますと、大石から出発して役場まで来るとか、中央病院に来るとか、いろんなケースで利用されていますけれども、僕らは考えると、もっと頻繁に利用できたらいいのになというふうに考えるんですが、利用される方の声を聞くと、週1回で上等、やってきてくれるだけで、乗せてもらうだけで上等、廃止になるのが怖いというふうな声が本当に初めてそういうふうな真剣な声を聞くことができました。

大石地区なんかは、逆に言うたらミニデイとか、そういったものでさくらバスを利用させていただくことで、さくらバスの利用率を年に何回かの行事をさくらバスを利用してやっていこうということで、乗員を国からの補助をもらえるような率まで持っていこうというふうな話合いも、住民の人から、町議としてじゃなくて、住民の人からそういう声が上がってきておる。存続をきちっと守る、自分たちの足を守っていくんだというような意見が出ていますので、そういったところを町のほうもお酌みいただいて、さくらバスの計画をよろしくお願いいたします。

続きまして、3番の新規就農支援制度などの町が窓口となっている国や県の施設施策の周知方法やアドバイスなど、受理時のチェックはどのように行われているかということをお聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）5番、白石伸一議員のご質問に対しまして答弁をいたし

ます。

新規就農希望者の相談に際しての質問でございますが、この新規就農者の相談については、町の窓口で直接相談を受けるケースと、県改良普及所や県農業会議を通じて相談がつながるケース等がありまして、本町では年平均5件程度の相談が寄せられている状況であります。

なお、新規就農者の相談受付時の基本的な対応といたしまして、就農希望者との面談時には、町担当者、県普及所担当者、JA等関係機関が合同で話を伺い、国や県の支援事業についてパンフレット等による説明や農地の確保状況や希望する品目等の条件を聞き、就農に向けた具体的なアドバイスを行っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君） ありがとうございます。

今年も私の知っている方が新規就農の関係で手続をしたんですが、なかなか前に進まないで、普及所のほうにも新たに相談しに行ったというようなことも聞いております。

やはり事務として、窓口で書類の提出を受けたときには、最低限でも必要事項が書かれているかどうか、そういったところぐらいは見てあげるのが親切だと思います。そういったことで、せっかく出した書類が突き返されて、そのまんまで、結局、時期に間に合わなかったというようなこともなきにしもあらずだと思いますので、簡単なところのチェックは相互でお互いこう見て、ここ漏れています、ここ漏れていますぐらいのことは言ってあげるような親切な対応をしていただきたいと思います。内容については問いませんので、そのような対応をよろしくお願いします。

次、4番目です。当町は全国的に見ても子育てのしやすいまちだと思いますが、本年度の出生状況及び18歳までの未成年の今年度の転出転入状況を教えてください。

○議長（岩本誠生君） 住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君） 白石議員のご質問にお答えします。

本年度の転入転出状況ということで、本年4月1日から8月31日まで、出生につきましては、男女比率で男1、女3、計4人、それから転入につきましては、男6、女ゼロの6名、転出につきましては、男3、女7の10名。ですから、生まれた人と転入を合わせて10になるのですが、転出も10名ということで、均衡しているというような状況です。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君） ここにも書きましたが、質問にもしましたが、当町の本当に子どもに対する施策、これはもう全国的に見ても非常に優れたものがあります。ある方は、転勤族の方なんですけれども、できれば子どもが18歳になるまでは本山町で暮らしたいとまで言われます。

やっぱり本山町に子連れで転入される方、帰ってこられる方、そういった方には、窓口等

で、簡単で構いませんが、当町のこういったふうな施策をやっていますよ、こういうふうなことをやっています、高校に入られるときのこといろいろ考えてやっていますよというふうな説明をできるだけしてあげてほしいと思います。知らないまま、家のほうで困って、どうしよう、どうしようと言って、移住してこられた方で、そんな話をされる方もいらっしゃると思います。できるだけ住民票を出されたときに、もうペーパー1枚でも構いません。子どもさんがおられると見たら、そういったペーパーを渡していただいて、ご相談くださいというような形でのPRをしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

続きまして、5番、本山町移住支援事業補助金制度の利用状況、住民票提出時の説明の状況を問うということで質問事項に上げてあるんですが、この本山町移住支援事業補助金制度というのが国の施策を受けて本山町がつくってあると認識しております。これ、なかなか内容を見てみると複雑な内容なんですけど、これについてちょっと簡単に説明していただけたらと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）5番、白石伸一議員のご質問に対しまして答弁を申したいと思います。

移住支援事業補助金制度につきましては、本町のほうで、現在、主に移住者が居住するための空き家の荷物の整理、運搬及び処分に関する経費を補助する荷物整理補助金がございます。上限10万円で、年間一、二件の要望がございまして、荷物整理後は空き家利用が前提となっておりまして、これまでその事業、実施後は全て入居がされておるところであります。

また、この事業に関連しまして県のほうが制度設計をした地方創生移住支援事業というものがございます。これは東京圏からUターン、Iターンをした方に対する移住支援金の事業がございます。これは県の地方創生交付金事業に沿って事業がやられておりまして、県のほうで関東圏に在住されておる方がUIターンをするということが、就職するということが決まりましたら、補助金が助成される制度も別途ございます。

これ、県の東京事務所、あるいは東京等で行われます移住相談会のところでマッチングされた際に、高知県内に移住される際に対象になるという事業もございますが、現在、この本山町のほうでこの事業に該当するUIターン者はいない状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

この事業、私、ホームページから見させていただいて、なかなか解釈が難しいな。先ほど言われた東京圏に10年のうち5年住まれていたとか、東京23区に勤務されていたとか、そういうふうないろんな条件がついて補助金が出るというような形のこと。これ、県の事務所のほうに直接行って、そういうふうな相談をされる方もそんなにいないと思いますし、実際に分かるのは、多分住民票をこちらに持ってこられて、届出をされたときぐらいじゃない

かなというふうを考えるんですが、そういったときにもし仮に東京都内とか首都圏のほうの住所が書かれていた場合、そういったアドバイスとかそういったものをするというようなお考えはないでしょうか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思います。

この県の移住支援金制度につきましては、高知県34市町村全部が対象エリアになっておりまして、先ほど議員がおっしゃいましたちょっと対象者とかが、あと高知県に来てからの就業等の条件が細かく定められておりまして、本町のほうで関東圏から転入されるケースもあるわけなんですけど、先ほど言った県のマッチングといいますか、そういう条件が備わった方については、一定県のほうで把握がされて、今度こういう対象者が本山町に来るといような情報提供がありましたら、それで対応させていただくんですが、通常地域おこし協力隊で来られるとかいうケースには該当にならないということになっておりますので、なかなかその線引きで、不特定多数の転入者にちょっと声をかけるということがなかなか難しいということになっております。

先ほど言いました、県から事前に情報提供があったらしっかり対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございました。

なぜこうしつこく移住の話とか、本山町に来られた人の話をするかということ、やはり今本山町がどんどん人口が減って、先ほど転入と転出の関係、出生状況の関係、それから転出された子どもたちの数、そういったものもお聞きしたんですけれども、やはりもう町の中に子どもの声が本当聞こえなくなってきました。そういった中で、いろんな形で情報を提供してあげることによって、本山町に住みついて、一緒に残っていただける方が一人でも多くなっているのが今後の本山町のためだというふうにはずっと思っているんで、こういうふうなしつこい質問をするんですが、できるだけ、移住者の方は不安を持ちながら来ています。私みたいに仕事を持ってくるのは別ですけども、やはりいろいろ話を聞いてみると、それまでの縁やいろんなものを投げ打って本山へ来られる方も結構おられます。また、Uターンの方も、やはり東京とかいろんなところでの生活を捨てて、親元へ帰ってこられる方が多いので、そういうふうな情報、こんなふうな支援がありますよとかいうふうな形の声かけもししっかりとやっていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、6番目、昨年度までに計画した道路等の補修工事の未着手等の状況並びに今後の施行の予定をお聞きします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）昨年度、計画をしていた道路等の補修工事でありますけれども、未着手はありませんけれども、舗装工事で繰越し事業となったものはございます。2回入札

をしまして、落札して、5月には完成をしたところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）実は、この間の長雨で気になりまして、吉延のほうに上がってみました。吉延の集会所からずっと上がって行って、ガードレールが、前はそんなに気にはなっていないんですけど、ガードレールが今回見てみますと、道から外れて、下の民家の屋根の上へ半分崩れかかっているような状況のところがありました。周りには工事用のパイロンがありますので、確認はされていると思いますが、やはりあそこ、その部分をどうだったんですかと確認したところ、前々から崩れかけて、区長からいろいろ町のほうにも申告しているというふうな回答を近所の方から聞いています。

やはり工事が、例えば入札ができないとかいろんな条件で延びたケースがあつて、それが結局なかなか決まらないということによって、事故自体が、災害自体が本当に大きいことになる。すぐやっつけてしまえば100万単位のお金で済むものが、何年か置くことによって1,000万、2,000万というような工事費がかかるような状態になっているところが結構あるんじゃないかなと思っています。

私も監査をしていますから、いろいろ情報はいただくんですけども、やはり人手不足というのが非常に多いと課長から教えていただいています。

でも、それに対応する案をしっかりと町のほうで考えていかないと、このままずるずる置いておくと、ますます一つの工事自体の経費がかさむんじゃないかなと心配していますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）ご指摘いただきました箇所については、災害の対象にならない程度の部分でありましたので、今回パイロンをやったりとか測量したりしてしまして、次回災害査定のほうにかけて改修するというようなことになっております。なるべく災害にとって補助事業で改修するというのが基本的な考え方で進めております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）本当小さなところでも、年数がたつことによって非常にアリの一穴が結局大きな洪水を招くというような昔からの言い伝えもありますけれども、前回も地域支援員の方が大石の橋のたもとの、最初は本当に靴が入るか入らないかぐらいのところ、最終的にはもう大々的な工事をせないかんと、それを地域支援員の方が中心になって片づけてくれたんですけども、そういうふうに結局そのときやっつけてしまえばコンクリを埋めたり石を入れるだけで済むような工事が、何年かほったらかしにすることによって、費用が本当に大きい工事、今回は地域支援員の方が石積みからずっとやって、人力作業でやってくれましたけれども、あれ工事で頼むと、やっぱり何百万も、下手したら1,000万近いお金がかかったんじゃないかなというふうに思います。そういうふうなこと、細かいことです

けれども、やっぱり町政が苦しいのであれば、今できること、職員の間でできることであれば、職員のほうで対応するなり、地域の人に頼むのであれば、地域の人に頼んで処理するというようなことを積極的に町のほうからやっていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、大きいほうの2番目の地域おこし協力隊の現状についてお聞きしたいと思います。

議長、すみません、資料を配付したいのですが。

○議長（岩本誠生君）資料提出のため暫時休憩します。

休憩 13:33

再開 13:34

○議長（岩本誠生君）資料の配付が終わりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続けてください。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）お手元のほうに配らせていただいた資料は、昨年度地域おこし協力隊を卒業されて、現在、木能津のほうで放牧をされておるオオシマさんと、先日澤田副議長と一緒にいろいろな話を聞いたときに話が合いまして、オオシマさんのほうで作っていただいた資料ですので、また後ほど使わせていただきたいと思います。

まず1点目、今年度の募集状況と応募状況、採用人数、配置状況、就労条件についてお聞きします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）5番、白石議員のご質問にお答えしたいと思います。

今年度のまず募集状況です。9月末時点で林業振興ということで1名、ふるさと納税で1名募集が継続しておった段階です。なお、この先ほど言いました1名、1名につきまして、半年あまりが経過することもありますし、今後の林業につきましては、林大での研修は今後ないということがありまして、この9月において一定どうするかというのを内部で検討する予定となっております。

応募状況についてですが、この4月に採用された方、3名となっております。林業の方と、地域フォレストということで1名、1名、そして高校の魅力化でハウスマスターとして1名、そしてこの8月に林業のほうで1名採用となっております。現在の採用人数として11名です。

配置状況のほうをご説明させていただきますと、林業班に7名、地域フォレストを入れて7名、そしてアウトドア推進で2名、商工推進で1名、高校の魅力化の寮のハウスマスターとして1名、計11名となって、それぞれの分野で活躍しております。

そして、就労の条件についてですが、一応任期、任用日から1年として、活動実績を踏まえ最長3年間延長できるというものとなっております。

報酬が月額で18万5,000円、期末手当ありとなっています。

勤務日数ですが、原則4日勤務となっております。

それから、保険につきましては地方公務員共済に加入、住居につきましては町で準備し、無償貸与となっております。

その他、実際に協力隊として任期中に活動に要する経費としまして、出張旅費などがありますが、予算の範囲内で負担すると、こちらのほうから負担ということになっています。

それから、勤務時間、休暇につきましては、こちらは町の会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則の中で規定をしております。

以上、ご質問にお答えさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございました。

林業班が特出しておるといふ、非常に本山の状況が手に取るように分かります。これは過去の話でちらっと聞いたんですが、本山町に来られた地域おこし協力隊の方が、自分が思っておったことと違って、どうしても仕事になじめないということで、別のところに移りたいというふうな話があったと聞いております。最終的に農業公社のほうに出向かれて仕事をされたというふうな経緯をたどったと言われてはいますが、こういうふうにはミスマッチがあったときに、当初いろんな方から、この林業班の方から詳しく聞いたら、大変町のほうは丁寧な説明してくれましたというふうにお聞きしていますけれども、やはり人間ですから、どうしても職場の雰囲気になじめないとかいろんなことがあって、ミスマッチが出てくると思うんですが、そういった場合、町としてはどのような対応をされていますでしょうか。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）5番、白石議員のご質問にお答えします。

職場のミスマッチ等に対応するためだけではないんですが、協力隊におきましては、月1回の定例のミーティングを開催してきております。その場で出た意見、課題などを共有しながら、順次対応していくということをしております。

あと、これまたちょっと話が違ふかもしれませんが、地域住民に対して紹介ということで、現在、広報紙、広報もとやまなんですけど、連続で協力隊としての枠をいただきまして紹介をしてきているところです。公社の話がちょっとありましたが、その方というか、個々の対応にはなってくるんですが、状況、仕事の中身の状況とか社会的要因とか、そのときコロナの状況があったりはしたんですけども、そういった状況を踏まえながら、関係する部署の方と集まっていただいて協議を重ねながら、今後どうしていくかというようなところを意見を出し合いながら、実際に今度はそうしたらこうしようというような流れで話し合いを進めながら、できるだけ職場のミスマッチなどを起こさない、起きたとしてもそういった対応を順次対応していくというような形で、協力隊だけではないんですが、そういった形で対応をしていっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

昨今、いろんなところで協力隊と地域の方がトラブルになって、もう地域おこし協力隊自体が来てくれなくていいよとか、出て行けというふうな形のことをSNSなんかで報じられるところがあります。私の地元であります新居浜市も別子山村のほうで、人口、私のところは400名ですから、今の大川村よりもっと小さい村だったところに地域おこし協力隊が入って、新しい産業を起こそうとされていたんですが、地域の人とうまいこといかずに、地域の行事も参加しない、いろんな形でトラブっておる中を、それをこれは新聞の一方的な報道になるので確かめてはいないんですが、市がそのまま放ってしまったということが、もうどんどん進んでいって、結局もう地元へ帰ってしまうというようなどころまでなったケースもありますし、高知県では土佐市南風喫茶店経営についても、あれがどういうふうな形で決着するのか県も注目していますし、いろんな報道機関も注目しています。

そういうことにならないようにするためには、やはり地域おこし協力隊の方を募集するときに、きちっとした形、形というか、仮に1年、2年、3年というステップを踏んでいくわけですけれども、例えば1年目何をしてもらおう、2年目何をしてもらおう、3年目に何をして、そして起業して地元に残ってもらおう、本山に残ってもらおうというステップを踏むのが一番最高の形だと私は思っています。

特に、今地域おこし協力隊を募集するのであれば、一番本山で疲弊している農業分野での地域おこし協力隊を募集していただきたいと私は思っております。

最近、地元の方で牛を飼われている方ですが、1週間ほど入院したと。1週間ほど入院したけれども、1週間で大丈夫だったんですかとお聞きしたら、いや、もう後継者がいないので、奥さんだけに任せるわけにいかないので、もう1週間で切り上げて、もう辛抱して毎日出てくるんじゃないかと、こういうふうな状態です。

その方ももう80近い、もしかしたら80を超されているかも分かんませんが、そういうような状態ですし、特に大石とか吉延、権代とか南部のほうの山のほうは、もう本当に主力部隊が、吉延は結構若い方おられるんですけれども、大石なんかも、今まで中心になっていた70代の人、70代というか、60代後半から70代だった人がもうほとんど75歳の年齢域に対して、後継者を探すのに苦労しています。そういったときに、やはり町として農業というものを今後残していくためには、そういった分野での募集というのが必要じゃないかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

農業の分野に対する地域おこし協力隊という人材を育成するという観点での質問でありました。ちょっと林業の部分、既に現在6名地域おこし協力隊がいて、順番に3年間のカリキュラムを組んで、一定、3年卒隊後は自伐林家等の林業のほうに入って、地域で活躍していただくというモデルケースがほぼ出来上がっておりますので、何とかそういうものを農

業のほうへもというところの考えは検討しておるところであります。

しかしながら、ちょっと大きな農業の面で難しい面が、林業につきましては1年をトータル計画をして、森林も伐採して、ある一定計画的に収入を上げることができるんですが、農業の場合は、やはり初期の投資、大体この嶺北地域で専業農家としてやっていくには、1ヘクタールから2ヘクタールぐらいの田んぼの稲作経営、プラス施設園芸で嶺北の推奨品目を作ることによって、大体専業農家として成り立つということが基準として掲げられておりますが、昨今の資材高騰等の影響によりまして、嶺北改良普及所のほうでも、実態としてそのモデルケースでは経営が成り立たないというような状況も出てきております。

なかなか1から始めるには非常に厳しいというところがありまして、現状、地域おこし協力隊等を受入れをして、3年後、こういうモデルでやっていこうという方向性が見えていない状況であるのが現状であります。

そういう中でありまして、やはり前を向いて考えていかなければいけないというところもありますので、一定町のほうもやはり初期負担でありますとか、どういったサポートがあったら農業が自立してやれるのかという方向性からいろいろ検討しておるところでありますので、いろいろ農家のご意見もいただきながら、また今後検討を進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）それで今ここに提出させていただいた資料を見ていただきたいと思っております。

これ、先ほども言いましたが、約3年間、本山町で農業公社を中心に活躍していただいたオオシマさんという方がいろいろ話しながら、自分の持っているものを今度来る協力隊の方に残したいというふうなことで作られた資料です。非常にこれ、よく出来上がっています。

私も、実は今、大石のほうで活躍されているハヤシユウキ君という青年がおります。彼は兵庫県の出身で、一度別組織に属してしまっていて、高知市のほうに入ってきて、それから本山町のほうに来られました。彼は大石の今まで荒れていた耕作放棄地を草刈りして芋畑に変えたり、いろんなところから土地を借りて稲作をやったり、地域の行事には真っ先に参加して、本当に地域の人から信頼を得て、ある方によれば、もう何年かしたら自分のハウスを譲ってもいいよとか、農地を譲ってもいいよというようなことまで言われているとお聞きしています。

そういったふうに、地域へきちっと入り込む形を取るようなものを、言ったら計画をきちっとしていけば、今、田岡課長が言われたようなことは、ある程度は防げるんじゃないかなと思っております。どんなにいいものをつくったとしても、実際に現場で経験したものでなければ、細かいこととか、どういうときにどういうことをすればいいかというようなことは、例えばインターネットを見て調べたらええよと言うかも分かりませんが、実際には、その地

域、その地域でいろいろやるのが違います。そういったときに、例えば1年目は公社で働いているような基本的なことを覚える。2年目は農業委員会のほうから推薦されたところへ行って仕事をする。それから、3年目は地域全体に入って行って、仕事をお手伝いするというような形で、地域へのやっぱり密着度を深めていくことによって、先ほど言ったハヤシ君みたいに信頼を得て、行く行くは後継者として地域のほうから認定されるような形の後継者となれるというようなことを僕は目にしております。

ですから、今回、この資料をせっかくオオシマ君が作っていただきました。OB会もつくったらいいし、今林業のほうがうまいこといっているのは、今おられるカワバタさんとか、そういったふうな林業の地域おこし協力隊で来られた方が本山に残ってくれて、その方をつけて本山へという形で、全財産もいた、自分の会社経営をしていたところを全部始末して本山へ来られているという、イシカワさんという方も、この間お話を聞きましたが、本当にもう林業のほうはきれいなパターンが出来上がってしまっているんですね。

そういったものをやっぱり農業のほうも、町のほうではなかなか難しいのであれば、先ほど言った農業公社、農業委員会、それから地域おこしの協力隊のOBに任せてみるというような計画を立ててはいかがでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 質問者に申し上げます。

再三、個人名が出てきておりますけれども、必要最小限度にとどめるようにしないと、個人名をあまり一般質問の中に取り入れることは好ましいことではない場合がありますので、十分気をつけてください。

答弁を求めます。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁をさせていただきます。

大石地区での新規就農希望者の事例ということでご報告をいただきました。

そのような実践される方もおりますので、また町としてもしっかりサポートしていきたいと思いますが、そういう方がありますとか、既に地域おこし協力隊を卒隊後、農業の分野で頑張っておる方もおりますので、既に実践されておられる方のサポートを受けながら、次の後継者を育てるという仕組みづくりは非常に有効ではないかというふうにも考えます。

また、現在、町のほうで推進しております農業RMO事業のほうでは、農業機械の共同利用というところで、新規就農者等が参入しやすい、機械のそういうレンタル制度みたいなものも構築していこうということで、現在、検討も進めておるところであります。

その部分と先ほど農業技術等のノウハウを持った方の指導、サポートを含めながら、人材づくりができるんじゃないかというふうにも考えますので、今後RMO事業の中でも検討していきながら、そういう人材づくりにつながるような取組を町として推進していければと思いますので、またご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）すみません、農業、林業のほう、まちづくり推進課のほうで、課長のほうから答弁させていただきましたが、地域おこし協力隊としてのところ、一定白石議員の意見をお伺いしましたところ、説明というか、回答をさせていただきます。

地域地域で後継者、担い手というのが確かに課題となっております。林業でいう、農業でいうその土地を含めてもそうなんです、こちらの資料を拝見するとよい事例も書いているところなので、こういった今後活躍する、林業、農業だけに限りませんが、協力隊の支援について、体制づくりというものを検討していくべきかなと考えているところです。

そのためには、具体的に我々職員だけではなしに、やっぱり専門的な方も参画いただくような形で、そういった3年間のプログラムの計画作成などができればなと思いました。今後検討していきたいと思っています。

あと、特に任期中の活動と日常生活のところ、3年間で支援の充実は必要かとは思っています。単純に組織や団体に任せるだけでなく、その人の能力や技術などもありますので、それぞれの分野で活躍できるものというか、活躍する方法なども、課題解決として位置づけて検討していきたいと考えております。3年間で一つのプログラムとして、その後、定住に向けてというような形のを専門家を交えながら、専門家というか、活動する中の専門家の人を交えながら、一つのスキームという形にしていって、3年後の形の一つ見いだせると思いましたので、今後検討させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

本当に中山間地、特に南部の山あいのほうは後継者難で非常に困っております。天空米と言っていいんですか、日本一を取った方も、本当にあそこは後継者がおるんで、何とか手広くやれるんですけども、やはり後継者のいないところについては、どんどん手に入れる率が少なくなってきているというのを日曜日の大石の道づくりの中でお話を聞いてみたら多かったです。二、三年後にはどうなっているのか怖いなというのが、大石で今までいた中堅どころで頑張っていたいただいた方の言葉です。そうならないようにやはり新しい力を入れていくということを町としてもお考えいただけたらと思います。よろしくお願いします。

そうしたら、3番のほうに移ってきたいと思います。

令和5年度の町民プールの運営についてお聞きします。

今年度開放されたプールというのが、本山小学校、それから途中で五区のプールが開放されましたが、天候不順等以外で開設できなかった日は何日あったでしょうか。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）5番、白石議員の質問に対し答弁を申し上げます。

町民プールの運営についてでございますが、本山小のプール、開設日数38日で、そのうち天候不順以外でプールが開設できなかった日数は、監視員の確保ができなかった10日間となっております。第2町民プールではございません。

開設できないときは、事前に前日と当日に行政無線で放送を行い、事前に分かっている場合はプールに掲示するなど広報をしてまいりました。急な場合もありまして、当日、行政無線で放送させていただいたといったようなことで、少し利用する方には急な連絡があったという場合もございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君） 今年度は本山小学校と、それから五区のプールという2か所を開設したわけですが、五区のプールは当初工事のために開設できなかった。これは事前に分からなかったのか。それともう一つ、吉野小学校のプールは今まで開放されていたかと思っておりますが、今年度は開放されませんでした。吉野小学校の下の汗見川のところの遊泳場については、遊泳禁止というか、保護者がついていかないと遊泳禁止というような状況になっていたと思うんですが、では吉野地区の吉野小学校に通われている生徒の皆さんには、こういうふうな遊泳場というか、子どもさんだけで遊べるような場所はないんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） お答えします。

第2町民プールにつきましては途中から開設をするということで、行政連絡で事前に広報もさせていただきまして、その後、開設できる時点で行政無線等で開設をして案内をさせていただいたところです。

それと、吉野小学校のプールでございますが、本年度監視員を募集しましたが、応募者が少なく、監視員の確保が3名となったために、検討した結果、利用実績の多い本山小学校プールでの開設をしましたので、吉野小学校のプールの開設は今年度は見送りということになりました。

本山小学校、吉野小学校のプール、交代で行うことも考えましたが、逆に利用する方が分かりにくいのではないかというふうなことも考えまして、1か所の開設と判断をさせていただきまして、非常にそういった面では全て開放して、吉野も開放していた当時からいうと、ご不便をおかけをしたというふうにも考えております。

吉野小学校の汗見川につきましては、議員もおっしゃられましたように、指定遊泳場ではございませんが、保護者などの方と同伴であれば遊泳ができますので、遊泳禁止にはなっていないところです。

あと、必要ないかというご質問でございますが、これは非常に申し訳ないんですが、必要があるということで、開設に向けて募集もしたその結果でございますので、必要がないということは教育委員会、開設者としては考えておりませんので、こういった結果になったことにつきましては非常に申し訳ないんですが、そういった現実となっております。

あと、手前に答弁しました第2町民プールですが、工事も1回目の入札が不調ということもありまして、若干開設の時期も遅れましたが、準備を事前からして、案内もしたというよ

うな経過もございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君） 去年ぐらいから非常に監視員がいませんという形で放送される機会が多くなって、それが非常に耳につくようになりました。

今年、ある人から聞いたんですが、監視員の募集を開始する時期が例年に比べて遅かったんじゃないかというふうなお話も聞きました。これは事実でしょうか。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） すみません、例年の募集のご案内をした比較を持ってきておりませんので、できませんが、本年度につきましては行政連絡で6月7日の予定だったと思いましたが、6月7日の時点の行政連絡で募集をさせていただきました。それが若干早いか遅いか、例年に比べてどうかというところは、ちょっと比較ができませんので、6月7日に行政連絡で募集をしたという答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君） これは言っているいいことか悪いことか判断つきかねるんですけども、ある人に言わせると、例えば本山小学校のプールであれば、町の職員さんが1時間ずつ交代で出ていってくれたら、ふだんの日、ウイークデーだったら開設できるのというようなことを言われる方もいらっしゃいます。これは職員の方が職務に専念するためには、そういうふうな形のことはいいことか悪いことかは申しませんが、やはりそのぐらい子どもさんがおられるところについては、プールの開設というのは非常に楽しみにされておるし、ふだん、土曜、日曜日であれば、お父さん、お母さんが一緒におられて、いろんなところへ遊びに行ったりすることもできるんですけども、ウイークデーにプールが開設できないとなると、本当に遊び場に困るというふうなことを言われる親御さんもいらっしゃいました。

そういう点、重々に検討していただいて、適切かどうか分かりませんが、そういったこともちょっと視野に入れていただいて、教育委員会だけに言うわけじゃないです。例えば、各課で1名ずつ1時間ずつ出てきてもらってというようなことも、場合によればできるんじゃないかなとも思います。できませんか。

本山中学校なんかは、学校ボランティアの人に授業の監視員を直接お願いしてやっているような状況になりますので、やはりそういったふうな方法も、広報だけではなくて、取れるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） 答弁いたします。

今年、体制が取れなかったという点につきましては、次年度に向けて改善をしていくということで担当課では話をしているところでございます。

各課からというのは、すみません、これ、町全体職員の業務のことにもなりますので、ここで自分のほうからお答えすることはできません。ただ、職員が出ていく場合、あるいは監

視員の応募があった場合、消防において安全管理等の講習を受けて、そして従事をするということになっておりますので、そういったこともしながら進めていかないといけないということになっております。

いろいろ提案もいただいたんですが、できる時期とといいますか、もう8月、非常にイベント、行事等で忙しい時期もございます。実際、公民館等ではいろいろな業務等をしながら、監視員業務の担当もするというような実績もございますが、次年度に向けて、監視員、あるいは監視業務、それぞれのプールで充足できるように検討していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）本当、苦しい答弁をさせて申し訳ありません。

本当に僕らの子どもの頃は、夏休みといたら真っ黒になるぐらい、毎日毎日、もうええやねと言われるぐらいプールに通いました。そのことを思うと、今年のように雨天で川遊びもできない、行くところもない。プールであれば、少々雨が降っても、プールの中で水浴びをするので、ぬれてもいいかなというふうに思うんですけれども、本当に今年の夏は、8月はほとんど雨続きということで、子どもたちも欲求不満がたまっておるんじゃないかなというふうに思いました。

ぜひ次年度のプールの開設の計画というのは、もう4月ぐらいに予定をさせていただいて、もう5月中には、訓練も必要かと思えますけれども、そういったふうな形で早急に募集をして、できるだけ町営プールが全て開放できるように努力していただけたらと思います。よろしくお願いします。

これで一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、5番、白石伸一君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。

1番、澤田康雄君の一般質問を許します。

1番、澤田康雄君。

ここで質問の相手方が農業委員会ということになっておりますので、農業委員の方の入室を許しますのでお取り計らい願います。

暫時休憩します。

休憩 14:12

再開 14:12

○議長（岩本誠生君）それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

農業委員会の会長であります、山下文一さんにご出席をいただきました。

ご苦労さまでございます。よろしく願います。

それでは、質問を続けてください。

○1番（澤田康雄君）それでは議長のお許しを得ましたので、1番、澤田康雄、一般質問を行ってまいります。

今回は五つの項目を通告しております。

さて、牧野富太郎先生の朝ドラのらんまんも今月で終わるといような話を聞いております。自分は、最近は朝ドラとか大河ドラマは見えておりませんが、このらんまんだけは、地元の高知のことでもあり、ほとんど見ながら、涙を浮かべて見ております。その中で、石鎚でキレンゲショウマを採集したという話もありましたが、実は僕も劔岳に登ったときにキレンゲショウマの群生を見たことがあります。筒上山にも結構あるそうです。

それでは、一般質問に移ります。

本日は、農業委員会の委員長、お忙しいところ本当にありがとうございました。よろしくお願ひします。

1問目の農業委員会の活動等についてでございますが、農業委員会は農地法に基づく売買、貸借の許可、農地転用案件の具申、遊休農地の調査、指導などを中心に、農地に関する事務を執行する行政委員会として、ほとんどの市町村に設置をされております。

任期は3年で、議会の同意を得て、市町村の長が任命をしておりますが、本山町は定員が14名、農業者数が1,100人以下、または農地面積が1,300ヘクタール以下は、定員14名となっております。

市街化調整区域とか、市街化区域でも、調整区域でもない非線引き区域がありますが、また、農地は5種類に分かれております。

一つは農用地区域内農地、これは約10年間農業を推進するための法律があり、その法律で制限された農業振興地域という地域があり、その中に農用地区域内農地があります。

2番目に甲種農地、市街地調整区域にある農地で、特に良好な営農条件を備えている土地、そのほかに第1種農地、第2種農地、第3種農地がありますが、それでは質問に移ります。

この農業振興地域、実は自分もちょっと勉強不足で知りませんでした。農業振興地域の本町の場所とか、詳しい説明ができればお願いをいたします。

○議長（岩本誠生君）農業委員会会長、山下文一さん。

○農業委員会会長（山下文一君）それでは、ただいまの澤田康雄委員さんの質問に対し答弁を申し上げます。

私のほうの質問のあれではちょっと内容が違うんですが、ただいま農業振興地域についての説明ということで構いませんか。

（「場所が分かりましたら」の声あり）はい。本町の農業振興地域の区域につきましては、国の農用地等の確保に関する基本指針に基づきまして、農業振興地域整備計画を策定し、本山、あるいは寺家の市街地内にある一部の農地を除く、本町全域の農地を農業振興地域に指定をしておるところでございます。

これは本町の自然的、あるいは社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ること

が必要と認められる区域について、農村地域の整備等に関し、必要な施策を計画的に推進することを目的に区域が設定をされております。よって、本町で取り組んでおります中山間地域直接支払い制度、あるいは多面的機能支払交付金等の補助金事業の対象となる農地につきましては、農業振興地域に区域指定されていることが条件となっております。

なお、農業振興地域に指定されている農地につきましては、優良農地として、その保全や有効利用を図っていくことが必要とされており、農地転用の制限や開発行為の制限などの措置が取られているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君） 1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）ありがとうございました。

先ほど言ったように自分も詳しいことを知らなかったんですが、ひょっとしたら町内の農家の方も、こういう大事な農業の振興に当たる農業振興地域、知らない方がおるかと思うんですが、そういうところの、農業委員会の方はもちろん詳しいと思いますが、一般の農家の方で結構知らない方がおるかと思うんですが、地域の役目とか目的なども日頃からいろいろ広報、説明も必要かと思うんですが、そのところ町としてはどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）農業委員会会長、山下文一さん。

○農業委員会会長（山下文一君）ただいまの質問に対しまして答弁申し上げます。

農業委員会の情報公開等の取扱いにつきましては、1点目として、農業委員会の法令業務に基づくものとしまして、農業、地域振興計画に関する公告や担い手農家への農地集積を目的とする利用権設定の公告の公示等を行っております。

次に2点目としまして、農業委員会活動の公表としまして、ほぼ月に1回開催しております定例農業委員会の議事録をホームページに公開をして情報発信をしているところでございます。

なお、他町村におきましては、農業委員会だより等を定期的に発行して、日常の取組を情報発信している農業委員会もありまして、本町でも過去には同じように発行していた時期もありましたが、現在は取組が行われておりません。そういうことで今後の課題となっておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君） 1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）ありがとうございます。

それで、農業委員会の仕事というか、内容にありますが、農地の利用状況調査ではパトロールをされておると思うんですが、町の資料では4人、日当が1万円ということで載っておりますが、今、この4人で町内の全域をパトロールしておるんでしょうか。それは年に何回ぐらいパトロールしておるんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 農業委員会の事務局長もさせていただいておりますので、補足をさせていただきたいと思います。

農業委員会の業務の位置づけの中で、大きな業務としまして農地のパトロールということで、農業委員会の中でも定期的な現地の状況を見て、必要な対策、特に遊休農地の解消等の部分で、農業委員のほうに調査に入らせていただいております。

なお、年に1回、町の職員も同行しまして、現在夏のこの時期に現地調査ということで、これは各地区の農地全体を、これは中山間地域直接支払の現地確認も兼ねておりますが、年に1回は町の職員も同行させていただきまして、現地農地が適正に維持管理をされているかということ、あるいは遊休農地がございましたら、その対策をどうするか等、共に考えるようにしております。

なお、農業委員会活動につきましては、先ほど言った現地のパトロールは日々、農業日誌を委員のほうにお渡しをさせていただいております、国や県の指導では、大体月に5日以上、何らかの活動してくださいねというような、一応、基本的な考えがありますので、現地を確認したら、その日誌のほうに実施した状況を記載させていただいて、年間どれぐらい活動したかというのをまた総括するような形を取っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君） 分かりました。

その中で、転用違反とか、耕作放棄地が結構あると思うんですが、そういうところもやっぱり調べて、同時に指導とかそういう面も農業委員会としてはやっておるんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁をさせていただきます。

農地転用というところでは、農地法第4条、5条という法で、基本的にはその法によって事前に申請をし、町村の農業委員会ではそれに意見を付して、県のほうの農業委員会で最終審査されるというような制度手続になっておりまして、農業委員会のほうでも現地を確認して、問題があるかないかの確認をし、それを意見としてつけて県へ回すようになっております。

当然、ポイントとなりますのは、農地転用する周辺の農地に悪影響を及ぼさないか、水利のこととか、転用することによって周りの農地への影響があるかないかというところが一番の問題点になってきます。その際に違法転用等があった場合はやはり周囲の農家の方から、やはり農地外で利用しているというようなご指摘の連絡が農業委員、あるいは町役場のほうに入ってきますので、そういう状況がありましたら、現地を確認し、適正な、場合によっては農地へ戻すような措置を講じるということになります。

最近はちょっとそういう事例は昨年から今年にかけては特に発生していることは聞いておりませんが、そういう事態がありましたら、先ほど言った手続をするようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君） 分かりました。

その次に、今、大変相続の大きな問題がありますが、高知新聞の8月22日の新聞にも来年4月に不動産の相続登記が義務化され、自分が相続人と知ってから3年以内に登記しないと罰金が科せられるということが載っておりました。

実は僕も友達から何人も電話がありまして、こんなはがきが来ました。登記を済まないと10万円の罰金がありますとか、そういうはがきが来たということを何人からも聞いたことあるんですが、ちょっと僕、お聞きしたんですが、本町にも登記をしようとしたら、農業振興地域であるが、植林がされて山林になっている。そのため、ほかの土地は、不動産は登記をされたが、この農業振興地域のあるために登記ができないという、そういう事例もあると聞きました。

そういう面で言えば、この1件ではなく、そういう件が町内にも何件かあるかと心配されますが、そここのところの状況把握とかはできているのでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁をさせていただきます。

先ほどおっしゃったとおり相続登記等の義務化が迫っておりまして、今後、農地を含め土地の権利移動がどうなるかというのが今、心配されておるところであります。

なお、農地につきまして相続する場合は、相続の場合でありますけれども、このケースでは、農地法の手続きは不要ということになっておりまして、亡くなった親から子が相続する際は、農地であろうと、宅地であろうと、特に法律の規制はないということになっております。

問題となってくるのは相続以外のケース、生前贈与とかということになった場合は、農地を取得するには、今年の4月から農地法の改正によって下限面積というのが撤廃されたので、今年4月からあまり問題にならなくなったんですが、これまでは30アール、3反の農地を最低取得しないと、農地の権利移動ができないというような、これは3反以上、農家ではないと農地は持てないというような制度がありまして、それによってなかなか所有権移転が進まないという事例があったように聞いております。

なお、既に山林になって、転用せずに、もう山林になっておる事例もございます。これは古くは山の上のほうまで切畑という形で、畑という形で利用されておったものがその後、人工林等、植栽されて、もう何十年も山になっておるということで、畑のまま山林化しておるような事例は本町でも多くありまして、その際には非農地証明手続きということで、もうここは数十年にわたって農地等に利用していない場合は農業委員会が非農地証明書という、それも農業委員会の定例会での許可が必要なんですけど、そういう手続きで証明書があれば、農地から山林に地目変更した上で所有権移転もできるというようなことになっておりますので、ちょっと農地法の関係とか、いろいろ手続きが非常に複雑になっております。また心配されるケースがありましたら、ぜひ農業委員会のほうにご相談いただいて、またそういうご助言も

できるかと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君） 1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君）それで、先ほど言っておる登記の問題ですが、農業振興地域の指定除外、非農地証明とか、除外するのに大変時間がかかる、県の許可も要るかと思うんですが、そういう一例ですが、先ほど言ったように、こういう例が、例えば国土調査をした場合は山林だったら、植林をしておところは山林として国調は調査をします。それが農業振興地域であつたら、農業振興地域がもう山林となって、転用違反みたいなことになるんですが、そういうところがパトロールの中で、農業台帳があると思うんですが、農業台帳というのは、農地の一筆ごとの地盤とか面積、地目、権利の設定とか、状況が記載されておると思うんですが、そういう農業台帳などを参考にしながら見回れることができれば、そういう事案ということは起こらないかと思うんですが、そののところどういふふうにもうちょっとせんと、これから、先ほど言うように、相続の問題が大変皆心配しておりまして、その農業振興地域も自分がひょっとしたら、知らん人がいっぱいおるかと思ひます。そういうところも町が徹底しながら、相続の問題、登記の問題を速やかに進めてやるような対策が必要かと思うんですが、そののところ、これからの取組としてはどういふふうにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

農業振興地域の区域指定に当たっては、当初、その農地を有効に農地として活用するという意義を持って指定がされておりまして、それに伴って、先ほど言った中山間地域直接支払い等の国の補助等の対象区域にもなるというところで、本町ではほとんどの農地がその区域に指定されております。

それに伴って、地目を農地から別の用途で変えたい場合に、農業振興地域の除外という手続をまずしなければならぬということ、この農用地利用集積計画という計画を変更という手続になるんですが、最終的には町農業委員会を経て、県のほうの許可を得なければならぬということ、大変時間を要する。これは縦覧公告期間も含めたら約半年ぐらい通常かかるということ、大変、地目変更、農振の除外がスムーズにいかないということ、ご迷惑といひますか、非常に住民に不利益な状況が生まれる場合がございます。

ちょっと制度的なところをやはり、十分説明がこれまでなされていなかったということ、自分の所有権がある土地ですので、自分ですぐにできるというふうなやはり皆さんそういう思いを持っておりますので、そのあたり、しっかり情報を共有してもらふような手はずもしていかなければならぬというふうにお考えしております。

また今後、各地域の地域計画という計画づくりを、各地域を回りまして、集落座談会に、この11月頃から予定しておりますが、入っていく予定としております。その中では、まちづくり推進課が事務局であります、県の普及所でありまして、農業委員会とか、JAとか関係機関も一緒に入つていただいて、様々な農業課題を、話合ひをして、今後の展開ということ、話合ひをするようにしております。

その中では、守らなければいけない農地、この部分は守って、中山間地域直払も利用しながら、守る農地と、もうここの農地はちょっと、農地としては今後将来的には利用が難しいという一定の線引きも図っていかなければならないと思っておりますので、そういう各地域の意向を受けて、この農業振興地域の区域もやはり見直していかなければならないと考えています。

この地域計画づくりにちょうど、そういうタイミングになるんじゃないかというふうに思っておりますので、そのあたりは各地域で話し合いをしながら、そういう線引きまでできればと思っております。

以上、すみません、答えになっているか分かりませんが、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）何回も言うようで恐れ入りますが、実際はこういう今、僕が言った件があったんです。高齢者の方が県外におる子どもさんに登記をする。ほかの不動産は全て登記ができた。しかし、少し山奥と思いますが、その場所は、実は農業振興地域で、すぐには登記ができない。指定除外とか、非農地証明とかいって、結構何か月もかかるという件があります。何回も言いますが、こういう件がやっぱりこれから相続、登記の問題が増えてきましたら、ますます増えてくると思うんです。やはりその地目とかそういう、国土調査をしたら、今見たらここは山林じゃないということで済ませていきますから、やっぱりその農業台帳が詳しくあるんですから、そこもやっぱり詳しく参考にしながら、やはりこういう事案が起きないような対策をぜひお願いいたします。

それから本町は、先ほど委員長が言われましたように、委員会の議事録をちゃんと公表しておりますが、ちょっとそこでお聞きしますが、農業基本台帳と地図情報の電算化では、全国では9割のところは導入済み、また、農地地図情報システムの導入、これは地盤図とか航空写真、この対策は全国で4割の導入とありますが、本町の現在の状況をお聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

まず農家台帳の電子化につきましては、本町で固定資産のほうと農家台帳をリンクさせる形で大分、もう10数年前に、そういう電子化のほうを整備がされておまして、整備化済みであります。

ちょうどその事業の後、農地地図のほうも、この国土調査の成果とリンクさせていくという方向性でその台帳の電子化のほうも進めておりますので、本町については既に電子化の取組は対応済みということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりました。

農業委員会については終わりました、次に移ります。

○議長（岩本誠生君）それでは、農業委員会の山下文一委員長、どうもお疲れさまでした。

ありがとうございました。

○1番（澤田康雄君）次に2問目の町道の改良、舗装について何点か質問していきませんが、町道上谷線の改良ですが、地元の要望が大変強いのであります。危険箇所が非常に多く、北側西地区としましても、毎年、区長をはじめ役員の方が町にも陳情をしておりますが、まだちょっと実現されておりましたが、今後の予定とか計画をどうしていくのかお聞きします。

大変、特にカーブが多く、ガードレールもなく、坂で、特に冬場は水が凍って、車が滑って谷へ落ちかけた、そういうことがあったそうですので、やはりガードレールもないので、早急な対策、改良工事をお願いしたいんですが、計画をお聞きします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）1番、澤田議員の一般質問にお答えします。

町道上谷線につきましては、議員ご指摘のとおり、非常に狭隘な上にカーブが多く、また線形が悪く、危険箇所が多いため、以前から北側東地区の皆様から強い改良要望を受けてまいりました。

全面的な改良には延長も長く、時間を要するところがございますけれども、危険箇所の改良につきましては優先順位などもつけまして、順次、取り組んでまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）優先順位と言いましたが、優先順位の上位にぜひつけてお願いをしたいと思います。

この件ですが、5年前には予算に上谷線改良工事委託事業費として5,000万、たしかついておったことがあったと思うんです。それが5年前、町長が替わりましたら、突然消えた経緯がありますが、そういうところをちょっと、ずっと前、予算書を見たときに、あれ、これはなくなったのかなと思ったことがあったんですが、そういう委託料のこともありますので、ぜひ早急に、本当は上谷線全面改良をお願いしたいんですが、この箇所だけは、間もなく冬が来ますので、大変地元の方が心配されておりますので、ぜひ優先順位の上位につけて、ぜひ実現をお願いします。

それと次に、屋所へりポートから作屋敷の町道舗装ですが、今回の議会との地元の意見交換会の中でも、汗見川地区から強い要望がありました。

町道に格上げたばかりかと思うんですが、とにかく町道になったんですから、ぜひ早急な舗装工事をやっていただきたいんですが、計画をお聞きします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）1番、澤田康雄議員の一般質問について答弁をさせていただきます。

町道屋所作屋敷線は平成29年度に認定された2番目に新しい町道であります。

全長約2,032メートルで、舗装されている部分は町道屋所線の分岐から屋所へりポート付近までで1,600メートルほどが未整備となっております。

町道の舗装整備事業につきましては交通量が多いところや大きく傷んだところなどをピックアップして順次舗装はしておりますけれども、当該路線につきましては、整備延長、あと事業量も多いため、今後検討して進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君） 検討課題ということですが、実はちょっと古い話になるんですが、10 年ぐらい前、僕はちょっと区長をさせていただいたときに、区長会で町のほうから、町道は全て舗装されておりますという説明がありました。

それで、ちょっと僕は質問したんですが、町道の峰ヶ平四叉路から雁山までの道は、たしか町道かと思うんですが、舗装されていないがという話を区長会で話をしたんですが、そうしたら、当時の副町長がすぐに明くる日か、電話をくれまして、検討しますが、予算のこともありますということで、すぐ電話かけてきてくれた経緯があります。

それで、1 年もたたうちに本当にきれいな、雁山の舗装が、完全舗装をやってくれましたが、やはり今の町の考えとしては、町道は全て舗装という考えがあるかと思うんですが、ぜひ人が、1 人かしかおらん、そんな関係でなくて、やはり町道として昇格しておるなら、やはり町道らしく舗装もして、ちゃんと整備するのは当然だと思うんですが、もう一回、答弁をお願いします。

○議長（岩本誠生君） 執行部答弁。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君） 町道は全て舗装という考えを町のほうで持っておるようですので、なるべく検討ということでさせていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君） 先ほど言ったように、そういう前例がありますので、ぜひ地元のためにも、町道にせつかく昇級をしたんですから、ぜひほかの地区にも恥ずかしくないような町道として、やはり進めていただきたいと思います。

それでは、次のところに移ります。

3 番目の国土調査についてであります。午前中に同僚議員が今後の計画なんかはお聞きしましたので、これは省かせていただきます。

それで、20 年ぐらい前に当時の担当者がすごいやりこくりがあり、最近再調査を広い地域でやっておると思うんですが、大体再調査は済んだかと思うんですが、再調査箇所が進み具合、全部済んでおるのか、どことどこが済んでおるのか、全て済んでおるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（岩本誠生君） 住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君） 1 番、澤田議員のご質問にお答えします。

①の今後というところも準備してみたんですが、ちょっと残念なところでありませぬ。

再調査地区の調査状況ですが、先ほどお配りしました高知県の国土調査をお持ちでしょうか。そこをちょっと確認してもらって。その地区の49ページ、これは令和3年度の状態ですが、青いところが再調査というか、現在、認証ができていないところになっております。その中には議員が指摘する11年の地区も入っていると思います。

最近の動向としまして、やはり公共事業優先というところもありまして、県道の磯谷本山線なんかの改良にもなかなか国土調査が進まないというところは、支障となっているところもあるところです。

また、元年度に調査しました、松村から下津野にかけて、地権者との折り合いがつかない地権者がいるということでちょっと、認証に向けて時間を要しています。

またその次の寺家・吉野地区についても、ちょっといろいろ問題がある地権者同士の話もありまして、認証が遅れております。

いずれの地区も、担当者が出向いて、話合いを持ってスムーズな完了に向けての手续をしているところですが、なかなか調査に対する協力も得られないところもあつたりするんですね。特に11年のところは、白地のところも多いし、話がつかないところも多いところです。

最近の国土調査は、一般型の外注型ということで、民間業者に委託して事業しているんですが、町がやるのがいいのか、業者がやるのがいいのかはちょっと別にして、ある程度調査しても折り合いがつかないところについては、その事業の調査を終了するというふうなことも図っていかないと、全体地区の推進について遅れるということがもう既に発生しています。

そういう意味からも、ある程度の交渉をしていった分で折り合いがつかない部分については、もう筆界未定という処理もしながら事業を推進しなければいけないかなという思いもあります。

ただ一方では、やはり住民が筆界未定になるとすごく不利益になる場合もありますので、登記簿が閉鎖されたとか、それこそ相続ができないとか、売買ができないとか、分合筆ができないとかということもありますので、できるだけそれは避ける方向で、きめ細やかな対応もしなければならぬというのが現状だと思います。

いずれにせよ、11の地区は、もう20年近くがたっているのでも、早めにはしなければならぬのですが、再調査の交渉だけでも相当な労力がかかっておりまして、まだ白地の部分がありますので、白地というのは調査ができていない、いつできるかというところについてはちょっとまだ未定というところです。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）ちょっと自分の解釈が悪いんでしょうか、再調査が磯谷本山線から北山、東の川沿いの下のほうです。それから上下関、大石のほうもあつたと思うんですが、どこどこやって済んでおるのか、まだ済んでおらないのか、まだ話がつかるところはもう筆界

未定で済ませていかないと、なかなか前へ進まないんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

○議長（岩本誠生君） 住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君） 具体的に一番遅れているのは11年の北山と本山の一部だけです。

あとは1年ぐらい遅れているというか、閲覧、認証とかいう段階を踏んでいるところがあると2地区です。元年と2年、3年の地区です。

一部、本当の意味で遅延と言われるのは11年の地区だけとなっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君） 国調の流れとしては、土地の境界の確認をして、一筆調査をしますが、確認された境界にはくいを打って、測量をして、地籍測量をしますが、それからまだ地籍簿をつくる。それから、地籍調査の結果を地権者に、これでええのかということで、閲覧をしてもらう。それが済んだら法務局へ持っていき、登記が終わるということですが、そのところのまだされていないということは、難しいところがあるというだけでされていないのでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君） 住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君） 今年の例を挙げますと、今年は七戸の一部をやっています。

3.3平方キロメートルです。これは事業費配分が、予算要求8,000万しましたが、6,000万の割当てしかありませんでした。それで一筆調査をやりますが、測量までの事業費はついていない。ですから、測量はちょっとやりくりも今しているんですけども、次年度でこけるというところで、3年ルールというのなかなかそううまくいかな場合もあるんです。調査と同年に測量すれば、一番進むんですけども、それが事業費の配分でいくと、3.3ヘクタール、2,500で、それぐらいかかりますので、そういうふうな要望と実際の事業費枠で、一部測量ができないというところで、今までどおり1年目にE工程、一筆調査をやる、細部測量を行うというところができない場合もあります。そういう意味からは元年からのところが登記には至っていないというところでは。

先ほど言いましたように本当に折り合いがつかなくてできていないのはもう11年です。元年とか3年のところも少なからずとも折り合いがつかない場所はありますけれども、それは大きな面積を占めることではないので、先ほど議員が言いましたように、その交渉はもう無理だと判断すれば、もう筆界未定の処理をする。ただ、その筆界未定も本人の了解を得るところがあるので、なかなかそこら辺のところはもう筆界で、双方が筆界認定できますよと言ったら、うちの境はここでいいんだというような主張の方もあったりするので、その折り合いがうまくつけばですけども、なかなか町としてはそこがジレンマがあったりするところですが、その判断はもう速やかにする時期が来ていると思いますので、議員が言われるように、できないところはできないなりの処理で対応して、その地区全

体の早期完成に向けて手続をしていく計画であります。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君） 国土調査は国の補助が半分、4分の2です。それで、県の補助が4分の1で、地方の負担が4分の1というふうになっておると思うんですが、それで、国土調査は大体2年で済ますというのが原則になっておると思うんですが、そういうところをこんなに何年もかかってやると、県とか国の補助の問題にも、影響がないかもしれませんが、心配されますが、そのこのところ、やっぱり今はできていない、なかなか進んでいないという話ですが、その面で、職員体制ですが、たしか異動がありまして、国調をやっておった方が2名ほど異動になっておりますが、果たしてこの体制で順調に国土調査ができるのか、あるいはまた会計年度職員を採用するなり、やはりそういう人材も入れながらしていかないと、なかなか計画どおりにはいかんかと思うんですが、町長、そういうところ、計画をお願いします。

○議長（岩本誠生君） 副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君） 澤田康雄議員の国土調査の人員体制の質問にお答えいたします。

今回の質問をいただきまして、今までの体制等を確認してみました。やはり多いところで正規の職員が3名、それから少ないときで2名体制で実施をしてきておりました。

現在の業務の内容としまして、先ほど参事のほうで答えましたけれども、以前の業務と異なっておるところは、境界の確認決定、そして境界ぐいの設置等につきまして、以前は職員でやっておりましたけれども、現在はその部分につきましても委託業務ということにしておりまして、測量業務に加えてそういう業務も現在は委託をしておるところであります。

限られた職員の中で、全庁的に見てみますと、取り組まなければならない業務も山積しておりまして、それらを解決するために、現在の職員数、そして、配置などについては大変苦慮もしておるところであります。

先ほど議員がおっしゃいましたように、会計年度任用職員等の雇用で、やはり体制を整えていくというのも一つの手だというふうにも考えておりますので、そういうことも取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（岩本誠生君） 1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君） 分かりました。ぜひそういう人員が少ないということがありますので、ぜひ会計年度職員でも入れまして、進めていただきたいと思いますが、分かりました。

次に移ります。

それでは、4番目の項目の本山梅溪を売り出し、本町の知名度アップということで、質問をしていきます。

土佐七雄とは、室町時代末期から戦国時代にかけて、土佐の国に存在した七つの豪族の総称で、土佐七雄は、土佐一条氏、本山氏、安芸氏、大平氏、津野氏、吉良氏、香宗我部氏、

山田氏のときもあるそうです、また、畠山権治さんの本山城物語には8氏と書いておりますが、土佐一条氏は、中村城で1万6,000貫、1貫が1石から2石というふうに説明があります。本山氏は、本山城で500貫、吉良氏は、吾川郡吉良城5,000貫、安芸氏は安芸郡安芸城で5,000貫、津野氏は、高岡郡姫野々城で4,000貫、大平氏は高岡郡蓮池城で4,000貫、長宗我部氏は岡豊城で3,000貫と、資料にあります、やはりこの土佐七雄の中の1人の本山梅溪、本山城の城主、一時は土佐郡、吾川郡、高岡郡の東部を手中に収めて、5,000貫を領しました。

また、梅溪の墓は、いの町の枝川にあるということも資料にあります、そこで町長にお聞きしますが、こういう本山町の土佐の七雄、本山梅溪を本山城と共に盛り上げ、町の活性化のためにも何かできないか、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

実は答弁書をつくっておりません、もうこの歴史的には非常に教育長のほうが詳しく、一般質問の役割分担をしたときに、教育長に答弁をというふうに考えておりましたが、町長にということをございましたので。

もう今、ご指摘のとおり、土佐七雄ということで、この本山茂宗、梅溪は、この本山から朝倉城に領地を広めていったということで、これは非常に本山にとっても大きな歴史でございますし、本山城とか、そういった歴史としての価値、資源も非常に大きいですし、この本山城とかを今後考えていく上でも、この歴史というのは非常に大切にすべき内容だというふうに思っております。

詳しくはまた教育長のほうからも答弁をさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）澤田議員の質問に対し答弁を申し上げます。

知名度アップについてでございますが、議員が述べられましたように、また町長からも話がありましたように、郷土の偉人の検証、その時代、あるいは後世へ功績などを引き継ぐことは非常に重要なものであるというふうに考えておまして、歴史を知ることで郷土への誇り、愛着も高まるものというふうに考えておりますし、歴史を後世に伝えていくことは私たちの責務であるとも考えております。

本山梅溪、初めは清茂、そして茂宗、梅溪となるわけなんです、宣伝し知名度を上げるについてでございますが、これまで直接、本山梅溪として売り出すということではなしに、令和3年度から土佐城さんぽ御城印ラリーとして、県下11の城を巡る企画を県と共に関係市町村と連携して開催しております。まず、本山市の本拠地であった本山城の城跡を知っていただく、こういった取組をしているところでございます。

そして、ゆかりの町村との連携につきまして、提案がございしますが、先ほど、御城印ラリーイベントもそうですが、県やほかの町村、市町ともできる連携につきましては積極的に進めていきたいと考えております。

以前、こういった高知県と10の市町が連携して、県立歴史民俗資料館が監修して、土佐戦国の山城といった冊子を作成もしております。

山城をめぐる指南書として発行して、多くの方に、観光客の方、あるいは歴史、あるいは城が好きな方に来ていただき、こういった機会づくりも行ってきたところでございます。そのときにガイドといいますか、地元の皆さん、好きな方も集まっていたいただいて勉強会、こういったことも行ったところでございます。

市町村や県立歴史民俗資料館、史談会など、専門家の皆様と現在も交流がございますが、意見交換、あるいは連携を進めながら、本山城址、そしてそれに続く本山梅溪をPRしていく、知っていただく機会づくりにつきましては、ぜひ機会づくりの検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりました。よろしく申し上げます。

それと、本山城、それから井窪城は史跡として町の文化財に指定されておりますが、最後は瓜生野城で長宗我部氏に、和睦で終わったと本にはありますが、その中で本山城、井窪城がありますが、結構、大石城とか高角城、古田城、瓜生野の城、それなんかもなかなか民間のどっちかと思うんですが、できればそこへ看板なんかもつけて、ちょっとでも町民の方にも知っていただくことも必要かと思うんですが、またそういう取組もよろしく申し上げます。

次に、ゆるキャラのことでちょっとお聞きをします。

ゆるキャラとは、緩いマスコットキャラクターの略で、イベントや各種キャンペーン、地域おこしや名産品の紹介などの地域全般の情報PR、企画をしております。特に地域のPRを目的としたものをご当地キャラと呼ばれておりますが、ゆるキャラグランプリなども開かれております。

日本経済新聞によりますと、2011年の地域キャラクターは714体、2021年は1,553体と10年で倍増しておるそうです。

先日9月9日、10日には、須崎市でご当地キャラ祭りがあり、全国から81体の集結がありとあります。2日間で2万8,000人の人出があったと新聞で報道されております。

ゆるキャラといいますと、くまモンとか、本山町では、しんじょう君が有名であります、戦国武将、長宗我部元親のモデルの、もとかが君が高知県歴史民俗資料館のマスコットキャラだそうです。

また、高知県ご当地キャラ自慢には、土佐町のヨモーくん、ヨモーくんということは、土佐町は読書のまちということで、読もうというそういう意味かと思うんですが、大川村は太刀きん君、奈半利町はきんめにゃん、芸西村はCOCOROちゃん、越知町はよコジロー、横倉山をイメージしたと思いますが、日高村はもへいくん、安田町は安田朗と書いて、あんたろうというそうですが、各市町村でゆるキャラをつくっておりますが、ぜひ先ほど言いま

したように、本山梅溪、こういう本山という地名もあります。

そういうところで、このご当地キャラ、これからイベントとか、例えば、天空の郷で、東京であるとか、そういうときにはそういうキャラも連れて行って、宣伝にもなるかと思うんですが、そういうところで町民の方に、ゆるキャラの本山町のモデルとか、名前を広報して募集して取り組むのも、やはり本山町の知名度を上げる意味でも、小さなことですが、大事かと思うんですが、取組に対して、町の考えはどうでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）澤田議員にお答えします。

キャラクター、ゆるキャラにつきましては県内の各イベントや観光行事でのPR活動、事業の推進におけるマスコットとして、啓発活動など効果的な活用がされているというふうに考えます。

議員申しあげましたように、イベントで紹介もありましたが、効果的なイベントになっているといったところだと思います。

提案いただきました本山梅溪のキャラクター、ゆるキャラの制作につきましては、現在のところ計画はしておりません。

歴史関係のマスコットキャラクターとしましては、自分が承知している範囲では、議員もおっしゃられました県立歴史民俗資料館の若武者もとちか君、高知城歴史博物館のやまびよんがあります。

このマスコットキャラクターは、施設案内や定期的なイベントが年間を通して開催され、効果的に様々な場面において活用がされております。

もちろんキャラクターを生かす人材も確保されて、実際にキャラクターの活用が有効な取組になっているというふうに思われます。

現時点では、本町の場合、歴史的な場面やゆるキャラで宣伝に活用する場がないこと、まだまだ本山町を知っていただくといった、ソフト面の充実が必要だというふうに考えております。

知っていただく活動としまして、一つですが、学校では副読本としまして、本山町の歴史文化資料集で、学習のときに本山史の紹介を子どもたちに、毎年ずっとしているところでございます。

今後、この資料集を、本山史についての説明の箇所を活用して、例えば先ほど言いましたラリーイベントでは大原文学館のほうに来られますので、来庁される方に分かりやすく紹介できる資料として作成をして、そういったPRにも努めていきたいというふうにも考えております。

県や関係市町、歴史関係施設と連携して、本山の城跡に来ていただく、本山史を知っていただく機会を創出しながら、ゆるキャラにこだわらずに、キャラクターが必要になれば対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生君） 1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君）教育長、そんな地味な対策では駄目ですよ。やっぱり全国でやっておりますから、ぜひそういうイベントに向けて、町民の方に名前も募集をして、例えばその募集をした方に、町産のヒノキのコースターをつくって配るとか、また、話は飛躍しますが、農業公社にお菓子とか煎餅とかまんじゅう、そういう面も開発をしてもらい、そういう面でやはり本山を盛り上げていかんと、ただ、本山の読本とか、そんな地味なことではなかなか町外に対してはアピールできないと思いますが、ぜひもう一度考え直していただきたいですが、答弁できたらお願いします。

○議長（岩本誠生君）できんものはできんとはっきり言わんと、中途半端なこと言わんように、答弁はしっかりとしてください。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）議員おっしゃられましたように、積極的な宣伝につきましては言われるとおりです。

ただ、それがゆるキャラかどうかというのは、なかなか判断をつきにくいといえますが、現在はもうそういった計画はございません。ただ、御城印ラリーでしたら、非常にすばらしい、ラリーのポイントでつくられるような札もありますので、そういったものとか、PRになるようなものは考えてみて、今後検討していきたいと思いますが、なかなかゆるキャラについては難しいかなというふうに考えております。

それとやはり、少しずつですが、地域を学んでいただくこと、これはもう繰り返したというふうに思っております。このことはしっかりやっていかないといけないかなというふうにも考えておりますので、教育といった面では、そういったところにつきましては、力を入れて進めていきたいというふうに考えております。

答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君）再度言いますが、時代が遅れておりますよ、本山町は。土佐町、大川村もやっておりますから、ぜひまた考えていただきたいと思います。

次の項目。

○議長（岩本誠生君）次へと進んでください。

○1 番（澤田康雄君）最後の質問になりますが、本山町の遺跡、文化財についてお聞きします。

午前中にも同僚議員が質問しましたので、ちょっと違う視点からお聞きをいたします。

文化財とは、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。このため国では文化財保護法、市町村は文化保護条例などを定め、文化財の保護を図っております。

文化財は大きく分けて6種類とあります。文化財は、それらの形態、性質別に文化財保護法で有形文化財、無形文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に定められております。

これら6種類の文化財のうち、土地に埋没されている、埋まっているものを埋蔵文化財ということが載っております。

本町には、午前中にもありましたが、県指定の帰全山、史跡ですが、それから、汗見川枕状溶岩、八反奈路の根下がりヒノキ、奥工石山の紅簾石が、この四つが県の指定になっております。また、町の指定では本山城跡、吉延の大杉、天然記念物、上関阿弥陀堂奉納相撲、これは無形民俗文化財などが、30の遺跡が、文化財がありますが、それでいろいろ文化財とか、こういうところの指定に対しての基準、それぞれ国・県・町の基準があると思うんですが、この文化財に対する町の指定に対する基準とかはどうなっておるのでしょうか。基準がありましたら、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

午前中にも同じような質問が出ておりましたので、重複しない範囲で答弁をいただきたいと思います。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）1番、澤田議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

本山町の文化財についてございますが、議員もおっしゃられましたように、文化財の指定状況は、県指定4件、町指定26件、うち1件、無形文化財として、民俗文化財、上関阿弥陀堂奉納相撲が指定されているところでございます。

文化財としての基準でございますが、本山町の文化財保護条例の中に定義としてありまして、条例の中で、文化財とは次に掲げるものを言うということで、第2条の1項で、構造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍・転籍、古文書その他、有形の文化的所産で、歴史上または芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他物件を含む。）並びに、考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下、「有形文化財」という。）といった定義で、4項目で本山町の文化財としての定義を掲げているところでございます。

そして、文化財の指定につきましては、対象となる案件の内容の精査、確認調査を行いまして、必要な場合、県と専門家の方からの意見をいただき、評価を参考にしながら、本山町文化財保護委員会において調査、審議をしていただくというような流れとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）ありがとうございます。

午前中にも話が出ましたが、この指定よりちょっと緩い登録というのがありますが、有形文化財のうち国、県、市町村指定文化財以外の文化財で保存活動が必要なものは、登録有形文化財として登録しますと、そういう登録制があります。

また、文化財登録制度は指定制度を補って、より多くの文化財を守り、地域の資産として生かすことを目的としております。

登録有形文化財は地域の財産であるということを掲げておりますが、そこで、通告書の提

案の内容ですが、旧本山大橋、見てみましたら、昭和9年3月の完成みたいなことが書かれておりますが、90年ぐらいたっているかと思うんです。

やはり僕らの子どもどものときも、あそこを歩いて通学をしたものですが、そういうところで景観的にも大変優れておりますが、ぜひ指定でできなかつたら、ちょっとゆるい、本山町の登録文化財、有形文化財に指定できないのか、また、それと本山町の各地域に石仏がありますが、大石の方が収録、編集されております本にも、檜ノ川流域の88か所とか、また、下津野からずっと田高須、助藤、それから葛原へ行って、下関、上関まで行って、そこにも結構石仏、88体はないと言っておりましたが、そういうなかなか珍しい石仏がありますが、そういうところもやっぱり教育委員会として考えて、できたら町の有形登録物として登録できないか、考えをお聞きします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）提案いただきました、旧本山大橋、あるいは地域で発掘、掘り出しをされております、コースづくりをされております石仏など、指定に向けての提案ですが、進め方としては、案件の確認、調査を行い、必要に応じて、先ほど言いました専門家の意見を聞いて評価するということになるかと思いますが、委員から提案ありました指定、あるいは登録制度、令和3年に無形文化財、無形の民俗文化財の登録制度が新たに新設もされましたが、そういった登録制度を使った保護もできないかというところですが、まだまだ登録制度については、活用をこれまでできていないというところもありまして、今後、対応に向けて、指定との違い、ここの整理を担当課としましては、基準について検討していこうというふうに考えております。

先ほど、午前中も言いましたが、県内でその登録制度を活用する前段の活動をしておる町村、自治体もありますので、その模様も聞きながら、県の指導も仰ぎながら、登録制度、そういった整理もしながら、必要な文化財につきましては指定、あるいは登録も含めて評価をして、文化財保護委員会の審議をいただきながら、町としての指定登録としての取扱いについて進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）ここにこういうことが書かれておりますが、登録有形文化財建造物の登録基準というのがあります。

建造後50年を経過しているもので、かつ、国土の歴史的な景観に寄与している。再建することが容易でない。この三つの条件のうち、いずれか当てはまるものが、この登録の基準となっておると書いておりますが、先ほど言いましたように、本山大橋は50年、90年たっております。また、再建することはもうなかなかできない。そういう面でもクリアできると思うんですが、ぜひそういう登録有形文化財の建造物登録基準をじっくり見ていただいて、考えていただき、この基準に合っておると思うんですが、検討をいただいて、登録有形文化財にぜひお願いをしたいと思いますが、早急な対策をお願いしますが、答弁を求めます。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）質問いただきました旧大橋についてでございますが、橋の内容につきましては、議員おっしゃられたとおりでございますが、ほかに評価、調査としまして、構造とか、あらゆる歴史性とか、あらゆる史料を整える必要もございますので、そういったものがどのぐらいかかるのか分かりませんが、そういった調査もしながら進めていくということになりますので、期間につきましては区切ることはできませんが、必要な専門家等の意見も聞きながら、検討していきたいというふうに考えてます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）何回も言いますが、登録有形文化財建造物の登録基準があります。建造後50年を経過しているもので、かつ、国土の歴史的景観に寄与している。造形の規範となっている。再建することが容易でない。この三つの条件のうち、いずれかに当てはめたら、登録基準にクリアすると思うんですが、ぜひその基準をもう一回見直してもらうて、専門の方にも話を聞くこともあるかと思うんですが、何か答弁を聞いておると、前向きな答弁がないんですが、もう少し前向きな答弁ができないでしょうか。再度、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）この件については、先ほど同じような答弁と質問が繰り返されているんですけども、これは文化財として認める場合には一応、文化財の委員会みたいのが町にあるわけだから、当然そういうのに諮ってやるということで、ここでは文化財にしますという答弁はできないだろうから、そういう答弁をしてください。

そうせんと、いつまでたっても同じような答弁で堂々巡りになりますので、よろしく願いします。

では、答弁を求めます。大西千之君。

○教育長（大西千之君）お答えします。

基準につきましては、議員がおっしゃられた内容だというふうに思いますが、指定につきましては、保護審議会に諮りまして、そして、指定あるいは登録について進めていくということでございますので、ここで指定をする、あるいは登録にするといったことは答弁できませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）ぜひ関係機関とも調整をして、やはり景観的にも、あそこに建ったら、すごい視野も広くて、地元の人もこんな話をしていたんですが、90年前に建てた橋、その時分に果たして鉄筋が入っていたんだらうかとか、ひょっとしたら竹を組んで、中は竹かもしれんぞとか、そういう話もあったんですが、そういう中身の問題なんかちょっと自分も興味があったんですが、そういうこともありますので、ぜひ機関とも調整をしながら前向きに取り組むようお願いをいたします。

以上で通告しておりました5項目を終わります。

どうも答弁ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）以上をもって、1番、澤田康雄君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 15：37

再開 15：50

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、松繁美和さんの一般質問を許します。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）議長のご指名いただきましたので、4番松繁、ただいまより一般質問を行います。

最初に、特定地域づくり事業協同組合についてでございます。この件につきましては午前中の質問でも出ましたので、通告要旨にございます一つ目の、この事業の概要の説明ですね。これはもうこの場では省かせていただきます。

そして、私のところでは、特に問題というか心配される点、幾つか報告もありましたけれども、労働法制、特に労働者派遣法の観点に関わって問題はないのか、その点の解決に向けての対応を進めているのか、特にこの法が成立した際に14項目の附帯決議がつけられております。その附帯決議の大方がこの労働者派遣法に関わる問題ですので、その点についての、まず答弁を求めます。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）4番、松繁議員の一般質問にお答えします。

特定地域づくり事業の協同組合の関係につきましては、経過につきましては午前中ということで、省くということございましたので、労働需要がどうなのかとかということについては、今検討しております。

一方で、やはり雇用の安定や、いわゆる賃金の確保とか、事業の継続性とかいうところに危惧されている点がございます。

本町の検討につきましては、そういった点も踏まえて、今、専門家も交えて検討を進めているところです。この附帯決議で危惧されている点についても、十分に検討を加えて、この特定地域づくり協同組合については検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。午前中の答弁からも、そういったことが含まれるとは思いましたが、一応念のためにということでお話をさせていただきました。

それで、それは本当に、この大事な地域づくり人材を派遣労働に任せて、雇用形態をもう

派遣労働でやっていくかと。派遣労働というのは、労働者側から見れば、あまりよい労働条件にはなっていないということが往々にしてあります。もちろん、それぞれの働き方の問題で、派遣労働で働きたいと、そういう場合もございますので、一概に私が派遣労働が駄目だということではなくて、町長も心配したように、雇用の安定や賃金の確保、これに心配をするものでございました。

それで、あと、派遣事業ですので、本山町の、この三つ目の通告にも関わってくる問題ですが、他の事業所とのということでは、本山町には嶺北シルバー人材センターがございますが、シルバー人材センターは派遣事業をやっておりますので、そうしたところの、競合ということが言葉が正しいかどうか分かりませんが、調整が行ったり、そんなことも将来的に私は、まず将来というか、今の段階でも少し調整をしておく必要があるかと思っておりますので、そういったことから、具体的にシルバーの名前を通告書に書きませんでした。その点についての少し見解など、またこれから対応をしていくのであればどう対応していくか、お聞かせください。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） 4番、松繁議員の競合の話がありましたが、私自身、今、この特定地域協同組合の、作成に当たって現在作っている段階で、具体的にそこまでというような認識ではおりません。

ただ、一定この派遣法で言われますと、資格の有無だったり年齢条件などは、結局、そこで働く場合に派遣してもらいたい、派遣先で仕事を手伝ってもらう場合に、そういった条件が出てくるかと思えます。

派遣先での仕事の事業所、派遣先での他の事業所からの派遣などで、既存のパートの方がおられたりとか、パートの方がおられるケースと、そこで既存のパートの方がおられるケースもあるかと思えます。そういった面では、この特定地域協同組合ができることによって、そういう不平等じゃないですけれども、あつてはならないというところが考えられます。

もう少し言わせていただくと、その仕事の中身ですね。派遣の中の中身を考えていくと、やはり年齢とか資格などのところで、仕事のさびわけじゃないですが、その業務の中でもやれる業務、年齢構成とか、そういったものがあるのではないかというような認識では、今おる段階です。具体的にこれという組合せが確立して、例えば農業分野でこういう仕事やったら、例えば高齢者の方やったら難しいけど若者だったら一定時間できるとか、そういったところの認識はちょっとあるところなので、必要に応じてその仕事の中身が、例えばそういう競合になるところであれば、そういった調整を事前に関係機関、庁内の関係機関とも一定進めていかなければならないという認識でおります。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君） ありがとうございます。まだまだ問題、課題がこれから見えてくる時期だと思いますので、またその点は十分に検討いただきたいというふうに思います。

それで、これは担い手事業ということになっておりますが、本格的に担い手をするのであれば、今進めている農村RMOのような事業だとか、そういった事業もありますし、いろいろ組み合わせる必要があると思います。

それで、私午前中にも、県下では東洋町と馬路村が取り入れているということで、せんだって東洋町に1点お聞きをしてみました。東洋町の場合は、移住者対策にほぼ特化しているなど感じました。東洋町、サーフィンのメッカですが、サーファーで東洋町で暮らしたい、少しでもお小遣いが欲しいというぐらいの人が、サーフィンをやる合間に、少し水産業やったり、あるいはあそこポンカンの産地ですが、ポンカンの採取のしたりとかいうふうに、東洋町の産業を楽しみながらサーフィンを楽しんでここで暮らしていくというような、そういうところに焦点をかなり絞って、そういうふうに担当の方も言われていましたが、もう移住者対策だというふうに言っていましたので、またこれはそういう意味では、下手にという言い方はちょっとあれですが、行くと、この労働者派遣法の関係で、労働者の低賃金化を継続させていくような制度になる一方で、ただそういう人の受入れの窓口にもなるというようなことで、やり方はかなりいろいろできるんじゃないかというふうに思いますし、それから、都会にいる家族にちょっと帰ってきてもらいたいけれども、もう地元では仕事がないけれども、こういう需要があるのであれば、うちの子ども、親戚を帰ってきたらどうかというふうに思うような方もいらっしゃると思いますので、この事業は初めてやる事業ですし、かなりやり方によっては面白い事業ですので、一度、ある程度まとまった段階で、こんなことをやっているという住民に対する説明会のようなのをやれば、今、ニーズ調査とかいうところでは、この事業組合へ入ってもらいたい事業者への説明だとか、そういうところの段階だと思いますが、広く募ってみれば、ここの派遣労働者として働きたいという方もいらっしゃるかもしれません。

そういう意味も含めて、本山町で進めていることを広く知らせるという意味での、少しそういう場を設けていただきたいというふうに思いますが、このことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

今後のこの検討については、当然、情報を皆さんに発信していきたいと。この取組について、まだ確定しておりませんので、これは県の認定を受けなければなりませんので、そういうこともございます。

この事業ができた経過としては、先ほど附帯決議14項目の中にも書かれておりますけれども、やはり過疎地域などで人口減少地域において、事業者が人材をもう確保できない、求めても人材がないというときに、この事業を認定を受けて、いわゆる移住者の方とか、そういった方を受け入れて、繁忙期とか、いろんな組合せですね。1事業だけではできませんので、組み合わせると組合が採用するということで実施するわけでございますけれども、そうやって地域の事業に慣れてきたら、やはりそこでまたその事業者で採用していただく

というようなことも考えていかなくちやならないだろうというふうに思います。そうやって後継者もつくっていくということも、この事業組合に求められておることじゃないかなというふうに考えております。

いずれにせよ、そういった附帯決議なんかもありますし、これはどこでやるかという事務局の問題も大きな課題がありまして、そういったことなんかも今後検討して、また議会のほうにもお知らせというか、説明もさせていただくという機会もあろうかと思っておりますので、これは今はその検討を、県のアドバイザーなんかも含めて検討をしている途中というところでございますので、具体的なことについてはまた改めて説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）すみません、先ほど町長が申しましたとおりです。

この事業のたてりというか、説明に来られたときに、中小企業の方が来られたときに言われたことが、移住対策なのか、産業対策なのかというような意見をいただきました。そのことがもう、一番最初に私の中に、頭の中に残ってしまっていて、それを意識しながらしっかりしたスキームをつくって、説明する機会を設けていければと思います。

今の段ではまだ具体的にどういった組合せというところまで行っておりません。引き続き県のアドバイザー、県、それからアドバイザー、それからそういった方の助言をいただきながら、しっかりしたスキームができるかというのを、検討を深めていきたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。町長の補足答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。事業主の中には期待をする向きもありますので、進めていただけますように、よろしく願いいたします。

議長、次の課題へよろしいでしょうか。

○議長（岩本誠生君）進んでください。

○4番（松繁美和君）そうしたら、二つ目の項目、国民健康保険制度でございます。

この間、ちょっとこの問題にこだわっておりますが、やはり国保税、国保料の加入者負担がやっぱり高過ぎると。これは去年の9月にもお話をさせていただきまして、町長からも国の制度に問題があるんだと。制度というか、もう少し国が金を出してくれたらという話をいたしました。

そして、保険料が高いのは、何にましても、病気にならんことやということで、介護予防事業をぜひやってもらいたいというような話も、課長からも、担当課長からもいただきました。

しかし、やはり私は限度があるなというふうに思います。今の国保料の負担、これはもう町独自の減免とかもいろんな制度はやっている。この5年間、国保料の負担率も上げていないというふうにお伺いしましたが、しかし、この制度の問題、国県に対して何らかの措置を

講ずるといふこともやっぴいといふ答弁も、再三にわたってお伺いをいたしましたけれども、いま一度、やはり国保法では、この保険料を決めるのは、自治体、町村にあります。町村がもうこれ、均等割をどうするかといふことも含めて、もう少し、まだできることはないのか、そのことを町の執行部に対して見解を問いたいといふふうに思いますし、そして県に対しては、県も、前回聞いたときに、県はそんながには扱われんかといふふうに言いましたが、やはり納付金の自治体からの引下げ、これもやはり求めてもらわんといかんじやないかなといふふうに、県の持っている原資の活用を何とかできんか、そういう要請ができないか。

そして、国に対しては、やはり国のこの間の国保改革というのは、医療費をよくして、そして国庫の削減がやっぴい目的に来ていると思います。

そうでなくて、やはり、以前にも言いました、国保は助け合いではないと、社会保障制度だと。そういう観点に立てば、国や県や町に負担を、負担を国や県、個人負担というよりは、国や県や自治体、町がやっぴい原則的には負担をするといふふうにしていかなければ、国保制度は、特に加入者が高齢者であったり、本山町で農家の方とか自営業の方とか、本当に収入が不安定な方が多いわけですので、そこをもう一度、社会保障という観点から、これは町の姿勢といふことになるかと思いますが、その点の取組についてどう対応していくか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君） 4番、松繁議員のご質問に対しまして答弁いたします。

松繁議員のほうから、国保料は高いけ、町のほうでの考え方というのがありますが、高知県では2年前に、高知県はもう国保は一体化するということで、12年からの統一化を目指して、今、準備作業に入っています。6年からの標準的な統一、8年度に見直し、12年度からの県内どこに住んでも一緒に国保料を払うというような制度を目指しております。

その中で、質問内容にある減免制度なんかも、県下の統一というところが今、図られてまして、町村による独自というのはなかなか考えづらいようなところであります。

それから、松繁議員からありました、県納付金に対する財政調整基金の県保有額は約60億、今あるんですね。そのときに試算された、新聞報道にもありましたが、12年度の保険料についてはちょっと高めに出ているということもあります。何のために基金を持っているかという論議も今、昨日もしたんですけれども、県と。その60億を調整しながらいくのか、なくなったときはまた大きく上がることもあるんですが、そういうふうな使い道についても県もやっています。

それから、激変緩和のところには調整基金、国からの借金をしながら15億というふうな財政枠持って、それは返還しなければいけないので、それはそのまま納付金に跳ね返るといふことで、そういうふうな基金もあるので、保険料を抑制する方法について、統一しもしながら、抑制する方法については、県と町村も今検討している状況です。

以上となります。

○議長（岩本誠生君） 4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

これ以上の論議は、この場では本当に難しいと思っております、しかし、やはり本山町民の健康と命を守るという立場を貫いてもらいたいと思っております、改めて言わせていただきました。

今後も、できるだけ住民の生活のほうに向けた国保制度というのを、これは堅持していかなければならない制度ですので、お互いに努力をしていかなければというふうに思っております。

そして、二つ目の問題です。保険証のマイナンバーカード化の問題、これもしつこいようなお話になりますが、私が前回この問題言ってからまたさらに、保険証の問題、ひもづけの問題がなかなか混乱をしているということで、本当にこのまま、来年からこれが移行できるのかというふうに思いますけれども、国のほうは移行していくと。その代わり手だてをするということで、資格証の発行だとかいうようなことをしていますが、やはりこれもまだ申請のようですので、マイナンバーカードをとれば問題ないじゃないかと言われるかもしれませんが、これは町長も一番最初に言われたように、これは自主申告で、本人の自由に委ねられていると。これを取得しないことによって不利益はあってはならないということ、もうずっと言ってまいりました。

そういうことからすると、資格証を取らなければいけない人が自ら申請するのではなく、町から対象者に対して発行していく。申請時期が来れば、申請抜かりがないように町が手だてをする。それぐらいのことは、不利益をこうむってはいけないという観点からすれば必要かと思いますが、丁寧な町としての対応を求めると同時に、やはりこれはもう国に対して、来年は無理だということをはっきりと、この間の共同通信でしょうか、新聞報道では町長も延期というような意見を言うておりましたが、新聞報道ではなくて、国に対してきっぱりと、本山じゃできんと言ってもらえたらいいと思いますが、そうしたことも含めて見解をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

この問題は国民皆保険制度との兼ね合いがございますので、私は地元新聞の取材を受けたときに、誰でもひとしく医療サービスを受けることができるという、それが日本の皆保険制度でございます、その存続が危惧されるようなことがあるのであれば、保険証の廃止を延長して慎重に対応すべきだというふうに回答したというふうに覚えております。その考えに変更はございません。

マイナ保険証についてはいろいろと課題が今、出ておまして、資格証明書については、その発行の仕方についても、今どう言いますか、プッシュ型というんですか、という形で行う必要があるんじゃないかというような論議もされておまして、まだ確定したものがございませんので、それはどういうふうにするのか。それから、5年間という話も出ております

ので、そういったこともございますし、ただ私もちょっと話を聞くと、国保なんかは前年度の収入によって負担割合が違うので、5年間同じものが使えるということにはならないので、毎年度、負担率が変わったときなんかには、資格証ですか、についてはまた新たなものが必要になってくるということで、あと介護の必要な方々とか、身体障害者の方々とか、本当にマイナ保険証の申請ができずに取り残される方がいるようであれば、これは慎重な取扱いが必要だというふうに、今もその考えに変わりはありません。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございます。引き続きその姿勢を貫いていただきたいと思っております。

それで、三つ目の通告ですが、この問題、マイナンバーカードの問題、私は大変こういう制度に対して、町長も少し疑問もあるけれども、決まったことをやらなければならないと。それが行政の二面性というのはそういうところにあるんだろうなというふうに感じておりますと、こういう答弁をされました。

この二面性について、私ちょっと、前回は終わりのほうでしたので再質問できませんでしたが、この二面性、町長の言う二面性について、地方自治の観点からお答えください。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）これはもう私が役場に入ったときに、先輩方からいろいろと地方自治、住民自治の話を受けたときに、やはり住民にとってこの制度はどうなのだろうかということも、正直あります。ありました。

でも、行政としては法に定められた事務はとらなくちゃならない。一方で、この住民の生活を守る上で、この制度はいかなものかということも、場合によってはあると。自治体労働者というのは、そういう二面性を法で決められた事務については執行しなければならないという、そういう任務、二面性を持っているんだという話を、先輩からもお聞きしました。なるほどなというふうに感じたところです。

今回、マイナ保険証につきましては、マイナンバーカードが任意と、取得が任意であるという一方で、保険証を廃止するということになれば、これはマイナンバーカードを取得しないと誰でもひとしく医療サービスが受けるということについて、危惧されるものがあります。

しかし、一方でやっぱりマイナ保険証を進めるということになれば、これはもう行政としては、それを事務として当然執行しなければなりませんので、そういうことで、二つの側面があるというふうに、私感じましたので、前回、そういう発言をしたんだろうなと。だろうなと言ったらいけませんね。そういう発言をしたところです。やはりそういった二つの側面がこの制度についてはあるというふうに、私は感じたところでございます。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）大変難しい問題だというふうにも思います。

ただ、この制度においては、やらなければならないからやるけれども、不利益を生じない

ように、できるだけの手だてはするというふうに取り受けましたが、私、物によっては、やっぱり国が決めた制度にいつも、いつもというか付き従っていくのか、それともこれが本当に住民にとって不利益、そして、不利益というか、住民が幸せのうちに暮らしていることができない制度ができたときも、二面性というのか、物によったら、私は、町長として、この制度は本山町では取り入れることはできないということを言わなければならないことも、私はあると思っています。

この点については少し、後の平和行政の問題でもこのことが言えるかと思しますので、この項目での質問を終わりたいと思います。

議長、次の課題へ。

○議長（岩本誠生君）次へ進んでください。

○4番（松繁美和君）3点目の通告です。男女共同参画の問題です。

これも度々取り上げさせてもらっていますが、これですね。平成17年に作成をした、2005年です。今から18年前になりますか、3月に作成しました、「本山男女（とも）に輝く21世紀プラン」について、町長は6月議会において、行政各課、教育委員会も、このプランに示されている男女共同参画、これを念頭に置いて、今まで行政は進めてきておるといことについては、ご理解をいただきたいとの答弁がありました。

そのプランに掲げられた行政として推進する事柄、以下に示した進捗状況について具体的にお伺いをいたします。これは四つの項目がありまして、課題、家庭の問題、教育の問題、職場の問題、地域の問題というふうに四つに分けて、取組として、私たちが住民みんながすることと別に、行政はこれをいたしますということで、行政は、家庭で楽しむ子育ての啓発を推進します。DVに関する相談窓口の紹介や、講座の開催をお知らせします。

教育の問題については、行政は、男女平等教育を推進します。PTA活動における男女共同参画を促進します。シルバー人材センターの子育て支援サポーターの普及に努めます。

職場の問題です。行政は、職場における女性に不利な慣行や見直しやセクシュアルハラスメントの防止など、女性が働きやすい環境づくりに向けて、啓発を進めます。男女の均等な待遇の確保など、雇用環境の整備について支援します。農家の家族経営協定を応援します。

地域では、行政は男女共同参画に関する理解を深めるため、広報・啓発を進め、講演会を実施します。各種委員、審議会等への女性の参画を進めます。

以上です。

この項目について、今現在の進捗状況、お答えください。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）4番、松繁美和議員の質問に対し答弁させていただきます。

私のほうからは、その内容にあります1)家庭の項目について説明をさせていただきます。

この件に関しましては、国や高知県からのポスター掲示や配布、また行政連絡への現行基準を掲載するなど啓発に努めています。

また、DVに関する相談窓口の紹介につきましては、ここ数年、実績等がちょっとござい

ませんが、講座につきましては、高知県などが開催する講座についてというところで周知をさせていただいております。

町としましては、関連する項目もあろうかとは思いますが、これに関する内容はちょっと今のところございません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに答弁は。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）私のほうからは、2、教育について答弁をいたします。

男女平等教育を推進しますのところでございますが、中学校では、社会科や道徳の科目での男女の共同参画について、横断的な学習をしているところです。

次のPTA活動における男女共同参画を促進しますでは、PTA役員につきましては、おおむね小中学校では半数近くは女性が参画しているというふうにお伺いしております。活動につきましては、男女ともに主体的に取組をされているというふうに思いますし、数を追う意味でも、そういった状況だというふうに考えます。

三つ目のシルバー人材センターの子育て支援サポーターの普及に努めますのところで、当初の頃は一時預かりや保育園の子どものお迎えの代行などのニーズがありまして、サポーターの方が実施をされておりました。しかし、保育時間の居残り時間延長など、子育て環境の充実もありまして、ニーズがなくなっていき、現在、人材センターでの受注依頼の実績はございません。また、保育所での一時保育事業の開始などもありまして、依頼については今後も少ないのではないかとというふうに想定をいたしております。

以上、教育の三つの項目につきまして答弁とします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）4番、松繁議員のご質問、行政として、職場に対しての課題と申しますか、取組についてですけれども、庁内の職場に対しての啓発や支援についてはできておりません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）答弁。地域の問題。答弁はどちらですかね。

職場のときだから、地域。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

地域の中におけます男女共同参画計画に関する取組としまして、農家におきまして家族連携協定というものをご定めまして、この農業の作業における業務の分担でありますとか、そのようなモデルとなる家族協定を、本町では二つの農家が認定を受けておるところであります。そのような家族の取組を踏まえまして、農業等の産業の発展につなげたいというところもございまして、そのような取組を今後も深めていければと考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君） 最後になりますが、地域というところで、住民に対する広報啓発というところになります。

これはちょうどちの啓発というのは、よう行っていません。ソーレからの発刊物もありますが、そのことの発刊物の配布であるとかポスターの掲示、それから要請があった場合は、町広報のほうに、その内容に、男女共同参画に対する広報依頼というのを掲載しております。

最近、男女共同参画というよりは、多様性のもののほうのチラシにシフトしてきたような、世の中がそういうふうに移ってきたことがあるので、人権問題と合わさった、次の2番には、新しい現代版のというのがありますが、ちょっとその社会の捉え方というのも変わってきたようにも思いますし、2番については町長が答弁すると思いますけれども、そういうふうなものも見受けられます。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 答弁は以上ですかね。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君） 一通りありがとうございました。

策定から18年かけてずっと、6月議会では、これは生きているこれに従って町政を進めているという町長の答弁に基づいた、先ほどの成果の報告でございました。

健康福祉課、独自のものはないということでもよろしいですね。教育長、情勢が変化しておりますね。総務課長、全くできていないという言い方をされました。多少できていると思うんですけども、職場の女性の管理職も若干増えております。そして、住民課長、独自のものが無いと。そして人権問題だという捉え方をされました。まさに、今、人権問題ではなくって、これができたときからというか、これはもうまさに男女共同参画問題は人権問題そのものであります。

そういうことからすると、やはり18年前につくってこれやってきたけれども、情勢の変化もあって、なかなかこれが成果だよとは言いがたい。もう一つ忘れまして、農業、まちづくりの課長が言ってくれました。二つの農家がやっていると。本山町の農家は二つより多いですね、随分ね。

そんなこともありますので、ぜひ今の認識を、今の到達点をこれで捉えて、私はこれが低いとも思っておりません。こういうものだろうなとは思っておりましたので、あえてそれぞれの課長さんに言ってもらいましたけれども、少しずつやっぱり変化をしてくれていると思います。時代が変わっています。

そのことからすると、この理念は生きているにしても、今の社会が要請する女性の活躍推進法に基づく男女共同参画、この中にはいわゆる多様性の問題、これも含めたものが、これは多様性がちょっと欠けていると思いますので、それも含めた、改めて男女共同と言わなくてもいいです。人権というのを打ち出しても構いませんけれども、そういったもの、今、町

長が広げている、県が示したものにはそういう多様性が入っていると思います。

だから、それが今の女性活躍推進に基づく策定モデルですので、それに基づいた計画をつくるということを町長が答えると言っておりましたので、見解を問います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

ともに輝く21世紀プランと、もう策定後18年が経過しております。

国のほうでも、第5次の男女共同参画の基本計画と令和2年の12月に策定されておりますので、そういう意味では、本当にご指摘のとおり、社会情勢は非常に変化してきております。その多様性のことも含めまして、この18年前とは大きく変わってきている環境になっております。

そういう点を考えますと、本町でも、この計画も、見直し作業が必要かなというふうに、当然、感じております。今、具体的なスケジュールは、現在のところございませんけれども、今後、この策定プランの見直しについて、庁内で具体的に検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

6月議会でも、やはり必要ではないが、具体的なスケジュールは現在のところございませんが、今後検討してまいりたいというふうに存じますという言い方からすると、私は、行間を読み取れば、一歩前進のように受け取りました。ありがとうございました。

議長、次の項目へいきます。

○議長（岩本誠生君）次へ進んでください。

○4番（松繁美和君）公共交通の問題です。

今、午前中でも公共交通のことの進捗状況とかというようなこと、質問ありましたので、1番目の、この状況はどうなっているかについては、これはもう私のほうからは省かせていただきます。

二つ目です。福祉バス、福祉タクシーの、これは公共交通というより福祉の分野のものですが、私はこの問題の観点から一体のものとして捉えておりますので、この項に入れさせていただきます。

さくらバスの運行表が載っているこの裏に、福祉バスと福祉タクシーの案内がありますが、これは必ず病院にかかる、医療にかかるだけとなっております。これは医療だけではなくて、役場に何か用事があるとか、あるいは公共交通、足の問題からしますと、買物に行くのにも使えるとか、少し要件を緩和するというか、広げるということも大事じゃないかなというふうに思ったりしておりまして、まずその点について、今後そういう要件の緩和についての考えはないか、見解を問います。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）4番、松繁美和議員の質問に対し答弁をさせていただきます。

本山町のタクシー・バス料金助成事業につきましては、医療機関への交通手段への助成事業として、それぞれ年齢に制限はありますけれども、平成8年4月1日から実施をされておる事業であります。

この事業の趣旨としましては、医療機関に受診をする際に、本山町民が全て、バスであったりタクシーであったり、同じ料金で通院ができるという、そもそもの趣旨でつくった事業でございます。医療機関に通院する際にはバスを使用しますと、償還払いとはなりませんけれども、全額無料となりますし、また路線バスがない地域、バスに乗ることが困難な方についても、令和5年度からは償還払いではなく、基本料金で通院ができる制度となっております。

一応、基本的なところでは、通院に限っての助成券になりますけれども、中には、この病院に来た際に買物をして、そのままタクシーチケットを使って帰るといったような、みんなそれぞれで対応というか、それぞれ個々にそういうやり方をされておる実態は把握をしておりますけれども、議員からご質問の、この制度の要件を緩和するかどうかにつきましては、現在のところを緩和することは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

私が、これは福祉の分野であるけれども、ここで話をするのは、公共交通、高齢者の足の問題として取り上げたというふうに申し上げました。つまり、このさくらバスも走っておりますけれども、週に1回の、それも限られた地域ということもありますので、そういうことをカバーする、お互いにカバーし合うということで、もちろんこれは医療から始まったことではありますけれども、公共交通全体を考えたときに、このことも少し緩和できたらいいんじゃないかというのが趣旨ですので、その点について、だから健康福祉課としてはこれ以上のことは考えられないかもしれませんが、公共交通全体としての今後の検討課題、もうこれ再質問は、再答弁は求めませんけれども、来年度へ向けての公共交通の制度をつくっていく際に、ぜひこのことも頭に入れていただけたらというふうに思いますので、その点申し上げるだけで、今回終わります。

三つ目の項目です。

これで、さらにこの福祉タクシーと福祉バスのこの項目を見ておりましたら、これが利用できるのは、町税及び料金、嶺北中央病院の医療費等に、等ですから、これ住宅費なんかもあるんでしょうかね、未納がないことということがございます。これは町独自の事業なので、町費を使うので、町民税を未納しているような人にそれはお金出せんわねとかいうのが当たり前の人間の感情だとは思うんです。

そうは思いますけれども、これは言われたように、健康福祉課長が言いました、どなたでも同じ料金で病院へ通える制度だと。このどなたというのが、やっぱりその病院行きたい人全てだと思っただけですね。その人がたまたま住民税は納めていなかったとしても、これは医療に通うためには必要な制度というふうにつくってきたものだと思うんですね。

ですので、私はこれはあまり、感情的な問題は別として、制度の問題として、この滞納があるかないかを要件につけるのはおかしいんじゃないかなというふうに考えております。

それで、あと、たまたまこの公共交通を見たところでは言いましたが、ほかにも町独自のいろんな助成制度があると思います。その中にも、未納であることのないことというふうに、要件になっているのが幾つかあると思うんですね。

この際、どれだけあるのか、そしてなぜこの滞納じゃなくて、助成をする理由ですね。さっき医療の福祉バス、福祉タクシーは、どなたも同じ条件で医療が受けられるから助成制度をつくったと言いました。そういうふうにそれぞれの助成制度の理由を言ってもらいたいと思います。そして、なぜ滞納がある人が受けられないのか、その説明をお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）すみません、資料をちょっと配りたいんですけども。

○議長（岩本誠生君）資料配付の要求が出ていますので、資料配付のため暫時休憩します。

休憩 16:41

再開 16:42

○議長（岩本誠生君）資料配付が終わりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）4番、松繁議員の各種助成事業への交付要件に、町税等の未納がないことについての質問にお答えをいたします。

まず、助成事業に町税等の未納がないことを条件としている根拠は、先ほど一覧表もお配りをしておりますけれども、条例、要綱等が根拠となっております。また、国県の補助金を伴う補助事業につきましては、その補助事業の県等の要綱の定めに基づいて、町要綱を定めおることを根拠としております。

定めておる理由につきましては、町税等の滞納がありながら助成を受けることが、他の納税義務者にとって不公平感につながるというおそれがあるのではないかとというふうに考えております。また、本町にとって貴重な自主財源である町税等の滞納の未然防止、公平性を保つためのものだというふうに考えております。

質問のありましたその他の事業につきましては、一覧表にお配りしてありますように、番号1の防災士資格取得補助金から、15番の合併浄化槽設置整備事業までの15件があるというふうに考えております。コロナの交付金等によりまして、1年限りの助成事業等については、今回この資料からは除いております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）滞納がないことの要件については分かりましたが、健康福祉課長が言

ったように、福祉タクシー制度をつくったのは、誰もが同じ料金で医療にかかるためだと
言いましたように、なぜこの、国県は構いません、町単独でやっている、なぜこの必要性を
もって補助事業としたのか。この点についてはお答えになかったと思いますが、お答えをお
願いいたします。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）お答えいたします。

先ほど言いましたように、やはり議員がおっしゃる意味も分かりますけれども、町のほう
といたしましては、不公平感につながるおそれというのが一番の根拠になっておるんだと
いうふうに考えております。

今回、松繁議員から質問いただきまして、ほかの町村等を調べてみましたけれども、その
中でもやはり内容によっては、補助要件に未納がないことを条件にしない内容のところと
いいますか、そういうものもありました。やはり今後、そのことについては検討もしてい
かなければならないと考えております。

具体的に申しますと、生命や財産の安全の確保とか防災の目的などのもの、それから障害
者の方、それから母子家庭、父子家庭等の補助、助成なんかについては、やはりそういう要
綱、滞納があることを条件にしないとかいうこととして定めておるところもありましたの
で、今後検討が必要かなというふうには考えております。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）いや、私の質問に、副町長答えていないです。

私が聞いたのは、なぜこの助成補助事業をつくったかということです。健康福祉課長が最
初に答えたように、誰もが同じ料金で医療を受けられる制度をつくるために、この補助事業
をつくりましたと。だからタクシーも、どんなに遠くからでも基本料金で来られるわけす
よね。その理由を聞いたがです。なぜ滞納の人は受けれんかを聞いてはいないです、私は。
なぜその事業つくったか。そのことは通告もしてあったと思いますが。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）今回、幾つかの補助事業があることが分かりましたけれども、どう
してつくったかというのは、やはり目的がその要綱等にも書かれておると思うんですけれ
ども、その目的を達成するために、この補助要綱をこしらえて実施をしておるということに
なると思います。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）言わんとすることは理解をいたしましたし、それから、ただ私は、繰
り返しますけれども、この福祉バス、福祉タクシーが誰もが500円で医療が受けられる体
制をつくるということの意味を、全ての事業にそういう意味があったんだろうというふう
に思います。

そのことで、それで今、副町長が、障害を持たれる方だとか、それから家庭が困窮である

方だとかいろんな問題のある方もあるので、今後についてはそういう滞納だとかの要件については、検討しなければならないというふうに言われたので、そのことをもって、今日の私の質問に対する答弁はよしとしたいと思います。

不公平感は確かにする、私も最初に言いましたが、感情的には不公平感があるかもしれませんが、これはこの事業の目的を達成するために必要なものではないと思うんですね。要綱にあるからということではなかなか難しい。それから、確かに国や県のいろんな補助事業は、この滞納問題がついてくると。それに準拠して行って町もつくってきた経過はあると思いますけれども、町独自の事業は町が決めますので、そのことは、だからといってそれほど、私、それほどみんなが、住民の皆さんが何か住民税を納めずにおって、ええところだけ取ろうなんて思っている人は少ないというふうに思っています。

中には、それはいろいろ、問題があると感じられる人もおるかもしれませんが、その人がおるがために、これは生活保護行政でも言われたことですね。生活保護バッシングがあつて、まともに働きもせずにおって生活保護をもらうのはどういうことというのが、芸能人の家庭の問題から始めて、いろいろ言われた。

そのときに、それとは違うと言うかもしれませんが、やはりこの事業をなぜ町単独で始めたか、そこに立ち返ったときに、やっぱりそれを考える必要があるのではないかなというふうに思いましたので、今回ちょっと問題にさせていただきました。どうぞ今後の検討課題にしてください。

最後の課題にまいります。議長、よろしいでしょうか。

○議長（岩本誠生君）どうぞ、移ってください。

○4番（松繁美和君）最後です。平和行政の推進についてです。

今、ロシアのウクライナ戦争などもあり、やはり本当に日本においても、戦後80年、平和な世界が続いていると、戦争なんて起こらないと思っていましたが、なかなかそうではない現状が世界情勢であります。

地方行政の大きな役割としては、地域福祉の向上、そして地域住民が平和のうちに暮らすことのできる環境づくり、これが重要であると考えます。

本山町は非核平和宣言を行っている自治体でもあります。その観点に立ち、平和行政及び平和教育の推進を改めてきちんと、例えば地域振興計画に平和行政の推進なんていうのは、言葉としてあんまり出てこないんですね。その思いはあると思うんですが、改めて今、どういう平和行政及び平和教育を行っているか、その現在の状況と今後の取組について、町長と教育長にお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

平和行政ということで、世界の恒久平和と世界で唯一の被爆国として、地球上から核兵器を廃絶するというのを願ひまして、非核平和都市宣言を本町はしております。全国の90%を超える自治体でもこの宣言はされておるところでございます。

今、地球上から核兵器を廃絶するという事は、先ほど議員からも話がありましたとおり、ウクライナ情勢などを見ていると、重要であり、また深刻であるというふうには私を感じております。

また平和行政ということにつながるでしょうか、三十数年前から、まだ米軍機というふうには確認される前から、低空飛行が繰り返されるたびに、この記録を取ろうということで記録を残し、その後、ダム湖で墜落事故もございましたけれども、訓練中止の要請を、以来、ずっと行政で続けてまいっております。これは嶺北での連携もし、県とも連携してこれを取り組んできたところでございます。

こうした実態を記録していくなどの取組は引き続き当然行っていきますけれども、地域の安全・安心のために関係自治体と連携して、こういった取組についても引き続き、中止要請なども進めていきたいというふうには考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）平和教育について答弁を申し上げます。

小学校では以前は登校日に平和学習を実施しておりましたが、現在登校日がなくなっておりますので、現在は教科で平和学習の授業を行っております。

中学校では、国語科、社会科、英語科、音楽科の教科書による平和学習を実施をしております。また、教科の学びを他の教科の学びに活用したり関連づけたりすることで深まったりするような、そういった教科横断的に学習をしております。引き続き学校では平和教育の学習につきましても進めてまいります。

また、平和教育推進事業をこれまで取組を進めてきました。平和都市宣言以降に、平和大使派遣の取組を実施してきましたが、令和元年度に申込みがなくなりまして中止となっておりますが、令和2年度以降からはコロナ感染予防のため中止となっております。

本年度は、平和関係団体の協力をいただきまして、現在世界では新たな戦争も生じており、平和教育の一環として、戦争の悲惨さ、命の尊さを考えていただきたく、夏休み期間、プラチナセンターのロビーにおいて、戦争と人間パネル展を開催いたしました。パネルを見ていた親子の方が、あるパネルをしばらく見ている光景もあり、関心も高かったというふうには感じております。

平和の大使の取組につきましても、次年度以降、確定はしておりませんが、パネル展の計画と平和教育につながるバスツアーなどを検討していきたいということで、担当課では協議をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございます。

お答えにはなかったですけども、本山町、町というか町長になるんでしょうか。平和首長会議というときも本山町は参加をされておられて、これは高知県下の全自治体の首長

が入っております、これ広島、長崎の市長が呼びかけている会議ですが、ここからの発信も随分ありまして、2021年から25年行動計画でも出されており、そしてその中で特に注目したらいいと思います。先ほど教育長がバスツアーの話をされましたが、次代の平和活動を担う青少年の育成ということで、子どもたちが学べる場の教材の提供であるとか、あるいはそうした広島、長崎での集いをやるとかいったことも、この平和首長会議のホームページで発信をされておりますので、今後はそういったところも使いながら、いろんなすばらしい教材がありますので、やっていただけたらというふうに思いますし、それから、非核平和都市宣言をやったということで町長答弁ありましたが、今、そのあかしとして、山崎と吉野運動公園のところに二つ看板がございます。若干色あせて、そしてちょっとゆがんでいますね。できれば、そのあかしとして、そんなにお金は要らんとします。ちょっと真っすぐして、ちょっとペンキで色をつけてあげるといようなことしてあげたら、なお目立っていいかと思しますので、そんなことも取組をいただいて、そしてさらに平和行政、住民が本当に平和のうちに暮らせることの町政、ともにつくっていただければと思います。

以上をもちまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岩本誠生君） これをもって、4番、松繁美和さんの一般質問を終わります。

それでは、本日は、これをもって散会することにいたします。

お疲れさまでした。

午後 4時56分 散会